

# 北中城村 第四次総合計画

基本構想・後期基本計画

第2期北中城村まち・ひと・しごと創生総合戦略



平和で人と緑が輝く  
健康長寿と文化のむら  
きたなかぐすく





# 北中城村 第四次総合計画

基本構想・後期基本計画

第2期北中城村まち・ひと・しごと創生総合戦略

## 北中城村村民憲章

わたしたちは

この村の村民であることに誇りと責務を感じ、

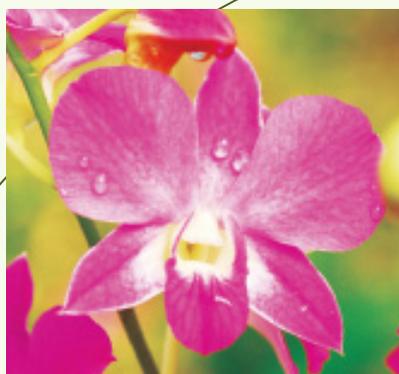
ここに、よりよい北中城村を建設するため、

この「憲章」を定めます。

- 一、自然を愛しよき環境を維持し住みよい村をつくります。
- 一、たがいに助け合い心をあわせて平和な村をつくります。
- 一、歴史を重んじ教養を高め文化のかおり高い村をつくります。
- 一、つねに健康で勤労に励み豊かな村をつくります。
- 一、きまりを守り秩序正しい明るい村をつくります。

昭和 51 年 5 月 20 日制定

### 北中城村のシンボル



#### 村の花（ラン）

美しく清楚なランは、趣味、実益を兼ねた園芸作物として脚光をあびています。デンドロビウム、カトレア、コチョウランなどが代表的。



#### 村の木（リュウキュウコクタン）

床柱、琉球三線の棹に重宝されるクルチ（方言名）は庭園木、生垣、盆栽、街路樹などに広く利用され、古くから人々に愛されている。



#### 村の花木（ブーゲンビリア）

南米の原産で燃えるような原色のブーゲンビリアは熱帯を代表する花木。

## 北中城村第四次総合計画（後期基本計画）の策定にあたって

平成 27 年度（2015 年度）に策定した前期基本計画は、令和元年度（2019 年度）をもって計画期間を終了することから、このたび令和 2 年度（2020 年度）を始期とする後期基本計画を策定しました。

前期基本計画では、本村の将来像“平和で人と緑が輝く 健康長寿と文化のむらきたなかぐすく”の実現に向け、まちづくりの 6 つの目標を掲げることで各施策を展開してまいりました。特に、3 期連続で女性の平均寿命が日本一になったことやアワセゴルフ場跡地利用を推進することによる地域防災拠点の形成など、本村が持つポテンシャルを引き出しつつ、着実なまちづくりを推進してまいりました。

後期基本計画においても、基本構想に基づくまちづくりを引き続き進めていくとともに、少子高齢化や都市圏への一極集中といった地方が抱える大きな課題に対しても「北中城村まち・ひと・しごと創生総合戦略」が一体となって推進することで、将来にわたって活力ある地域づくりとなるよう取り組んでまいります。

今後とも、村民の皆さまと本計画のビジョンを共有しながら協働によるまちづくりをしっかりと進め、本村の将来像の実現に向け邁進してまいります。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提案をいただきました北中城村総合計画審議会並びに北中城村総合戦略策定推進委員会委員の方々をはじめとする多くの村民の皆さまに心からお礼を申し上げますとともに、尚一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

北中城村長 新垣 邦男



# 1 編 序論

---

---

第1章 総合計画の位置づけ.....	2
第2章 北中城村の概況.....	3
第3章 現代の潮流.....	8
第4章 まちづくりの主な課題と展望.....	10

## 2 編 基本構想

---

---

第1章 将来像.....	14
第2章 まちづくりの6つの目標.....	15
第3章 将来人口の目標.....	18
第4章 土地利用構想.....	20
第5章 施策の大綱.....	22

## 3 編 後期基本計画

---

---

■後期基本計画の構成.....	30
第1章 全村植物“公苑づくり”.....	32
1-1 秩序ある土地利用と村の発展に資する拠点形成.....	34
1-2 みどりの保全創出と景観形成.....	36
1-3 暮らしを支える道路交通環境の形成.....	38
1-4 環境共生社会の実現.....	40
1-5 上下水道の整備・環境衛生の推進.....	42
第2章 生涯健やかで笑顔あふれる“健康づくり”.....	44
2-1 地域保健の充実と健康増進.....	46
2-2 国民健康保険の安定運営.....	48
2-3 健康づくりと他分野連携.....	50
第3章 人と文化を育み時代を担う“人づくり”.....	52
3-1 学校教育の充実.....	54
3-2 生涯学習の推進と生きがいつくり.....	56
3-3 地域文化の振興と継承.....	58
3-4 平和活動・国際交流の推進.....	60
3-5 地域で見守る青少年育成.....	62

第4章 ゆいまーる（相互扶助）で築く安全・安心な“地域づくり”	64
4-1 児童福祉・子育て支援の充実	66
4-2 高齢者福祉の充実	68
4-3 障がい者（児）福祉の充実	70
4-4 地域防災力の向上	72
4-5 安全・安心な住環境の確保	74
4-6 人にやさしい環境づくり	76
第5章 地域の魅力を活かしたにぎわいある“産業づくり”	78
5-1 観光・商工業の振興	80
5-2 農業の振興	82
5-3 水産業の振興	84
5-4 雇用の創出と就業支援	86
第6章 村民と共に創造する夢のある“まちづくり”	88
6-1 村民と協働のまちづくり	90
6-2 効率的な行財政運営	92
6-3 誰もがチャレンジできる社会づくり	94

## 資料編

---



---

1. 北中城村第四次総合計画・後期基本計画 （第2期北中城村まち・ひと・しごと創生総合戦略）策定体制	98
2. 総合計画と総合戦略の関係	98
3. 北中城村第四次総合計画・後期基本計画 （第2期北中城村まち・ひと・しごと創生総合戦略）策定経緯	99
4. 北中城村総合計画審議会条例	100
5. 北中城村総合計画策定に関する規定	102
6. 北中城村総合戦略策定推進委員会 設置要綱	105
7. 北中城村第四次総合計画（案）について（諮問）	107
8. 北中城村第四次総合計画（案）について（答申）	108
9. 北中城村総合計画審議会 委員名簿	110
10. 北中城村総合計画策定委員会 委員名簿	111
11. 北中城村総合戦略策定推進委員会 委員名簿	112



# 1 編 序論

---

第1章 総合計画の位置づけ

第2章 北中城村の概況

第3章 現代の潮流

第4章 まちづくりの主な課題と展望



# 第1章 総合計画の位置づけ

## 1. 総合計画の役割

総合計画は、本村のまちづくり全ての基本となる計画です。

私たちが暮らしていくためには、環境保全・社会基盤、教育・文化、福祉、産業振興等、多様な分野の行政運営、あるいは村民と一体となって進めていくべきまちづくりがあります。これを、全体的に、かつ計画的に進めていくためのまちづくりの指針、施策を示したものが総合計画です。

また、この指針は、国や県、近隣市町村等、関係機関への働きかけの際に村の基本姿勢を示す役割を担うとともに、「北中城村まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体をなす計画として推進します。

## 2. 総合計画の構成と後期基本計画の期間

北中城村第四次総合計画は、基本構想・基本計画で構成されています。

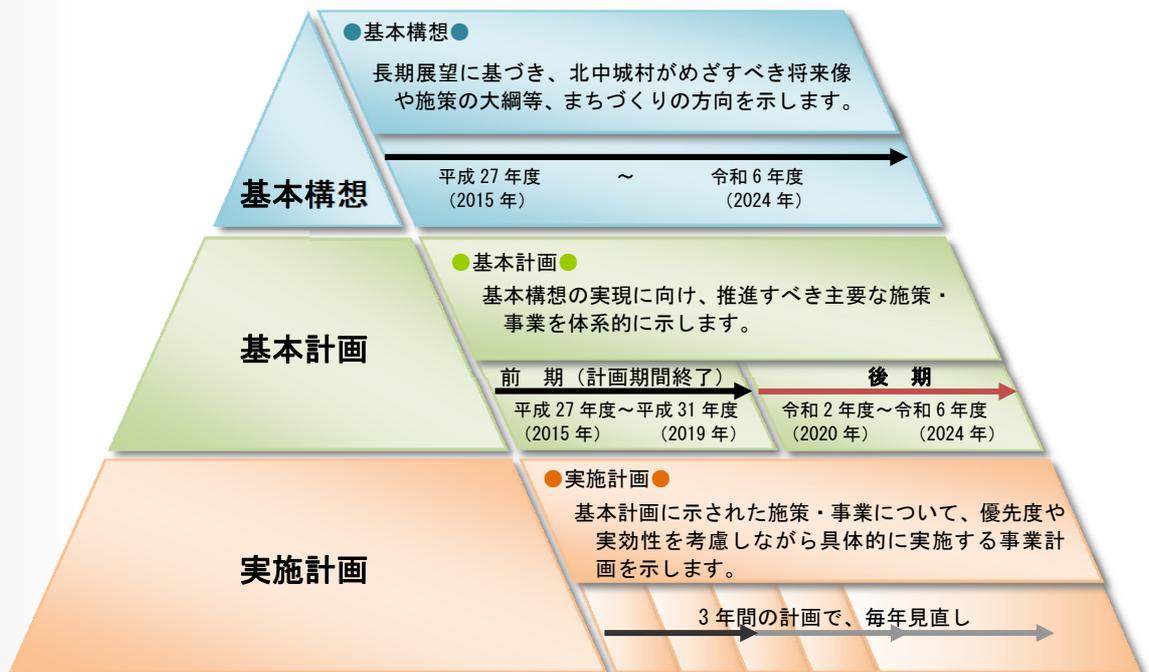
基本構想の期間については平成27年度(2015年)から令和6年度(2024年)までの10年間とします。前期基本計画は、基本構想の目標の実現に向けて、平成27年度(2015年)から平成31年度(2019年)まで実施してまいりました。それに続く後期基本計画については、令和2年度(2020年)から令和6年度(2024年)までとします。

### 【用語解説】

#### \* 総合計画の法的位置づけ

総合計画の基本構想は、これまで地方自治法第2条第4項に位置づけられていましたが、平成23年5月2日公布の地方自治法の一部を改正する法律により条文が削除され、基本構想(総合計画)を策定するか否かは、村が判断することとなりました。

北中城村においては、より良い村づくりを総合的に進める上でその指標となる中長期の計画は必要だと考え、従来通り総合計画を策定することとします。

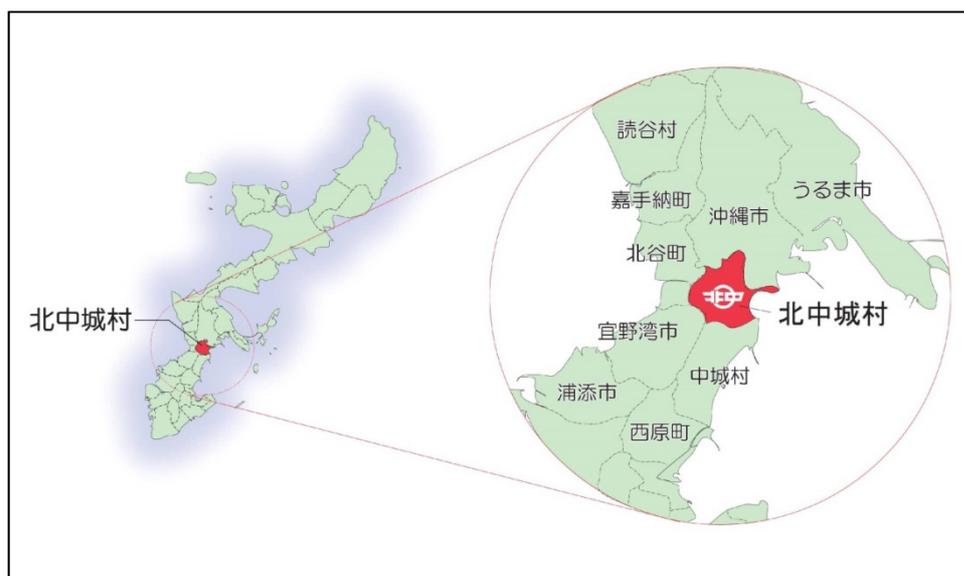


## 第2章 北中城村の概況

### 1. 北中城村の概況

- ・本村は那覇市から東北部へ約 16 km、沖縄本島の中部に位置し、面積は 11.54 km<sup>2</sup>あります。本村は、北側を沖縄市、南側を宜野湾市、中城村、西側を北谷町と接し、東側は中城湾に面しています。
- ・村域には、国道 330 号、国道 329 号をはじめ、沖縄自動車道など、広域幹線道路が南北に走っています。また、北中城インターチェンジと喜舎場スマートインターチェンジ\*が設けられており、本島中南部圏の交通の要衝となっています。

■北中城村位置図



- ・本村の地勢は、中城湾に面した海岸低地、内陸部に広がる台地、丘陵地に大別されます。丘陵地は村の中央部と南部に位置し、斜面に広がる緑地が、北中城村の骨格的な景観\*を形成しています。また、村内には普天間川をはじめ、渡口川、佐阿良川の3つの河川が流れています。このように、本村は変化に富んだ地形であり、平地が少ないことが特徴となっています。
- ・本村の気候は、亜熱帯海洋性気候に属しており、年間平均気温は約 23 度と温暖な条件下にあります。一方、変化に富んだ地形のため、台風の襲来やまとまった降雨等によって、局地的な地すべりや浸水等の自然災害が生じることもあります。

#### 【用語解説】

\* スマートインターチェンジ

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両(料金の支払い方法)を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジを指します。利用車両が限定されているため、簡易な料金所の設置で済み、料金徴収員が不要なため、従来のICに比べて低コストで導入できるなどのメリットがあります。

#### 【用語解説】

\* 北中城村の骨格的な景観

平成 23 年度那覇広域都市計画基礎調査から、北中城村の土地利用をみると、

- ・自然的土地利用 47.2% (那覇広域平均 39.4%)
- ・都市的土地利用 52.8% (那覇広域平均 60.6%)

と、緑や自然を多く有しており、本村の骨格となる景観を形成していることがわかります。

## 2. 北中城村の歴史

本村は、かつて中城村の一部として長い歴史を歩んできましたが、第2次世界大戦後、米軍の施設が建設されて村域が南北に分断され、行政の執行に大きな支障をきたしたことから、昭和21年（1946年）5月20日、北側の12行政区が分離して新たに「北中城村」として誕生しました。

### 【先史時代】

本村における縄文時代の最古の遺跡は約3,500年前の萩堂貝塚で、萩道の後銀岩周辺に所在します。この頃の沖縄では周辺地域と交流しつつも地方色の強い文化が展開されており、萩堂貝塚は当時の状況を知ることができる重要な遺跡となっています。

### 【第一・第二尚氏王朝時代】

琉球には、およそ300のグスクがあったとされています。村内に点在するグスクの多くはこの時代に由来を持ちます。中城には安谷屋グスク、ヒニグスク、大城グスク、新垣のたかもりグスク、ダイグスク、中城グスクの6つがあり、なかでも中城グスクについては築城家として名高い武将「護佐丸」の居城として知られ、現在では琉球王国のグスクおよび関連遺産群のひとつとなっています。

また、喜舎場・仲順には、喜舎場公、仲順大王、義本大王といった古琉球の偉人に関連する文化財が集まっています。

安谷屋・萩道・大城周辺には、護佐丸や中城若松に関連する文化財が残っており、また、その先人にまつわる説話が沖縄を代表する組踊り「二童敵討」、「執心鐘入」のモデルとなっています。薩摩藩の琉球侵攻以後は部落改廃策や屋取集落\*の形成により、比嘉・屋宜原などの集落が生まれました。また、国指定重要文化財である中村家住宅もこの時代につくられました。

### 【近代沖縄】

明治12年（1879年）に琉球藩が廃止され沖縄県となりましたが、中城間切は中頭地方役所の管轄に属し間切番所は旧来のまま存続しました。明治30年（1897年）に中城間切番所は中城間切役場となり、市町村制が発布された明治41年（1908年）に中城間切役場から中城村役場に改められました。この時代は、馬車軌道や架橋、トロッコ軌道など社会資本が整備された時期です。また、第2次世界大戦時のトーチカ\*が大城グスクに残っています。

#### 【用語解説】

\* 屋取集落

士族の帰農によって沖縄本島の各地で形成された小村落を指します。

#### 【用語解説】

\* トーチカ

艦砲射撃などの爆風を避けながら軽機関銃などで応戦する防衛陣地を指します。

**【戦後沖縄】**

戦後、島袋地区に沖縄最初の民間人収容所が設けられ、多くの村民はそこで集団生活を送っていました。その後、帰還が許されると、荒廃した各自の集落に戻り戦後復興を進めていきます。しかし、いくつかの集落は、駐留軍用地に収用され旧集落への立ち入りが許されず、他の区や村外への移住を余儀なくされました。現在も村域の 14.2%が駐留軍用地となっています。

**【現代】**

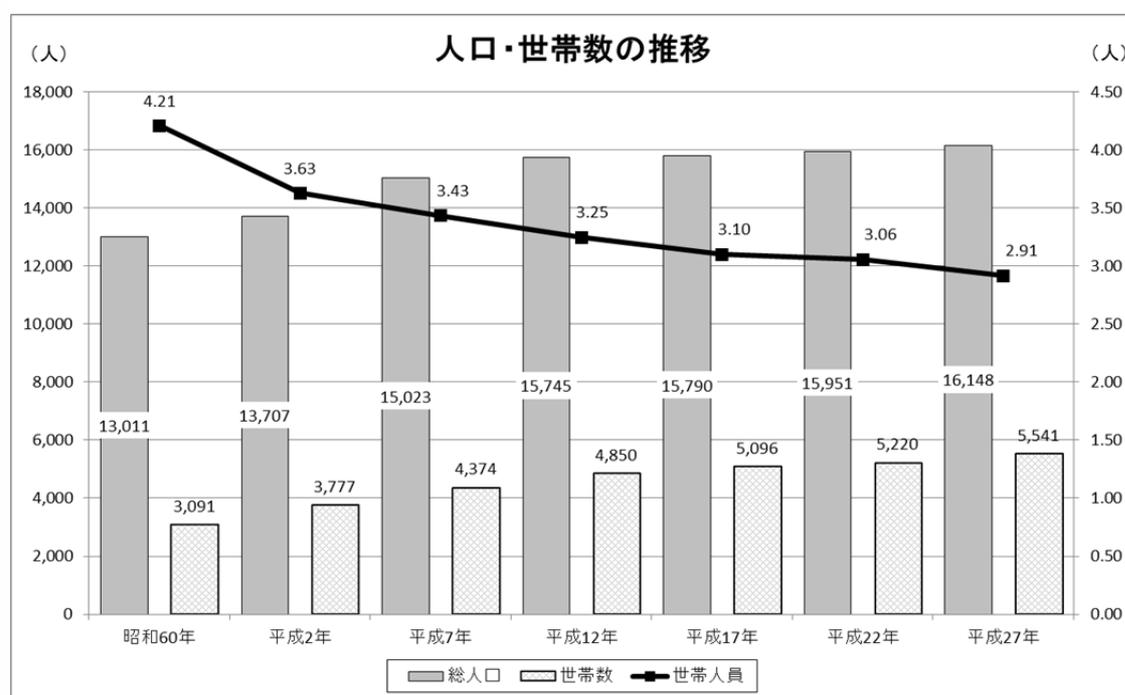
平成 12 年（2000 年）には、北中城村と中城村に跨る中城城跡が琉球王国のグスク及び関連遺産群のひとつとして世界遺産に登録されました。本村ではこれを契機として、景観形成や歴史資源を活かしたまちづくりを進めてまいりました。また、平成 18 年（2006 年）には、駐留軍用地であったアワセゴルフ場地区約 48ha が返還され、本島中部地域の広域拠点として跡地利用を進めてきました。

### 3. 北中城村の人口と暮らし

#### 【人口・世帯】

国勢調査より本村の人口・世帯数をみると、平成27年（2015年）現在で16,148人、5,541世帯となっています。昭和60年（1985年）からの推移をみると、一貫して増加傾向にあり、特に平成2年（1990年）から平成7年（1995年）にかけての人口増加が目立っています。しかし、1世帯当たり人員については毎年減少傾向にあります。

#### ■人口・世帯数の推移



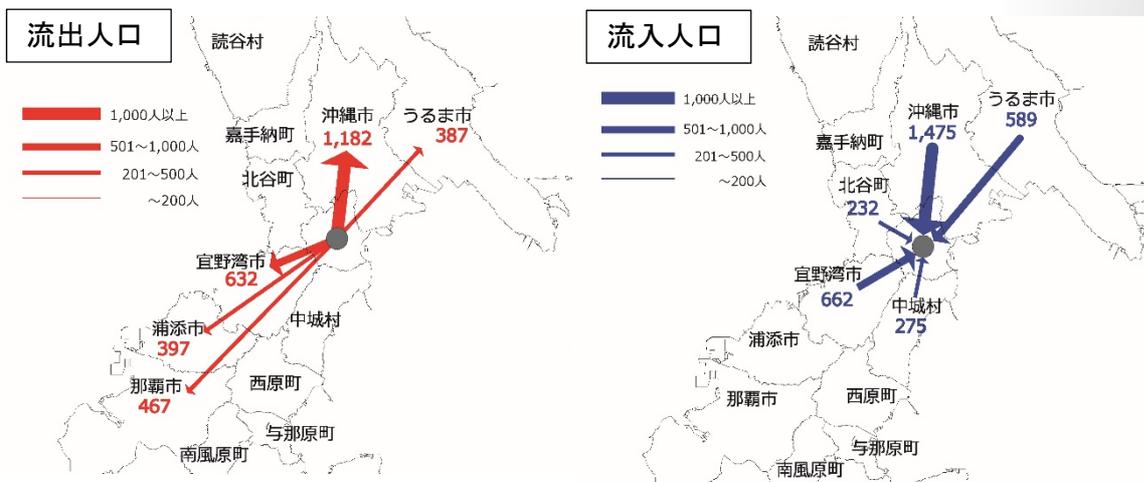
資料：平成27年国勢調査

#### 【流出・流入別人口】

平成27年（2015年）の国勢調査より通勤や通学での上位1位から5位の人口流動をみると、流出人口（3,065人）に対する流入人口（3,233人）は105.5%で、流入傾向にあります。

流出先は沖縄市が最も多く1,182人で、次いで宜野湾市（632人）、那覇市（467人）、浦添市（397人）、うるま市（387人）の順となっています。また、通勤や通学で本村に流入する人口も、沖縄市が最多で1,475人となっています。以下、宜野湾市（662人）、うるま市（589人）、中城村（275人）、北谷町（232人）と続きます。

■流出・流入別人口図



資料：平成 27 年国勢調査

【産業別就業人口】

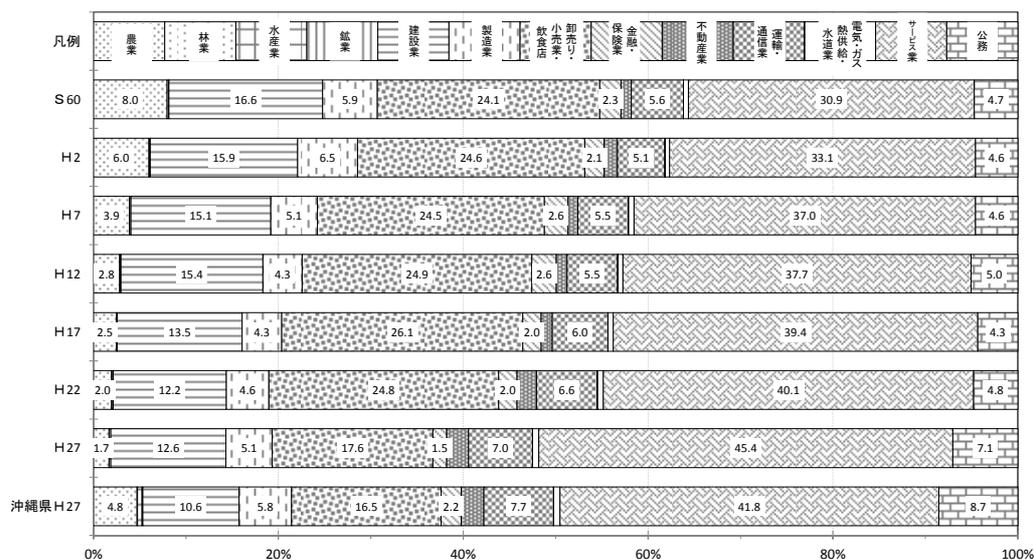
本村の平成 27 年（2015 年）の産業別就業人口をみると、第 1 次産業\*は 1 割に満たず、わずかとなっています。また、第 2 次産業\*が約 2 割、第 3 次産業\*については約 8 割で、沖縄県の値と比較すると第 2 次産業、第 3 次産業の割合が高くなっています。

産業別にみると、「サービス業」が 4 割と最も多く、ついで「卸売り・小売業・飲食店」が約 2 割となっています。また、平成 22 年（2010 年）から平成 27 年（2015 年）の変化をみると、それまで減少傾向にあった建設業、製造業、運輸・通信業において割合が増加しており、ライカム地区における開発や産業立地などが影響しているものと想定されます。

【用語解説】

\*第 1～3 次産業  
産業分類の一つ。  
第 1 次産業は、主に農業、林業、水産業など。  
第 2 次産業は、製造業、建設業、工業生産、加工業、電気・ガス・水道業など。  
第 3 次産業は、情報通信業、金融業、運輸業、小売業、サービス業などを指します。

■産業別就業人口



資料：平成 27 年国勢調査

# 第3章 現代の潮流

国内外の社会・経済情勢は、多様な分野・場面で大きく変化しています。このような情勢は、大きなうねりとして将来の本村の環境や村民生活に影響を与えます。以下では、本村の将来を展望するにあたり、現代の潮流を7つの視点でとりまとめました。

## 1. 少子高齢社会

我が国では、出生率の低下と高齢化が進んでおり、人口急減・超高齢化が引き起こす経済の縮小や社会保障費の増大などが懸念されています。

本村においても、少子高齢化の傾向にあり、労働力人口の減少と併せて、福祉ニーズの増加等、社会の様々な分野への影響が懸念されます。

このことから、若い世代が安心して働きながら子育てができ、子どもから高齢者までが生きがいをもって元気に暮らしていける、魅力的なまちづくりを実現していくことが重要です。

## 2. 安全・安心なまちづくり

平成23年（2011年）の東日本大震災の経験や、近年、日本各地で台風や集中豪雨などが多発化、甚大化していることを踏まえ、我が国では「安全・安心」に対する関心が高まってきています。さらに、住民の視点からとらえられる「安全・安心」は自然災害対策から、防犯、食の安全など多岐にわたるものであり、行政と地域の協働により、ハード、ソフト両面での取り組みを進め、安全・安心なまちづくりの実現が重要です。

## 3. 持続可能な社会の実現

近年、地球環境を取り巻く状況がますます深刻化するなか、平成27年（2015年）に「SDGs\*（持続可能な開発目標）」が国連によって示されました。SDGsは気候変動、大気汚染などのほか、貧困や格差問題などに対応する国際社会全体で取り組む枠組みですが、目標の実現に向けては、村や村民一人ひとりのレベルで、緑を増やすことやゴミの量を減らす工夫やリサイクル、省エネルギーに向けた対策等、身近な地域や生活の中でできる多様な取り組みが重要です。

### 【用語解説】

\* SDGs

SDGsと「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて、2030年までの開発の指針として示されました。

国際社会共通の目標として先進国が取り組まなければならない課題を含む、17の目標を掲げています。

## 4. 産業構造の変化

近年、少子高齢化による労働人口の減少から、企業の人手不足や高齢化、中小企業の後継者不足が産業全体の問題となっています。また、本村の基幹産業である農業についてみると、食料自給率の向上、食の安全、地産地消と食育などを重視した取り組みが進められています。

一方で、世界規模での交流人口の増加や、アジア圏の経済発展等により、国の主導による観光振興施策が進められており、農商工連携など、異なる産業を組み合わせた魅力ある産業振興が重要です。

## 5. 交通の利便性向上

交通機能が発展している今、広域交流や都市間交流の活性化を図るためにも、より交通の利便性を高めることが求められています。

村域の一体性を高め、都市機能を強化するため隣接する地域や医療、観光などの拠点施設を結ぶ道路整備、だれもが移動しやすい交通環境の確保が重要です。

## 6. 自立と参加・連携

我が国では、中央集権型の社会システムからの脱却と、地方分権による個性と活力に富んだ地域づくり、効率的、自立的な地方自治体制の確立が求められています。

このような時代に向け、本村も住民がまちづくりに参加しやすい環境づくりや、住民の自主的な地域社会づくりへの参加と行政との連携等により、個性と誇りある地域づくりの展開が重要です。

## 7. 多様な交流の広がり

高度情報化の飛躍的進展は、世界の地域間の時間・距離の制約を大幅に縮小し、産業・経済分野をはじめ、技術・学術・文化など様々な分野における情報や交流の可能性を広げています。

一方、我が県は、今後、観光を主軸とした新規産業の展開をめざしています。そのなか、本村では歴史的景観をはじめ地場産品の創出による交流の拡大等、多様な展開が期待できます。また、多くの村内在住外国人や近隣研究機関等についても、村民が交流を深めることにより、各分野の振興につながる貴重な資産といえます。

# 第4章

## まちづくりの主な課題と展望

現代の潮流	まちづくりの主な課題と展望
1. 少子高齢社会 2. 安全・安心なまちづくり 3. 持続可能な社会の実現 4. 産業構造の変化 5. 交通の利便性向上 6. 自立と参加・連携 7. 多様な交流の広がり	1. 少子高齢化への対応や、健康長寿のまちづくり 2. 防災や減災への備えと、自助・互助・共助・公助の確立 3. 循環型・低炭素など環境問題への対応 4. 産業振興と就業環境の創出 5. 交通利便性向上、交流機能の拡充 6. 住民主体のまちづくりへの展開 7. 地域の自立と活力あるまちづくり

### 1. 少子高齢化への対応や、健康長寿のまちづくり

全国的傾向と同様に、本村も少子高齢社会に突入していきます。

そのようななかで、女性の平均年齢が日本一となるなど、高齢者も元気に暮らしている状況も見受けられます。

これからは、スマートウェルネス\*の理念のもと、年代や障がいの有無を超えて、住民同士が助け合い、すべての村民が元気に暮らせる地域づくりが求められます。

### 2. 防災や減災への備えと、自助・互助・共助・公助の確立

地域住民による防災への関心が高まっている今、常に変化する社会に対応できる新たな取り組みが求められています。

災害等の思わぬ事態が起きた際に、行政の力を借りながらも、個々に自立した村民が主体となり、「自らの生命、財産、生活」を自分たちの手で守るという自助・互助・共助・公助\*を確立するための取り組みが求められます。

### 3. 循環型・低炭素など環境問題への対応

本村は、これまで“田園”「全村植物公苑づくり」を軸にしたまちづく

【用語解説】

\*スマートウェルネス  
〔Smart Wellness〕

身体のみならず、心の健康だけでなく、生きがいを持って幸せに生活できる状態「健康」を基本とした理念をいいます。

【用語解説】

\*自助・互助・共助・公助

自助とは、自らの命は自らが守ること、または備えることです。

互助とは、近隣が互いに助け合って地域を守ること、または備えることです。

共助とは、医療保険や介護保険、年金など、リスクを共に負担する為の制度のことです。

公助とは、行政をはじめ警察・消防による救助活動や支援物資の提供など公的支援のことです。

りに取り組み、都市部に近接しながら、緑豊かな生活環境を維持し、それを広げる活動を展開してきました。今後とも緑の保全を図るとともに、適正な土地利用を進め、地域住民による“花”、“緑”を基調とした協働のまちづくりを広げていくことが求められます。

また、環境へ与える負荷を低減するために、あらゆる分野での資源の循環（リサイクル）や、クリーンエネルギー\*の活用等を展開し、循環型社会\*、低炭素社会\*の実現が求められます。

#### 4. 産業振興と就業環境の創出

活力あるむらの形成には、地域の産業が充実し、雇用の場が確保されていることが重要です。

本村の資源や地理条件等を活かした創造性のある農業、水産業、観光・商工業の振興を目指すとともに、各分野が連携し地域の経済的波及効果を高める6次産業\*化への展開と就業環境の創出が求められます。

#### 5. 交通利便性向上、交流機能の拡充

本村は、中南部の中核都市を結ぶ位置にあり、沖縄自動車道の北中城インターチェンジと喜舎場スマートインターチェンジが立地し、国道330号、国道329号が南北に走るなど、本島中南部の交通の要衝となっています。

一方、交通の利便性の良さから交通渋滞の慢性化や、生活道路への通過交通の進入も見られることから、適正な交通ネットワークの形成も求められます。また、沖縄県による鉄軌道を含む新たな公共交通システムや、村内交通としてのコミュニティバス\*など新たな施策に対する検討も求められます。

#### 6. 住民主体のまちづくりへの展開

地方分権の動向のなかで、本村においても行財政の見直しをはじめ、地域住民と連携したまちづくりを進めてきました。

今後は、住民自らが自治会やボランティア活動、NPO活動\*など多様な形態で行政と連携した自主的な地域社会づくりを進めていくことが重要であり、そのためには、まちづくりに対する情報提供の充実や、積極的な住民参画が行える仕組みや支援体制づくりが求められます。

##### 【用語解説】

##### \*クリーンエネルギー

太陽、風力、地熱、水力などの「自然エネルギー」を指します。

##### 【用語解説】

##### \*循環型社会

有限である資源を効率的に利用するとともに再生を行って持続可能な形で循環させながら利用していく社会を指します。

##### 【用語解説】

##### \*低炭素社会

二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を大幅に削減する社会を指します。

##### 【用語解説】

##### \*6次産業

第1次産業である農水産業が、農水産物の生産だけでなくとどまらず、加工品販売や観光農園など、第2次産業や第3次産業の分野まで展開することです。

1次×2次×3次=6次に由来します。

##### 【用語解説】

##### \*コミュニティバス

コミュニティバスの正式な定義が決まっているわけではないが、地方自治体がまちづくりなど住民福祉の向上を図るため交通空白地域・不便地域の解消、高齢者等の外出促進、公共施設の利用促進を通じた「まち」の活性化等を目的として、自らが主体的に運行を確保するバスを指します。

##### 【用語解説】

##### \*NPO

〔Non-Profit Organization〕

民間非営利組織のことを指します。営利を目的とする株式会社や有限会社とは異なり、活動に必要な実費をもらったり、会費や寄付を募ったりして資金を確保しながら、自発的に社会的な活動を継続して行う民間団体をいいます。1998年に「特定非営利活動促進法(NPO法)」が施行され、NPOが法人格を比較的簡便に取得、また法制化によって、NPOが社会的に認知されるようになりました。

## 7. 地域の自立と活力あるまちづくり

---

様々な分野で世界の国々の垣根が低くなり、国レベルでの観光振興策が展開されるなか、地域間交流の促進とともに、地域間競争も激しくなっています。

本村においては世界遺産である中城城跡を中心に、地域の魅力（歴史・文化）を伸ばすとともに、農商工連携や6次産業化により、経済的、文化的波及効果を高めていくための展開が求められます。

また、ライカム地区の広域交流拠点の整備により、交流人口の増加が期待されるとともに、中城湾港新港地区の背後地にある立地を活かした新規産業等の誘致・育成も求められます。



ライカム地区（撮影：2019年12月）

# 2 編 基本構想

【計画期間：平成 27 年度（2015 年）から令和 6 年度（2024 年）の 10 年間】

第 1 章 将来像

第 2 章 まちづくりの 6 つの目標

第 3 章 将来人口の目標

第 4 章 土地利用構想

第 5 章 施策の大綱



# 第1章 将来像

私たちの北中城村は、都市化が進んでいる沖縄本島中南部にありながら、緑に恵まれた風光明媚な自然や豊かな農地があり、また、優れた伝統文化、歴史文化資源を有しています。

さらに、近年、女性の平均寿命が日本一となり、元気な高齢者が地域づくりに積極的に参画するなど、健康長寿の村としても県内外に知られています。

これまでの平和を希求する精神を引き継ぎ、北中城村のもつ自然及び文化的風土や、健康長寿をキーワードとした、

**平和で人と緑が輝く  
健康長寿と文化のむら  
きたなかぐすく**

を村の将来像として位置づけます。

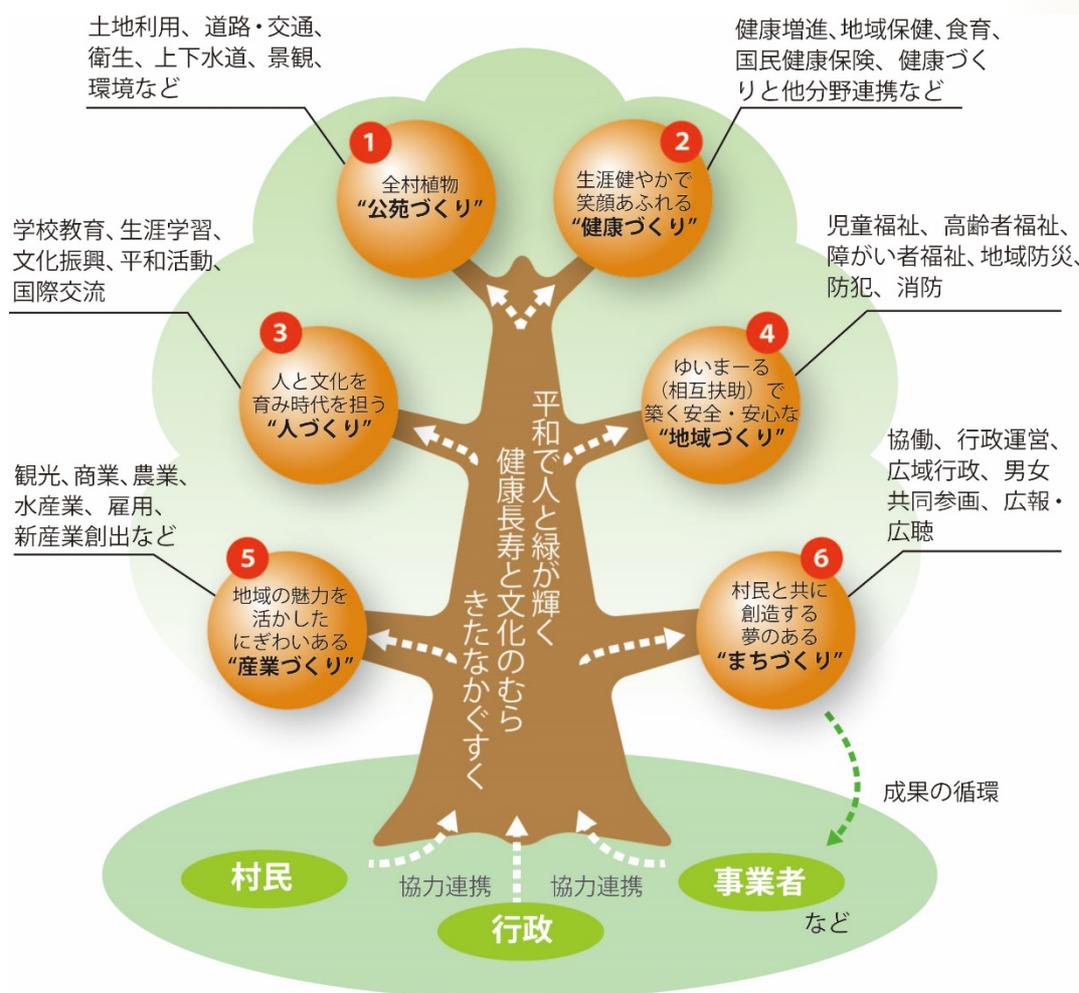
# 第2章

## まちづくりの6つの目標

北中城村の将来像“平和で人と緑が輝く 健康長寿と文化のむら きたなかぐすく”の実現に向けて、次の6つの「～づくり」を目標とします。

### 【施策体系図】

#### 『平和で人と緑が輝く 健康長寿と文化のむら きたなかぐすく』の木



## 1. 全村植物“公苑づくり”

---

本村には、中城城跡や御嶽などを抱く丘陵地を中心に多くの緑地が存在し、都市化が進む沖縄本島中南部における貴重な自然環境として位置づけられます。

よって、適正な土地利用のもとで、これら自然環境の保全を図り、市街地や集落における、潤いのある住環境を形成するとともに、ライカム地区における広域交流拠点の形成、公共交通対策、廃棄物対策、環境衛生を進め、みどりあふれる全村植物“公苑づくり”をめざします。

## 2. 生涯健やかで笑顔あふれる“健康づくり”

---

本村は、元気な高齢者が地域づくりに活躍し、女性の平均寿命が日本一になるなど、健康長寿のむらとして知られていますが、一方で若年層を中心として健康状態が危ぶまれる状況も見受けられます。

よって、村民一人ひとりの自覚のもと、村全体で楽しみながら健康づくりができるよう支援を進め、生涯健やかで笑顔あふれる“健康づくり”をめざします。

## 3. 人と文化を育み時代を担う“人づくり”

---

本村においては、世界遺産中城城跡をはじめとした多くの歴史文化資源があり、また、地域と学校が連携した社会全体での教育への取り組みが行われています。

よって、子どもからお年寄りまですべての村民が地域のことに関心を持ち、学ぶ機会を広げるとともに、歴史や文化の振興と継承、平和活動や国際交流などの機会拡充、地域で青少年育成などにより、人と文化を育み時代を担う“人づくり”をめざします。

#### 4. ゆいまーる(相互扶助)で築く安全・安心な“地域づくり”

本村においても、県内外と同様に少子高齢化が進行しています。また、子どもや障がい者などの社会的弱者がすみよいまちづくりが求められています。

よって、地域との連携により、子育て支援や、高齢者・障がい者への支援を進めるとともに、自助・互助・共助・公助による地域防災力の高いコミュニティの形成、ユニバーサル社会\*の実現により、ゆいまーる(相互扶助)で築く安全・安心な“地域づくり”をめざします。

##### 【用語解説】

\*ユニバーサル社会

年齢、性別、障がい、文化などの違いにかかわらず、だれもが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会のことをいいます。

#### 5. 地域の魅力を活かしたにぎわいある“産業づくり”

本村は、海岸低地や台地、丘陵地など起伏に富んだ地形と肥沃な農地、そして豊かな海の幸を有しています。また、交通の要衝として、ライカム地区における広域交流拠点の形成も進んでいます。

よって、これらの資源を活用した農水産業の振興をはかるとともに、世界遺産中城城跡をはじめとした歴史文化資源を活かした観光を進めます。また、農商工・観光の連携による6次産業の多角的な展開によって、地域の魅力を活かしたにぎわいのある“産業づくり”をめざします。

#### 6. 村民と共に創造する夢のある“まちづくり”

村民が、子どもからお年寄り、男女、国籍のあるなしにかかわらず夢や生きがいに向かって個性と創造力を発揮できる社会が求められています。

よって、協働のまちづくりに向けた広報活動や参加機会の拡充、効率的な行財政運営、男女共同参画、人権が尊重される社会への取り組みなどにより、村民と共に創造する夢のある“まちづくり”をめざします。

# 第3章 将来人口の目標

本計画の目標年次である令和6年（2024年）時点における、将来人口の目標について、平成28年度（2016年）に策定した北中城村人口ビジョン及びまち・ひと・しごと総合戦略との整合を図り、以下の通り設定します。

## 1. 人口の将来展望および目標

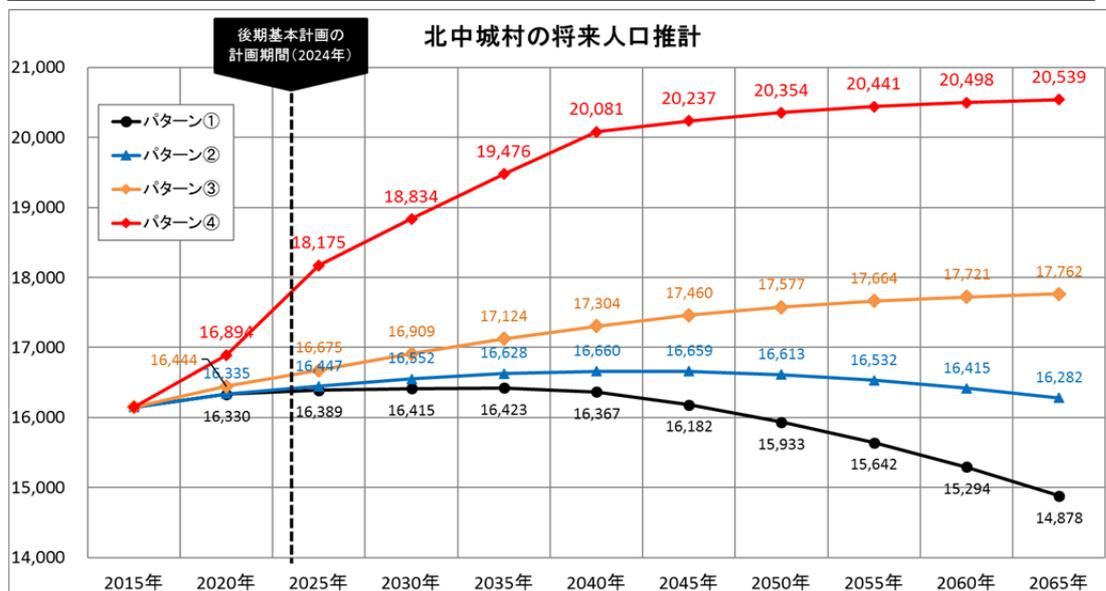
**【人口の将来展望】**

**パターン①：社会保障人口問題研究所推計（平成29年推計）**

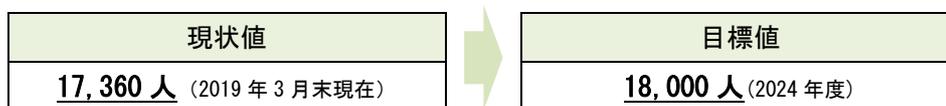
**パターン②：出生率上昇+社会増減均衡（ゼロ）**  
 →パターン①に出生率が2030年までに人口置換水準（2.1）まで改善する、かつ2020年以降社会増減なしで推移の場合

**パターン③：出生率上昇+社会増減独自設定**  
 →パターン①に出生率が2030年までに人口置換水準（2.1）まで改善する、かつ2020年以降社会増（100人/5カ年、主に年少・生産年齢人口）で推移の場合

**パターン④：出生率上昇+社会増減独自設定+ライカム地区定着**  
 →パターン③に、2040年までにライカム地区の計画人口2,777人に達する場合



人口の将来展望を踏まえ、令和6年（2024年）時点の本村の人口の目標を **18,000人** とします。



## 2. 年齢別人口（年少人口比率）の目標

年齢別人口については、子育て世代の移住や教育、子育て支援の充実などを図り、令和6年（2024年）時点の年少人口比率を **17.5%** とします。

現状値	目標値
<b>17.1%</b> (2019年3月末現在)	<b>17.5%</b> (2024年度)

## 3. 社会増減の目標

社会増減について、産業振興や広域交流拠点であるライカム地区での市街地形成を踏まえ、令和2年（2020年）から令和6年（2024年）の5年間の社会増減を **500人増** とします。

現状値	目標値
<b>180人増</b> 平成27年（2015年）～平成31年（2019年） の5年間	<b>500人増</b> 令和2年（2020年）～令和6年（2024年）の 5年間

【用語解説】

\* 那覇広域都市圏

都市計画法上の最上位計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(沖縄県)では、那覇市を中心とした5市4町2村を「那覇広域都市計画区域」(北中城村を含む)と位置づけています。ここでいう「那覇広域都市圏」とは、厳密な「那覇広域都市計画区域」でなく、那覇市を中心とした周辺市街地を指します。

【用語解説】

\* 中部広域都市圏

これも上記と同様、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」でいう厳密な「中部広域都市計画区域」でなく、沖縄市を中心とした周辺市街地を指します。

【用語解説】

\* 市街化区域

都市計画法において、すでに市街地を形成している区域および優先的、計画的に市街化を図るべき区域を指します。

【用語解説】

\* 市街化調整区域

都市計画法において、市街化を抑制すべき区域を指します。

## 第4章 土地利用構想

本村は、那覇広域都市圏\*と中部広域都市圏\*の影響下において、起伏に富む地形や御嶽など歴史文化資源を包含する緑地等を大切にし、都市郊外の田園地域として、ゆるやかな成長を維持してきました。また、中城湾に面し台地と海岸低地に分布する住宅地は、緑豊かで良好な住環境が形成されてきました。

近年では、駐留軍用地跡地であるライカム地区の発展や、交流人口の増加のほか、農業をはじめとした産業構造および就業環境の変化、防災や環境問題への関心の高まりなど、本村を取り巻く社会経済状況の変化があり、これらの諸条件を踏まえ、以下の通り村土の土地利用構想を示します。

また、土地利用構想の実現に向けては、市街化調整区域の見直しや市街化区域の拡大、都市計画区域の再編など、都市計画手法の活用についても、積極的に取り組みを進めるものとします。

### 1. 自然環境保全地域

自然環境保全地域は、丘陵地を中心に残っている緑地や港湾、海岸部など、本村の貴重な財産である自然環境を有するエリアを指します。

特に緑地については、水源涵養や土砂災害の防止、防風等の機能を有するほか、本村の特徴ある景観を形成し、中城城跡や御嶽など歴史文化資源を包含しており、港湾や海岸部を含めて、保全や適正な管理を図ります。

### 2. 市街地形成地域

市街地形成地域は、主に都市計画法に基づく市街化区域\*を指し、生活利便性の高さを活かし、ゆとりある住環境の形成を図るとともに、「持続可能」の観点から人口密度の維持と生活利便性のさらなる向上を図ります。

### 3. 既存集落地域

既存集落地域は、都市計画法に基づく市街化調整区域\*内の集落で、周辺の自然環境や歴史資源と調和したエリアとして、居住環境の維持・改善を図ります。また、地域に残る歴史文化資源の保全・活用を図りながら、特色のある地域づくりと落ち着いた住環境の形成をめざします。

## 4. 農地保全地域

農地保全地域は、農業振興地域内農用地区域\*を指し、本村の基幹産業である農業の振興を図るエリアとして、農地の保全や交流・体験の場としての積極的な活用をめざします。

## 5. 沿道活用地域

沿道活用地域は、本村における広域幹線道路となる国道 329 号および国道 330 号沿道を指し、立地特性を活かし、商業・業務のサービス施設の立地など、日常生活の利便性向上に資する土地利用をめざします。

## 6. スポーツ・レクリエーション地域

スポーツ・レクリエーション地域は、沖縄こどもの国周辺（拡張計画地含む）、沖縄総合運動公園周辺、しおさい公苑およびライカム地区の一部のエリアを指し、本村のスポーツ・レクリエーション等の核として、村民や周辺都市住民の憩いの場としての機能維持・向上を推進します。

## 7. 活用検討地域

活用検討地域は、東海岸一帯や大城地区、荻道地区、駐留軍用跡地（ロウワープラザ住宅地区）、イオンモール沖縄ライカム東側隣接エリア等を指し、村の活性化や魅力向上に寄与する土地利用を検討し、その実現に向けた取り組みを推進します。

## 8. 駐留軍用地

返還時期が未定の駐留軍用地については、国・県・地主会との連携を強化し、駐留軍用地の整理縮小及び返還の実現に向けた取り組みを継続するとともに、周辺の土地利用を踏まえて跡地の有効な利活用を検討します。

### 【用語解説】

\* 農業振興地域内農用地区域

農業振興地域とは、市町村の農業振興地域整備計画により、農業を推進することが必要と定められた地域のことを指し、農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地を農業振興地域内農用地区域といいます。

# 第5章 施策の大綱

## 1. 全村植物“公苑づくり”

### 1-1 秩序ある土地利用と村の発展に資する拠点形成

中南部の骨格的な緑地の保全や市街地形成地域の拡充など住民の理解を得ながら適正な土地利用誘導を図るとともに、ライカム地区における広域交流拠点・防災拠点の形成を進めます。

### 1-2 みどりの保全創出と景観形成

本村の魅力となっている丘陵地や農地等の緑の骨格を保全し、市街地や集落、沿道における緑化活動を進めます。

また、公園など憩いの場の確保や、中城城跡など歴史文化資源を活用した良好な景観形成を進めます。

### 1-3 暮らしを支える道路交通環境の形成

幹線道路である県道宜野湾北中城線（県道 81 号線）などの整備促進や、村道の適正な維持管理、良好な沿道空間の形成に努めます。

また、交流促進に向けたスマートインターチェンジのフルインター化や、少子高齢社会へ対応するような公共交通に関する取り組みを進めます。

### 1-4 環境共生社会の実現

廃棄物対策の充実や環境に対する普及啓発、自然エネルギー活用などにより、持続可能で地球環境にやさしい社会の実現に取り組みます。

### 1-5 上下水道の整備・環境衛生の推進

上水道については、良質な水の安定供給に努めます。また、下水道の整備やハブ・害虫対策等の公害対策により、衛生的で安心して暮らせる生活環境づくりを進めます。

## 2. 生涯健やかで笑顔あふれる

### “健康づくり”

#### 2-1 地域保健の充実と健康増進

村民が、生涯にわたり、心身の健康を維持し、住み慣れた地域で自立して働き、暮らせるよう、地域での健康づくりを進めます。

#### 2-2 国民健康保険の安定運営

病気の予防や早期発見に向けた取り組みや、国民健康保険の適正運用を努めます。

#### 2-3 健康づくりと他分野連携

健康と観光を組み合わせたヘルスツーリズム\*などのように、他分野連携を進めます。

【用語解説】

\*ヘルスツーリズム

旅行という非日常的な楽しみの中で、旅行中のトラブルを回避したり、健康回復や健康増進を図るものを指します。そして旅をきっかけとして、旅行後も健康的な行動を持続することにより、豊かな日常生活を過ごせるようになることをいいます。

## 3. 人と文化を育み時代を担う

### “人づくり”

#### 3-1 学校教育の充実

---

安全で快適な教育環境を整え、学力の向上や道徳心の育成はもとより、国際性や情報化社会への対応など、たくましく生きる力を養う教育活動を充実し、人間性豊かな幼児・児童・生徒の育成を進めます。

#### 3-2 生涯学習の推進と生きがいづくり

---

地域や関係機関との連携のもと、生涯学習活動の充実や活動拠点の整備を図り、多くの住民が生涯を通して多様に学べるまちづくりや住民一人ひとりが輝く人づくりを進めます。

#### 3-3 地域文化の振興と継承

---

住民が地域への愛着や誇りが持てるように、各地域の歴史文化資源を活かしたまちづくりをはじめ、中城城跡やその周辺の一体的な整備・活用を図ります。また、地域の歴史文化資源を保存・継承し、文化・芸術活動を育むまちづくりを進めます。

#### 3-4 平和活動・国際交流の推進

---

誰もが平和で安らかに暮らせる社会の実現に向けた活動や、新たな時代を切り開く広い視野を持った人材を育むための多様な交流を進めます。

#### 3-5 地域で見守る青少年育成

---

青年会活動の拡充支援や、青年会への参加者増加のほか、児童生徒の居場所づくりや、地域における多様な世代との交流を通し、地域で見守る青少年育成を進めます。

## 4. ゆいまーる（相互扶助）で築く 安全・安心な“地域づくり”

### 4-1 児童福祉・子育て支援の充実

子どもを安心して産み、育てることができる環境の整備や、子どもが豊かな感性や人間関係の楽しさを知ることができるまちづくりを進めます。

### 4-2 高齢者福祉の充実

高齢者が社会の担い手として、いきいきと活躍でき、高齢者やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを進めます。

### 4-3 障がい者（児）福祉の充実

障がい者が、自立し、快適に生活するとともに、社会活動があたりまえにできるまちづくりを進めます。

### 4-4 地域防災の向上

災害が発生した場合も速やかに避難・復旧対応ができる、自助・互助・共助・公助の体制づくりを進めながら、災害に強い環境整備や防災拠点形成、防災に対する普及啓発を進めます。

### 4-5 安全・安心な住環境の確保

交通安全や防犯対策など、安全・安心に生活できる住環境の形成を進めます。

### 4-6 人にやさしい環境づくり

ユニバーサルデザインの理念に基づくハード整備や、心のバリアフリーに対する普及啓発を進めます。

村民と行政、各団体の連携のもと、村民のすこやかな暮らしを支える環境づくりを進めます。

## 5. 地域の魅力を活かした にぎわいある“産業づくり”

### 5-1 観光・商工業の振興

---

総合産業となる観光は、世界遺産中城城跡をはじめ地域の歴史文化資源や、農水産業と連携した体験・交流等、多様な分野への波及効果をめざした展開を進めます。

また、商工業については、地域ブランドを活かし、農水産業と連携した6次産業の展開を進めます。

### 5-2 農業の振興

---

農地の保全と集積や高度利用を図り、生産性の向上をめざします。また、有機的微生物群の活用など地域ブランドを活かし、加工、流通、販売を含めた戦略的農業への展開を進めます。

### 5-3 水産業の振興

---

養殖漁業を中心として、豊かな漁場の保全と生産性向上を図るとともに、アーサ（ヒトエグサ）など地域ブランドを活かし、加工、流通、販売の強化を進めます。また、体験漁業等の取り組みにより、観光等との連携強化を進めます。

### 5-4 雇用の創出と就業支援

---

新たな産業として、駐留軍用地跡地の連携の可能性を踏まえた新規産業の誘致・育成等をはじめ、情報通信産業の振興を進めます。

その他、中小企業の総合的な支援等による安定的な雇用環境の確保と就業支援を進めます。

## 6. 村民と共に創造する夢のある

### “まちづくり”

#### 6-1 村民と協働のまちづくりの推進

地域住民が自主的なまちづくり活動を行えるよう、まちづくり関連情報の提供を拡充するとともに、村民主体の地域活動への支援を充実させます。また、村民がまちづくりへの理解を深めるとともに、村民が行政・地域情報を共有できるようなまちづくりを進めます。

#### 6-2 効率的な行財政運営

地方分権のなかで、村民の行政ニーズに的確に対応し、自立した村政を運営していくため行政組織の適正化、事務事業の合理化、財政の健全化等による効率的な行財政運営をめざします。

また、職員の資質向上や行政情報化等を進め、柔軟で機動力のある行政運営及び行政サービスの向上をめざします。加えて、広域的な課題に対しては、近隣市町村や国・県との連携を強化したまちづくりを進めます。

#### 6-3 誰もがチャレンジ出来る社会づくり

村民が、性別や人種、年齢などに関係なく、それぞれの個性や能力を十分に発揮できるよう意識改革や支援に努めます。また、仕事や趣味、家事、育児などのライフワークバランスを実現し、誰もが夢や目標にチャレンジできるまちづくりを進めます。



# 3 編 後期基本計画

【計画期間：令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）の5年間】

## ■後期基本計画の構成

第1章 全村植物“公苑づくり”

第2章 生涯健やかで笑顔あふれる“健康づくり”

第3章 人と文化を育み時代を担う“人づくり”

第4章 ゆいまーる（相互扶助）で築く

安全・安心な“地域づくり”

第5章 地域の魅力を活かしたにぎわいある

“産業づくり”

第6章 村民と共に創造する夢のある“まちづくり”



# ■ 後期基本計画の構成

後期基本計画の各施策については、下記のような構成になっています。

見開きページ左において、①施策の大項目、②現状と課題、③関連図表、見開きページ右において、④実施すべき施策、⑤用語集、⑥めざそう値を記載しています。

## ① 施策の大項目

後期基本計画において実施する施策の大項目を示しています。

## ② 現状と課題

施策に関して、本村の置かれている現状や、課題を示しています。

## ③ 関連図表

上記②の現状と課題や④の施策に関連した図や表、写真などを記載しています。

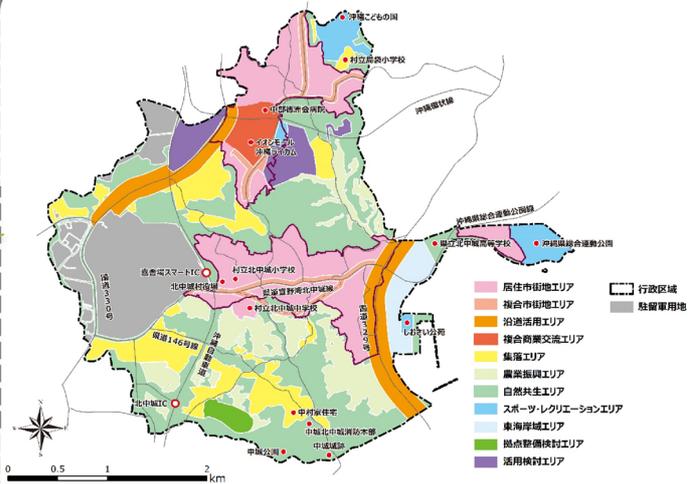
### 1-1 秩序ある土地利用と 村の発展に資する拠点形成

#### 1. 現状・課題

本村の面積は 11.54 ㎩で、那覇市から東北部へ約 16 km、沖縄本島の中部に位置しています。その土地利用は、海岸低地や琉球石灰岩の台地が農用地、集落、市街地として利用され、また変化に富んだ丘陵地は、本村の緑の骨格を成す緑地となっています。また、村北西部の台地を中心に、村域の 14.2% にあたる 164.1ha の駐留軍用地が存在します。

返還軍用地であるライカム地区においては、中南部の交通の要衝にも位置し、大型商業施設の開業、高度医療施設の開院など、市街地形成が進みつつあります。特に沖縄市に隣接する島袋、渡口や主要幹線道路沿線では、住宅地や沿道型商業施設などの都市的土地利用が進行しています。

よって、秩序ある土地利用と、大規模な市街地形成が進むライカム地区における拠点形成が求められます。



出典：北中城村都市計画マスタープラン

## 2. 施策

### (1) 秩序ある土地利用

- ① 本村の緑の骨格を成す斜面緑地は、自然環境保全地域として豊かな自然環境を保全します。
- ② 市街地形成地域においては、良好な住宅地の形成と利便性の高い地域サービス機能の集積を図ります。
- ③ 既存集落地域については、特色ある地域づくりと落ち着いた住環境の形成を図ります。
- ④ 活力あるまちづくりを推進するため、村内の空き家についての現状把握を行い、子育て環境や教育環境、生活環境など様々な視点から移住・定住化に取り組みます。
- ⑤ 東海岸・安谷屋前原一帯、返還予定の軍用地（ロウワープラザ住宅地区、喜舎場住宅地区）については、新規市街地検討地域として村の発展に資する土地利用を検討します。
- ⑥ 北中城村墓地基本計画\*に基づき、墓地の適正な規制誘導や公営墓地の安定的な運営を図ります。
- ⑦ ライカム地区周辺の既成市街地については、老朽化住宅や細街路の解消、浸水被害に対応した水路の整備などを含めた再開発について検討します。
- ⑧ 基幹産業である農業を最大限活かすため、地域活力の創出に資する拠点の整備について検討を図り、実現に向け推進します。

### (2) ライカム地区における広域交流拠点の形成

- ① 「環境」、「健康」、「観光」、「防災」の4つの将来像に基づき、本村の発展に資する広域交流拠点の形成を図ります。
- ② 広域交流拠点の核となる観光・文化・商業施設などの導入を図ります。

## 3. めざそう値

指標名	現状値	めざそう値	備考
ライカム地区の人口	381人 (2018年度末現在)	1,445人 (2024年度末)	ライカム地区における計画人口約2,777人(2038年)のうち、1,445人の人口集積をめざします。

## ④実施すべき施策

後期基本計画において実施すべき各施策を記載しています。

## ⑤用語集

課題や施策に関連して、解説が必要である場合に記載しています。

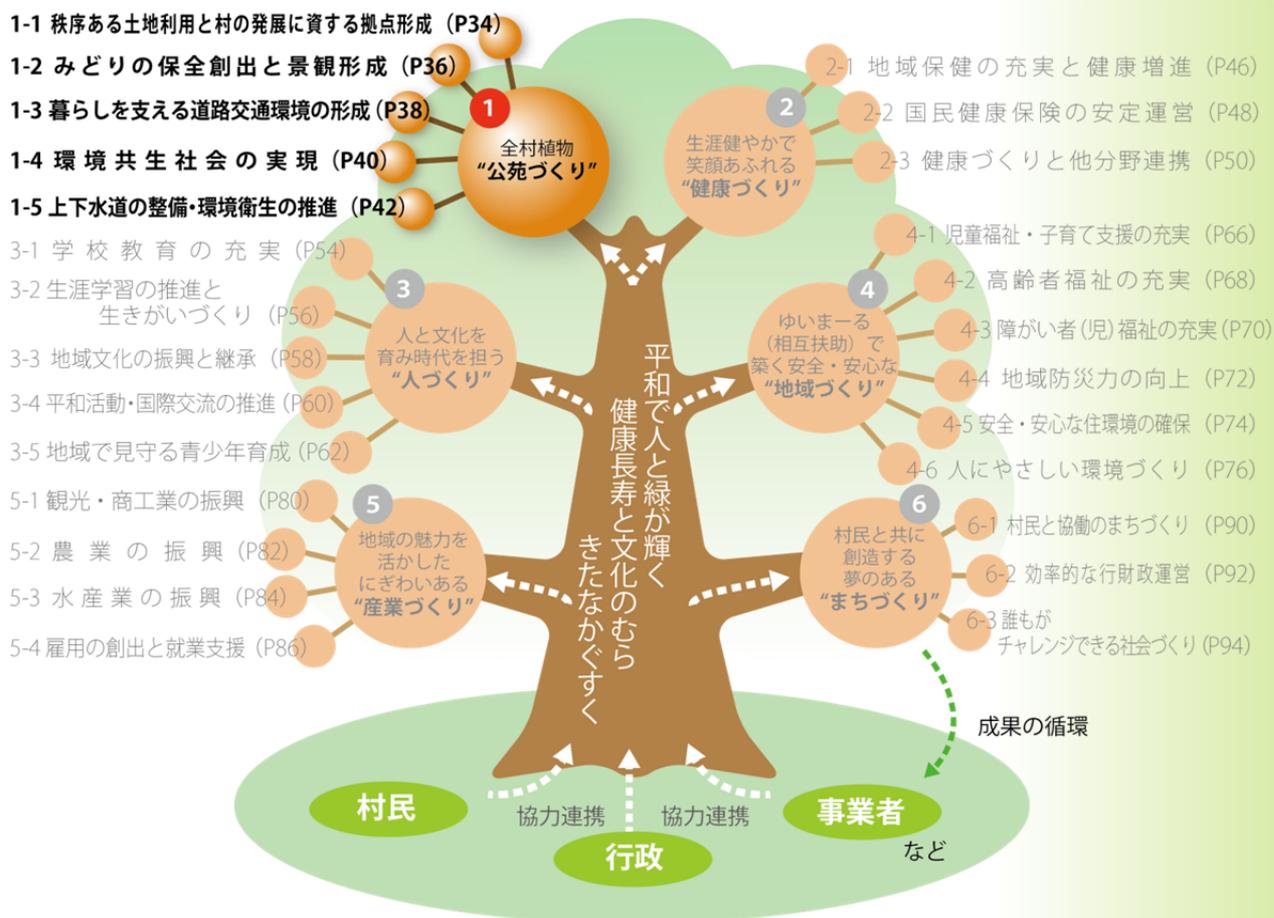
【用語解説】  
\*北中城村墓地基本計画  
本村の墓地問題に対応するため、墓地施策の基本目標を定めるとともに、墓地規制区域などの指定により、墓地の適正な誘導と集約を図る事を目的とした計画です。

## ⑥めざそう値

- 施策や施策に基づき実施される事業は多岐にわたりますが、「めざそう値」はそれぞれの施策や事業に対しての方向性を示すものです。
- できるだけ数値的に表現していますが、それが難しい場合は、文章で表現しています。
- 後期基本計画は令和2年(2020年)から令和6年(2024年)までですが、めざそう値の年次については、関連計画との整合を踏まえ、適宜設定しています。

# 第1章

## 全村植物“公苑づくり”



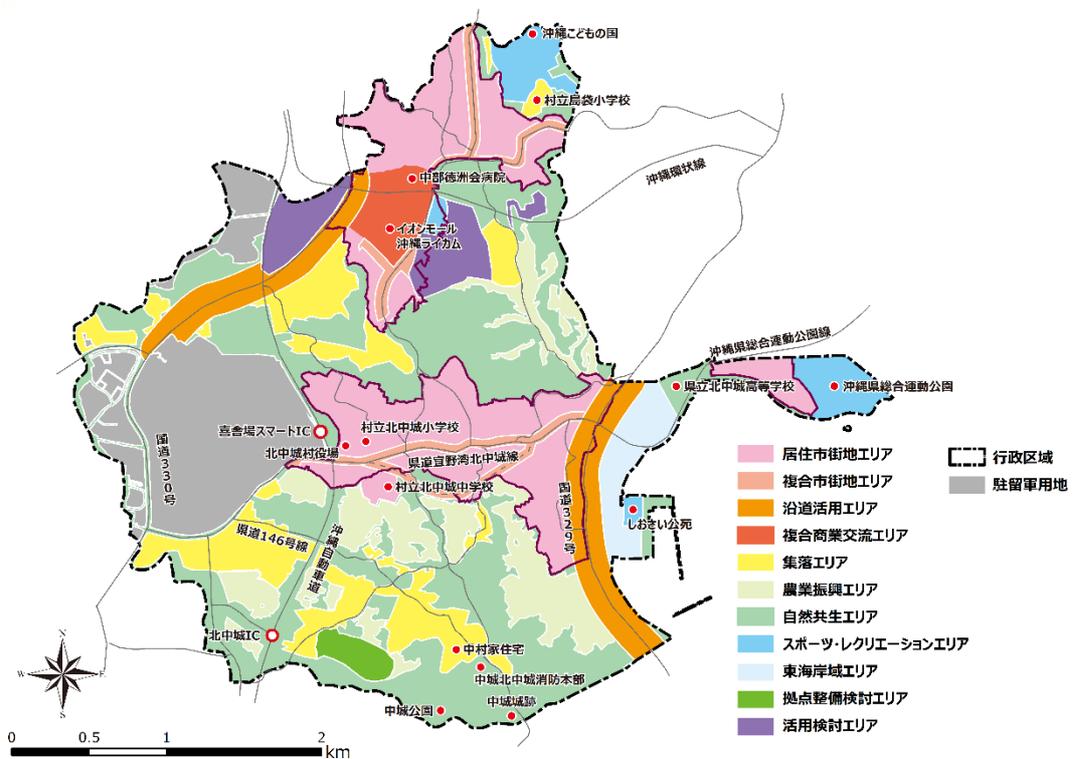
# 1-1 秩序ある土地利用と 村の発展に資する拠点形成

## 1. 現状・課題

本村の面積は 11.54 km<sup>2</sup>で、那覇市から東北部へ約 16 km、沖縄本島の中部に位置しています。その土地利用は、海岸低地や琉球石灰岩の台地が農用地、集落、市街地として利用され、また変化に富んだ丘陵地は、本村の緑の骨格を成す緑地となっています。また、村北西部の台地を中心に、村域の 14.2% にあたる 164.1ha の駐留軍用地が存在します。

返還軍用地であるライカム地区においては、中南部の交通の要衝にも位置し、大型商業施設の開業、高度医療施設の開院など、市街地形成が進みつつあります。特に沖縄市に隣接する島袋、渡口や主要幹線道路沿線では、住宅地や沿道型商業施設などの都市的土地利用が進行しています。

よって、秩序ある土地利用と、大規模な市街地形成が進むライカム地区における拠点形成が求められます。



出典：北中城村都市計画マスタープラン

## 2. 施策

### (1) 秩序ある土地利用

- ① 本村の緑の骨格を成す斜面緑地は、自然環境保全地域として豊かな自然環境を保全します。
- ② 市街地形成地域においては、良好な住宅地の形成と利便性の高い地域サービス機能の集積を図ります。
- ③ 既存集落地域については、特色ある地域づくりと落ち着いた住環境の形成を図ります。
- ④ 活力あるまちづくりを推進するため、村内の空き家についての現状把握を行い、子育て環境や教育環境、生活環境など様々な視点から移住・定住化に取り組みます。
- ⑤ 東海岸・安谷屋前原一帯、返還予定の軍用地（ロウワープラザ住宅地区、喜舎場住宅地区）については、新規市街地検討地域として村の発展に資する土地利用を検討します。
- ⑥ 北中城村墓地基本計画\*に基づき、墓地の適正な規制誘導や公営墓地の安定的な運営を図ります。
- ⑦ ライカム地区周辺の既成市街地については、老朽化住宅や細街路の解消、浸水被害に対応した水路の整備などを含めた再開発について検討します。
- ⑧ 基幹産業である農業を最大限活かすため、地域活力の創出に資する拠点の整備について検討を図り、実現に向け推進します。

#### 【用語解説】

\* 北中城村墓地基本計画

本村の墓地問題に対応するため、墓地施策の基本目標を定めるとともに、墓地規制区域などの指定により、墓地の適正な誘導と集約を図る事を目的とした計画です。

### (2) ライカム地区における広域交流拠点の形成

- ① 「環境」、「健康」、「観光」、「防災」の4つの将来像に基づき、本村の発展に資する広域交流拠点の形成を図ります。
- ② 広域交流拠点の核となる観光・文化・商業施設などの導入を図ります。

## 3. めざそう値

指標名	現状値	めざそう値	備考
ライカム地区の人口	381人 (2018年度末現在)	1,445人 (2024年度末)	ライカム地区における計画人口約2,777人(2038年)のうち、1,445人の人口集積をめざします。

## 1-2 みどりの保全創出と景観形成

### 1. 現状・課題

本村には、米軍施設のために移転を余儀なくされた集落や、土地区画整理などにより市街化が進んだ地域もありますが、多くの集落が自然緑地を背後に伝統的な集落形態を維持しています。

これらの集落内には、カーや御嶽などの歴史文化資源が多く点在し、石垣や屋敷林とともに趣のある集落景観を形成しています。

緑豊かな本村の特性は、地域住民からも評価・認識されており、伝統的な環境や歴史文化資源を活かし、それらに調和したみどりの保全創出を進めていくとともに、地域主体の取り組みを促進することが重要です。

また、土地区画整理事業などで整備されたライカム地区やその他の新しい住宅地についても、地域の自然・歴史・文化に調和した住環境づくりに取り組むことが求められます。



しおさい公苑



屋宜原公園



島袋中央公園



大城アガリヌカー

## 2. 施策

### (1) 緑地の保全と花とみどり活動の推進

- ① 集落・住宅地内の緑化・美化を促進するとともに、住民主体の緑化活動への支援を図ります。
- ② 全村一斉清掃やクリーンアップ作戦などの環境美化活動を推進します。

### (2) 公園などオープンスペースの整備と維持管理

- ① 村内における公園配置状況などを勘案しながら、適正な公園整備を推進し、既存公園については安全・安心で、快適な公園の維持管理に努めます。
- ② 植栽等の適正な維持管理を図るとともに、遊具の更新や園内の死角解消など安全・安心な公園づくりに努めます。

### (3) 良好な景観形成

- ① 世界遺産中城城跡や、御嶽やカー（井戸）など歴史文化資源を活用した特色ある地域づくりと景観形成を図ります。
- ② 地区計画や景観法\*に基づく良好なまち並みの誘導を図ります。

#### 【用語解説】

#### \* 景観法

我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的としています。（景観法：第一章を引用）

## 3. めざそう値

指標名	現状値	めざそう値	備考
地区公園数	22 箇所 (2018 年度)	26 箇所 (2024 年度)	街区公園、近隣公園の整備をめざします。

# 1-3 暮らしを支える

## 道路交通環境の形成

### 1. 現状・課題

本村は、中南部の中核都市を結ぶ位置にあり、沖縄自動車道の北中城インターチェンジと喜舎場スマートインターチェンジ\*が立地し、国道 330 号、国道 329 号が南北に走るなど、本島中南部圏の交通の要衝となっています。また、村域のほぼ中央で東西に結ぶ県道宜野湾北中城線（県道 81 号線）のほか、県道 22 号線、県道 146 号線などが道路網の骨格を形成しています。

一方、交通の利便の良さから、生活道路への通過交通の進入もみられ、県道宜野湾北中城線（県道 81 号線）拡幅整備や、中城公園アクセス道路など、交通量に対応した幹線道路などの整備促進が求められています。

また、沖縄県による基幹バスを含む新たな公共交通システムや、村内交通としてのコミュニティバスなど新たな施策に対する検討も求められます。

**【用語解説】**

\* スマートインターチェンジ

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジを指します。利用車両が限定されているため、簡易な料金所の設置で済み、料金徴収員が不要なため、従来のICに比べて低コストで導入できるなどのメリットがあります。

■北中城村における道路整備状況の推移

(村道部)

項目	年度	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
		実延長 (m)	73.427	73.427	73.427	73.427	73.427	73.774	73.774	73.774	73.774	73.774	73.774	73.774
面積 (㎡)	415.047	415.047	415.047	415.047	415.047	417.657	417.798	417.798	417.798	417.798	417.798	417.798	417.798	417.798
改良済延長 (m)	38.350	38.350	39.043	39.881	40.215	40.633	41.022	41.817	42.269	42.523	42.858	43.064	43.064	43.064
改良率 (%)	52.2	52.2	53.2	54.3	54.8	55.1	55.6	56.7	57.3	57.6	58.1	58.4	58.4	58.4
塗装済延長※1 (m)	69.987	69.987	69.987	69.987	69.987	70.334	70.334	70.433	70.433	70.433	70.433	70.433	70.433	70.433
塗装率※1 (%)	95.3	95.3	95.3	95.3	95.3	95.3	95.3	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5
歩道延長 (m)	14.579	14.775	14.775	14.775	14.775	14.887	14.887	14.887	14.775	14.775	14.775	14.775	14.775	14.775

資料：沖縄県土木建築部 道路管理課 道路施設現況調査

(国道・県道部)

項目	年度	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
		実延長※2 (m)	5,142	5,142	5,142	5,142	5,142	5,142	5,142	5,142	5,142	5,142	5,142	5,142
面積 (㎡)	131,575	131,575	131,575	131,575	131,575	131,575	131,575	131,575	131,575	131,575	131,575	131,575	131,575	131,575
改良済延長 (m)	5,142	5,142	5,142	5,142	5,142	5,142	5,142	5,142	5,142	5,142	5,142	5,142	5,142	5,142
改良率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
塗装済延長※1 (m)	5,142	5,142	5,142	5,142	5,142	5,142	5,142	5,142	5,142	5,142	5,142	5,142	5,142	5,142
塗装率※1 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
歩道延長 (m)	10,284	10,284	10,284	10,284	10,284	10,284	10,284	10,284	10,284	10,284	10,284	10,284	0	10,284
実延長 (m)	9,714	9,865	9,854	9,854	9,854	9,854	9,854	9,854	9,854	9,854	10,697	10,697	10,697	10,697
面積 (㎡)	227,378	231,936	231,988	231,988	231,988	231,988	231,988	231,988	231,988	258,553	258,553	258,553	258,553	258,553
改良済延長 (m)	8,799	8,950	9,854	9,854	9,854	9,854	9,854	9,854	9,854	10,697	10,697	10,697	10,697	10,697
改良率 (%)	90.6	90.7	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
塗装済延長※1 (m)	9,714	9,865	9,854	9,854	9,854	9,854	9,854	9,854	9,854	10,697	10,697	10,697	10,697	10,697
塗装率※1 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
歩道延長 (m)	16,109	16,409	17,093	17,093	17,093	17,093	17,093	17,093	17,093	18,805	18,805	18,805	18,805	18,805
実延長※3 (m)	88,283	88,434	88,423	88,423	88,423	88,770	88,770	88,770	88,770	89,613	89,613	89,613	89,613	89,613
面積 (㎡)	774,000	778,558	778,610	778,610	778,610	781,220	781,361	781,361	781,361	807,926	807,926	807,926	807,926	807,926
改良済延長 (m)	52,291	52,442	54,039	54,877	55,211	55,629	56,018	56,813	57,265	58,362	58,697	58,903	58,903	58,903
改良率 (%)	59.2	59.3	61.1	62.1	62.4	62.7	63.1	64.0	64.5	65.1	65.5	65.7	65.7	65.7
塗装済延長※1 (m)	84,843	84,994	84,983	84,983	84,983	85,330	85,330	85,429	85,429	86,272	86,272	86,272	86,272	86,272
塗装率※1 (%)	96.1	96.1	96.1	96.1	96.1	96.1	96.1	96.2	96.2	96.3	96.3	96.3	96.3	96.3
歩道延長 (m)	40,972	41,468	42,152	42,152	42,152	42,264	42,264	42,264	42,152	43,864	43,864	43,864	33,580	43,864

国道・県道・村道村道合計値

資料：沖縄県土木建築部 道路管理課 道路施設現況調査

※1：簡易塗装も含む

※2：一般国道（指定区間及び指定区間外）の数値

※3：高速自動車国道を除いた数値

## 2. 施策

### (1) 広域道路ネットワークの形成

- ① 活力ある地域社会の実現や、地域交流、連携強化のため、喜舎場スマートインターチェンジのフルインター化\*の促進を図ります。
- ② 県道宜野湾北中城線（県道 81 号線）等の広域道路と中城公園アクセス線等の村内主要生活道路を含め、円滑な交通ネットワークの形成に努めます。

#### 【用語解説】

##### \*フルインター化

現在の喜舎場スマートインターチェンジは、上り（那覇方面）への合流入口のみとなっています。

フルインター化とは、上り、下りの出入口を備えたインターチェンジの整備を行うことです。

### (2) 生活道路の整備・維持保全

- ① 仲順比嘉線バイパスなど、新たな道路の整備検討を図ります。
- ② 地域住民と協働により、除草を含めた適正な維持管理を推進します。

### (3) 安全で親しみのもてる歩行空間の形成

- ① 沖縄県福祉のまちづくり条例に準じ、誰もが歩きやすく、快適で利用しやすい道路整備に努めるとともに、バリアフリー化を推進します。
- ② 村道における愛称募集により、地域に親しまれる歩行者空間の形成を推進します。

### (4) 新たな公共交通の検討

- ① 沖縄県による基幹バスを含む新たな公共交通システムと連携し、少子高齢化や観光需要などに対応したコミュニティバスなど新たな公共交通の導入を検討します。
- ② 誰もが不自由なく移動でき、社会参加が行えるよう公共交通の充実を図ります。

## 3. めざそう値

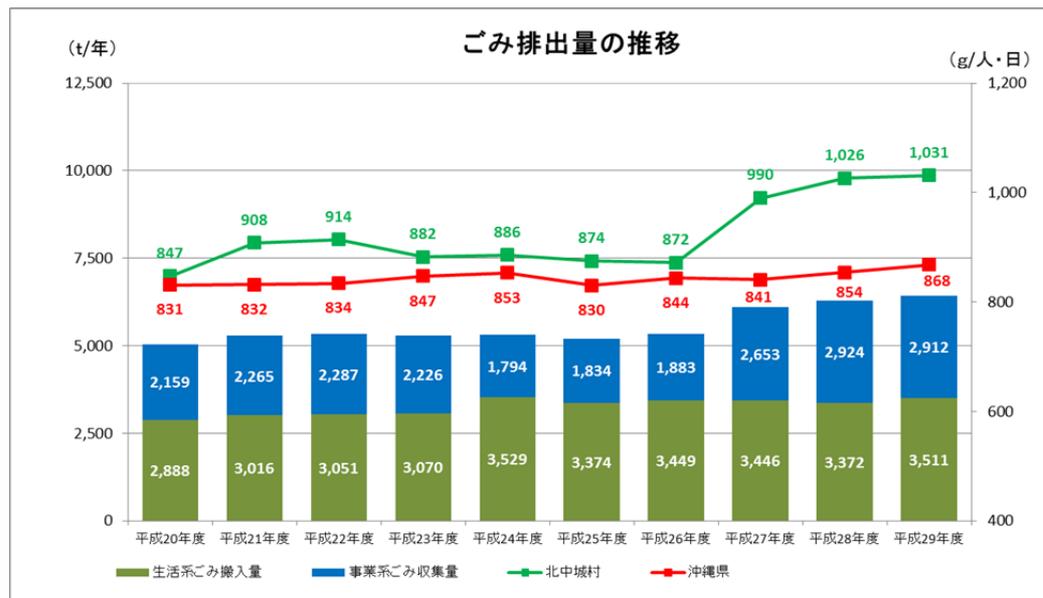
指標名	現状値	めざそう値	備考
コミュニティバスの年間利用者数	— (2018 年度)	42,000 人 (2024 年度)	北中城村観光周遊バス実証実験実施計画

# 1-4 環境共生社会の実現

## 1. 現状・課題

本村のゴミ処理は、平成12年（2000年）10月から5種分別収集を実施しています。平成15年（2003年）7月に新たな焼却施設が稼働しましたが、継続してゴミの減量およびリサイクルを推進することが重要です。農地を中心に増加傾向にある不法投棄への対策を強化することが求められます。

また、近年ゴミ排出量は増加傾向にあり、新規市街地における人口流入や活発な経済活動が一つの要因となっています。廃棄物処理のみならず、環境にやさしい社会の実現に向けた取り組みは、行政だけの努力に加え、住民一人ひとりの意識や実践が求められます。本村は都市化した本島中南部において豊かな自然が多く残っており、一人ひとりが環境の素晴らしさや大切さなどを認識し、行動していくことが必要です。



資料：環境省廃棄物処理技術情報

## 2. 施策

### (1) 廃棄物対策の充実

- ① 一般家庭や事業などにおけるゴミ分別収集の徹底や、廃棄物の抑制と資源化の推進について普及啓発を図ります。
- ② 地域との連携による不法投棄への監視体制の充実や、モラル改善に向けた啓発に努めます。
- ③ 浦添市、中城村と共に一般廃棄物中間処理施設建設へ向けた取り組みを推進します。

### (2) 循環型社会への取り組み

- ① 公園・街路の枯れ枝などのチップ処理およびその利用を推進し、ゴミの減量化を図ります。
- ② 家庭への生ゴミ処理容器など購入補助制度の周知を図ります。

### (3) 自然エネルギーの活用

- ① 環境共生や循環型社会の観点から、公共施設をはじめ、大規模施設などで環境に負荷の少ない自然エネルギーシステムの導入を促進します。

### (4) 環境共生に向けた啓発

- ① 良好な自然環境の保全・創造に努め、環境共生型社会の実現を目指します。
- ② 今後、返還予定であるキャンプ瑞慶覧駐留軍用地内のロウワープラザ地区および喜舎場住宅地区においても、良好な自然環境の保全に努めます。
- ③ 自治会と連携しながら、ゴミ減量など身近なエコ活動に向けた意識啓発を図ります。
- ④ 学校教育における環境教育、「全村植物“公苑づくり”」に資する環境学習の機会の提供など支援を図ります。

## 3. めざそう値

指標名	現状値	めざそう値	備考
一般廃棄物の再生利用率	11.0% (2018年度)	15.0% (2024年度)	参考資料：北中城村一般廃棄物処理基本計画（2014年3月）

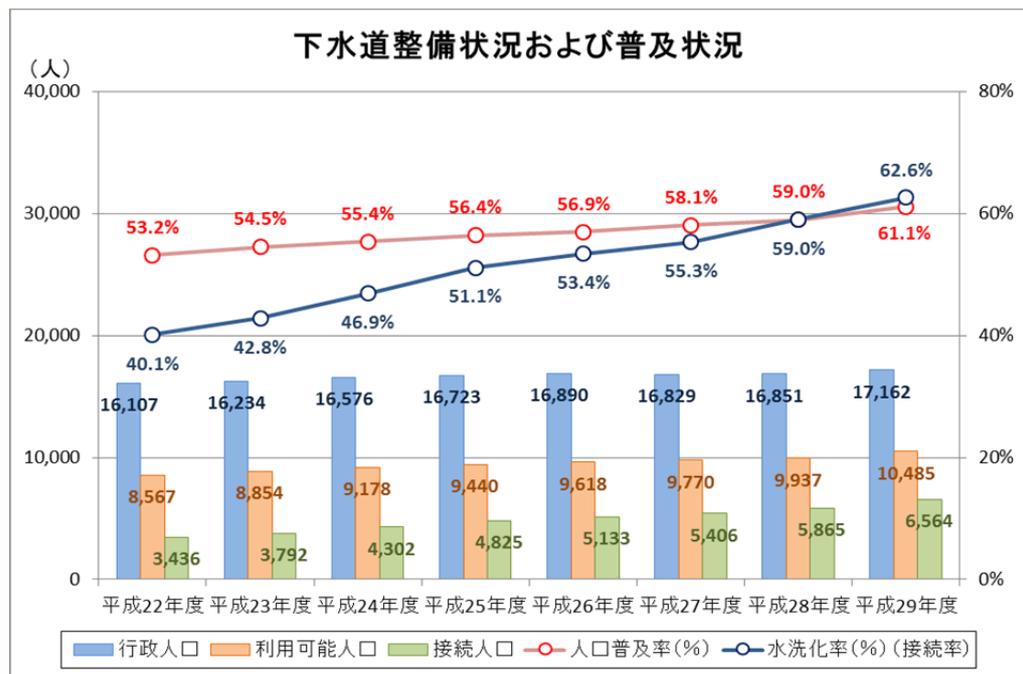
# 1-5 上下水道の整備・環境衛生の推進

## 1. 現状・課題

本村の水道は普及率 100%で、ライカム地区においても上水道の整備が既に行われており、水の安定供給と安心して使用できる水質の保持が図られています。今後は、老朽化している既存施設の適正な更新など、水道施設の維持管理や改良に努めます。

また、下水道については、整備の推進が図られ、平成 28 年度（2016 年）から平成 29 年度（2017 年）において水洗化率が人口普及率を上回ったものの、更なる接続率向上や環境負荷の低減に向けた啓発などが求められます。

その他、近年問題となっている墓地及び斎場については、公営墓地が令和 3 年度（2021 年）までに整備が完了することから、今後は適正な運用と斎場の整備に向けた検討が求められます。



資料：沖縄県土木建築部 下水道課

## 2. 施策

### (1) 水の安定供給と上水道事業の円滑な運営

- ① 漏水調査や耐震化対策、老朽化対策など、既存施設における適正な維持管理を行うとともに、計画的な更新及び耐震化に努めます。
- ② 自家貯水槽の適正管理に関する啓発に努めます。

### (2) 公共下水道整備の促進と生活排水対策

- ① 公共下水道への水洗化率（接続率）向上に向けた取り組みを推進します。
- ② 各家庭における合併処理浄化槽の適正な維持管理を促進します。

### (3) 環境衛生への取り組み

- ① ハブ対策としてハブ捕獲器の設置・管理の充実や、生息域の解消に向けた取り組みを進めるとともに、害虫やネズミなどの発生がないよう公共空間を含め環境美化を促進します。
- ② 中部保健所との連携による狂犬病予防を実施するとともに、犬や猫などペットの管理や飼い方マナーの徹底に努めます。

### (4) 斎場への対応

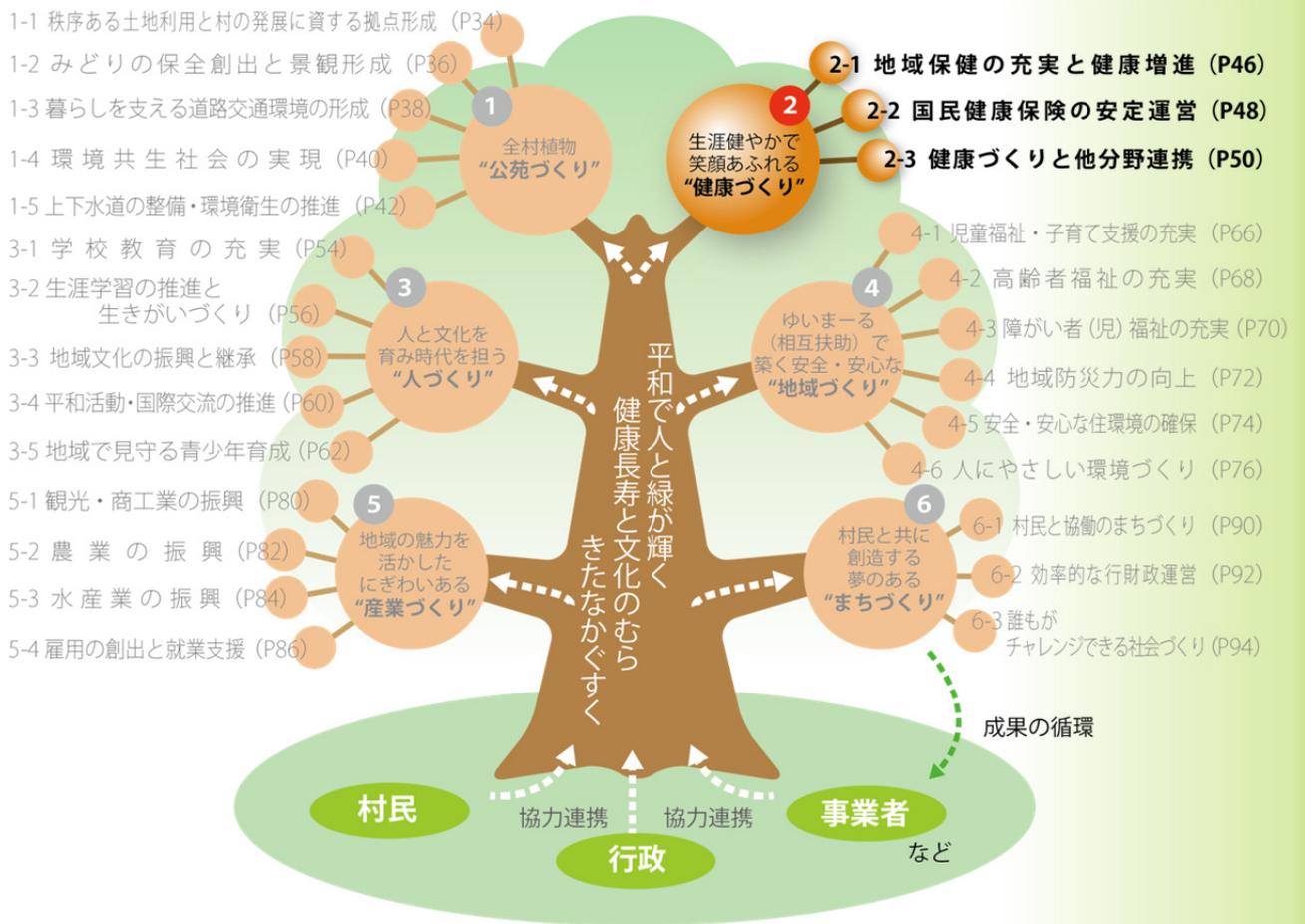
- ① 隣接市町村など関係機関と連携し、広域火葬場・斎場の整備に向けた検討を行います。

## 3. めざそう値

指標名	現状値	めざそう値	備考
水洗化（接続）率	65.4% (2018年度)	70.0% (2024年度)	北中城村公共下水道事業経営戦略（2019年3月）

## 第2章

# 生涯健やかで笑顔あふれる “健康づくり”



## 2-1 地域保健の充実と健康増進

### 1. 現状・課題

本村は女性の平均寿命日本一（89.0 歳・平成 27 年時点）の長寿地域である。男性の県内平均寿命（80.2 歳・平成 22 年時点）は平成 27 年時点で 81.1 歳となり、男性においても平均寿命が高くなっています。



第 10 代美寿きたなかぐすく

しかし、国では、高齢化の急速な進展に伴い、疾病全体に占める生活習慣病（がん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病など）の割合が増加しており、死亡原因でも全体の約 6 割を占めることから、生活習慣病対策が課題となっています。本村においては、生活習慣病の発症段階であるメタボリックシンドローム\*の方の割合が、全国より高い状況であるため、食生活や運動など抜本的な予防策を講じていく必要があります。

村民が健やかに生活することができるとともに、若年層も含めた村民全体での健康づくりや、高齢者への介護予防と自立支援の推進が求められます。

【用語解説】

\*メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）

内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上をあわせもった状態を、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）といいます。

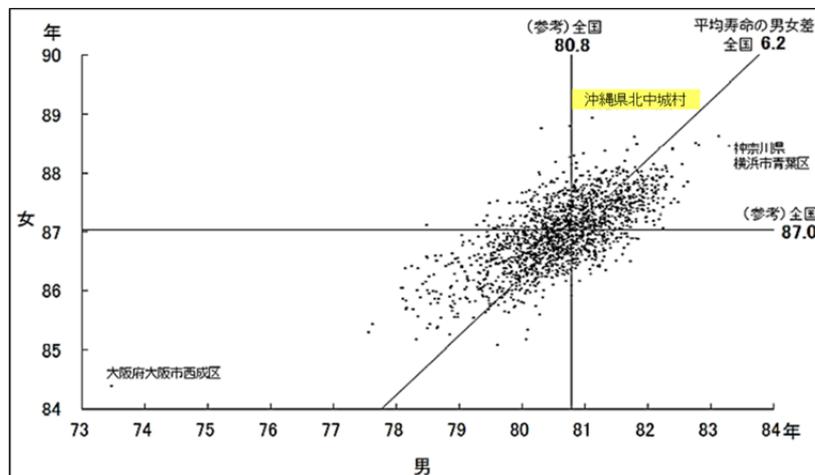
内臓脂肪が過剰にたまっていると、糖尿病や高血圧症、高脂血症といった生活習慣病を併発しやすくなります。

■市町村別平均寿命（上位10市区町村）

単位：年

順位	男			女		
	都道府県	市区町村	平均寿命	都道府県	市区町村	平均寿命
1	神奈川県	横浜市青葉区	83.3	沖縄県	中頭郡北中城村	89.0
2	神奈川県	川崎市麻生区	83.1	沖縄県	中頭郡中城村	88.8
3	東京都	世田谷区	82.8	沖縄県	名護市	88.8
4	神奈川県	横浜市都筑区	82.7	神奈川県	川崎市麻生区	88.6
5	佐賀県	草津市	82.6	石川県	野々市市	88.6
6	大阪府	吹田市	82.6	神奈川県	横浜市都筑区	88.5
7	大阪府	箕面市	82.5	熊本県	菊池郡菊陽町	88.5
8	長野県	大町市	82.5	東京都	世田谷区	88.5
9	奈良県	生駒市	82.4	神奈川県	横浜市青葉区	88.5
10	神奈川県	川崎市宮前区	82.4	神奈川県	川崎市宮前区	88.4

資料：厚生労働省（平成27年市区町村別生命表）



資料：厚生労働省（平成 27 年市区町村別生命表）

## 2. 施策

### (1) 地域での健康づくりの推進

- ① 北中城村健康長寿のまちづくり計画に基づき、北中城村健康サポートチームを中心に、村民が健やかに生活することのできる健康長寿のまちづくりを推進します。
- ② 各世代に応じた健康相談等の取り組みを行うほか、各種団体や民間企業との連携を図り、健康づくり事業を推進します。
- ③ 健康診査やがん検診の受診率向上、生活習慣病の発症・重症化予防を図ります。
- ④ 健康寿命を延伸するため、乳幼児から高齢者までのすべての村民が健康的な生活を送れるよう、食生活についての知識や健康体操などの普及啓発に努めます。
- ⑤ 乳幼児や高齢者などの定期予防接種対象者に対し、接種しやすい環境づくりをすることで、感染症の蔓延防止と感染症による患者の発生減少を図ります。

### (2) 次世代の健康づくりの推進

- ① 妊娠期から出産・産後を含め、安全に安心して過ごせるように、母子保健手帳発行時の保健指導、栄養指導を実施します。また、妊婦健康診査を補助します。
- ② 乳幼児の健やかな育ちを支援するため、乳幼児健診や歯科健診を実施します。
- ③ 親と子がゆとりある子育てをするために支援体制の強化を図ります。
- ④ 子どもが、自分のこころとからだの健康を意識し、健全な行動ができるよう推進します。
- ⑤ 学校給食と連携し、児童生徒への食育と、地産地消などと連携した取り組みを推進します。

### (3) 働き盛り世代の健康づくりの推進

- ① 喫煙が健康へ及ぼす悪影響についての知識の普及啓発を推進します。
- ② 節度ある適度な飲酒（適正飲酒）の推進に取り組みます。

### (4) 高齢者の健康づくりの推進

- ① いつまでも要介護状態にならないようにするため、早期からの介護予防の意識啓発や健康づくり事業の充実など、総合的な高齢者の健康づくりを推進します。
- ② 生きがいづくりの要素も加えた機能訓練などの支援を図るとともに、高齢者の知識や経験を活かした社会参加を促進します。
- ③ 美寿北中城\*など、健康長寿に向けた意識啓発への取り組みを継続します。

#### 【用語解説】

\*美寿北中城

女性長寿日本一に輝く本村では、元気と若さに満ち溢れた80歳以上の女性を募集し、「ミス(美寿)きたなかぐすく」を選出します。「ミスがんにゅう」「ミスさらばんじ」「ミスちむぢゆらさ」に選ばれた3人は、本村におけるさまざまなイベントや公式行事などに参加するとともに、健康長寿親善大使としてPR活動や交流を行い、元気な笑顔で健康長寿村・北中城村を発信しています。

## 3. めざそう値

指標名	現状値	めざそう値	備考
女性の平均寿命	全国1位 (2018年)	全国1位 (2024年)	現状維持をめざします。
男性の平均寿命	県内3位 (2018年)	県内3位 (2024年)	現状維持をめざします。

## 2-2 国民健康保険の安定運営

### 1. 現状・課題

本村の一人当たり国民健康保険税の課税標準額は、県平均に比べ高く、一人当たりの医療費については県平均を下回っているものの、年々増加傾向にあります。医療費の増加に伴い課税額もある程度増加しなければ収支のバランスが崩れてしまい、年々この差が拡大していきます。

また、健診などの受診率は、平成30年度（2018年）時点で特定健康診査44.1%、特定保健指導73.6%と県平均を上回っています。

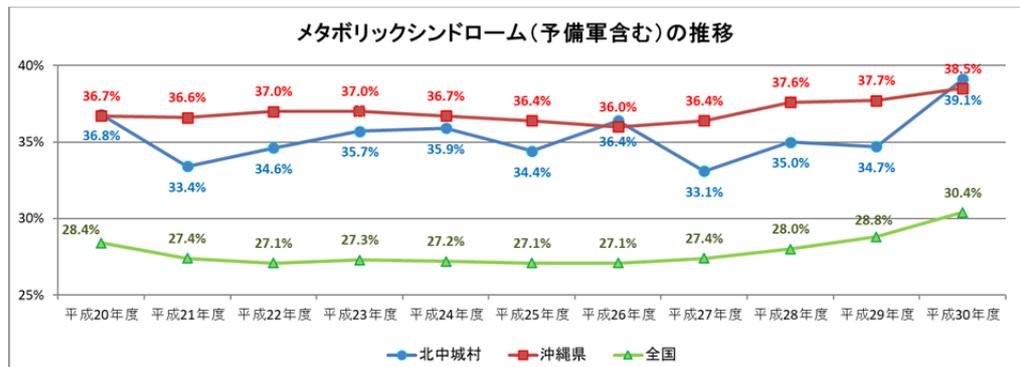
よって、すべての村民が心身ともに健康な生活が送れるよう、特定健康診査を受診し、生活習慣病の発症や重症化を予防するために、地域の医療機関や関係機関との連携強化が求められます。

また、増加する医療費を抑制するため、保健事業などを実施し、国保事業健全化のための納付率の向上やレセプト点検\*の強化が求められます。

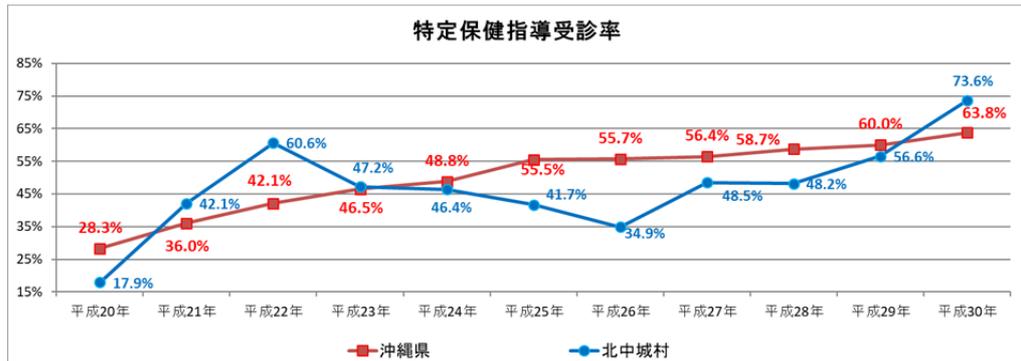
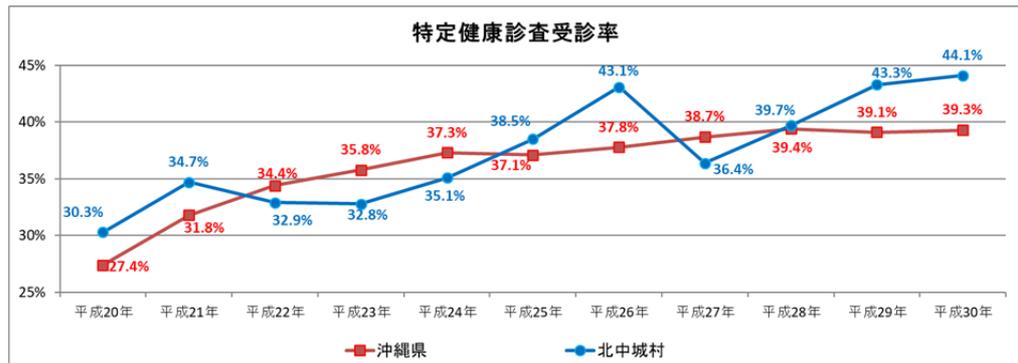
#### 【用語解説】

#### \* レセプト点検

医療機関が健康保険組合や市町村などに医療費を請求するために、病名や診療行為、処方された薬剤名などが記載された診療報酬明細書のことをレセプトといい、これを保険者が審査することをいいます。



資料：国保データベース（KDB）



資料：沖縄県国民健康保険団体連合会

## 2. 施策

### (1) 国民健康保険法に基づく健康づくり

- ① 被保険者の健康保持・増進のため、特定健康診査並びに特定保健指導の取り組みを強化し、生活習慣病等の予防・早期発見・早期治療の促進に努めます。
- ② 健診や医療、介護等のデータを分析し、生活習慣病に係る健康課題の解決に向けて各々に適した取り組みを実施します。
- ③ 重症化予防のための保健指導体制の充実を図り、治療等が必要な方については、医療機関への受診勧奨を実施します。
- ④ 各世代に応じた健康づくりについて、生活習慣や運動習慣の改善が必要な方については、地域の運動施設等を利用し、習慣化が図られるよう、事業案内や保健指導等による支援を行います。
- ⑤ その他、健康施策を効果的に展開するために、健康・医療・福祉間の連携を強化します。

### (2) 国民健康保険事業等の適正化と円滑な実施

- ① 国民健康保険の周知に努めるとともに、窓口相談の充実に努めます。
- ② 国民健康保険については、収納率の向上に努めるとともに、レセプト点検を実施し、国民健康保険の適正な運用に努めます。
- ③ 予防・健康づくりに取り組み、医療費の適正化を図ります。

## 3. めざそう値

指標名	現状値	めざそう値	備考
特定健診受診率	44.1% (2018年度)	60.0% (2024年度)	市町村国保法定報告値
メタボリックシンドローム(予備軍含む)の割合	39.1% (2018年度)	28.13% (2024年度)	国保データベース(KDB)より

## 2-3 健康づくりと他分野連携

### 1. 現状・課題

【用語解説】

\*ヘルスツーリズム

旅行という非日常的な楽しみの中で、健康回復や健康増進を図ることを指します。旅をきっかけとし、旅行後も健康的な行動を持続することにより、豊かな日常生活を過ごせるようになることをいいます。

ライカム地区では、健康を増進する交流拠点として、健康・長寿の社会をめざし、医療・福祉機能の集積が予定されており、平成28年（2016年）4月には中部徳洲会病院が開院しました。

また、本村は健康長寿の村としてのイメージが定着しています。

近年、国内外問わず、医療と観光を組み合わせたヘルスツーリズム\*などのニーズが高まっていることから、国内外のシニア層および富裕層を対象とした医療・健康サービス産業と観光産業の連携を強化するとともに、新たな産業振興が求められます。

#### ■ライカム地区における医療福祉地区



## 2. 施策

### (1) ヘルスツーリズムによる産業振興

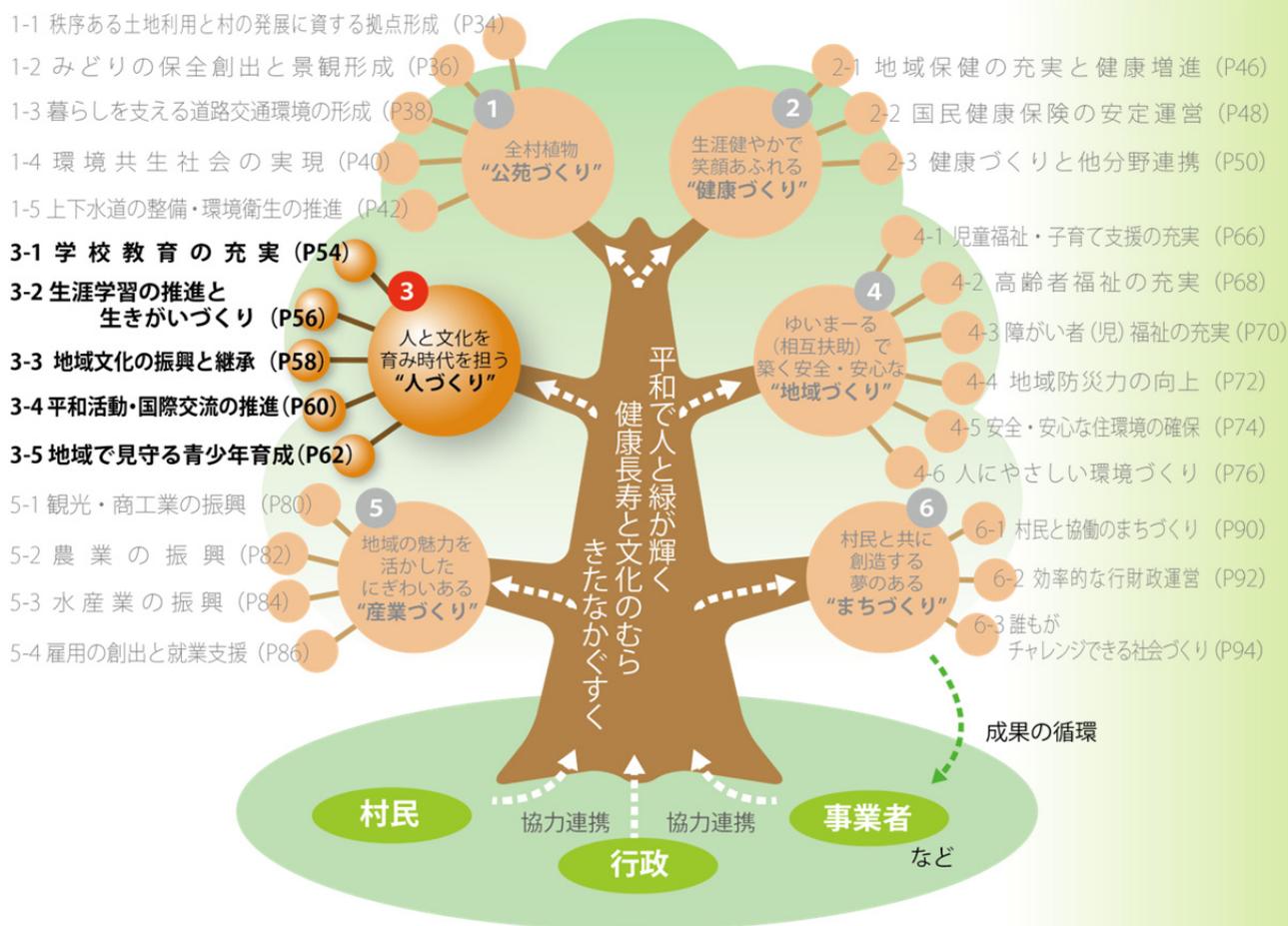
- ① ライカム地区における医療拠点を中心に、民間事業所と連携し、国内外からのヘルスツーリズムの誘致に取り組みます。
- ② 行政、観光協会、商工会、農水産業者など事業者と連携し、特産品づくり（健康ブランド）をとおして、村民の健康づくりの支援に努めます。

## 3. めざそう値

指標名	現状値	めざそう値	備考
健康づくりに関する 他分野との連携企業数	4企業 (2018年度)	6企業 (2024年度)	

# 第3章

## 人と文化を育み時代を担う “人づくり”



# 3-1 学校教育の充実

## 1. 現状・課題

小・中学校では、地域の調べ学習、自然環境や歴史・文化の体験学習、平和学習、ボランティア活動など各学校で取り組み、特色のある学校づくりに努めています。また、小・中学校で英会話指導員による生きた英会話授業やコンピューターインストラクターの配置など、国際・情報社会に応じた授業も実施しています。

学校施設の改修や整備を実施するとともに、広い視野を身につけた児童生徒が主体的に考えて活動する学習環境づくりが重要です。

児童・生徒のいじめや不登校問題などについては、児童生徒のカウンセリングをはじめ、父母や教職員などの相談体制づくりが必要です。特別支援教育支援員を配置し、障がいのある児童生徒に食事、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助など、学習活動上のサポートを行うことも重要です。

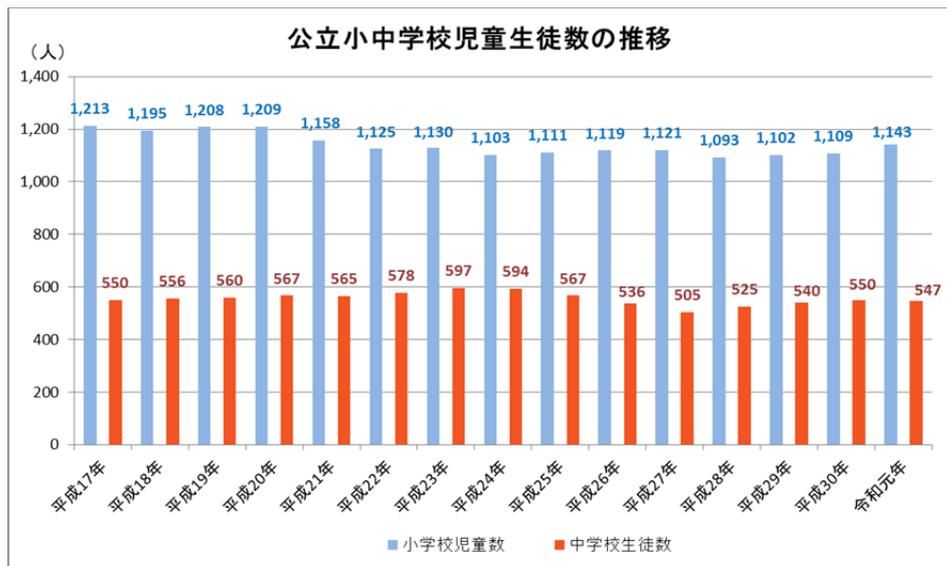
また、近年の情報技術の高度化に伴い、情報活用環境の整備やSNSの適切な利用など情報リテラシー\*に関する指導及び学校教育を行うことが一層重要となっています。

幼稚園では、幼児期からの英会話指導に取り組むなど、就学前の子ども達の教育施設としての役割を果たしてきました。今後とも、多様化する教育・保育ニーズを踏まえ、幼児に対する質の高いきめ細かな教育や小学校教育に向けた学びの連続性の確保など、教育活動の充実を図る必要があります。

学校給食については地産地消を推進しており、小・中学校へ安全で多様な献立の給食を提供しています。今後とも、安全な学校給食を提供するとともに豊かな食文化を育むことが求められます。

【用語解説】  
\*情報リテラシー

大量の情報の中から自らの目的を達するために必要なものを収集し、分析・活用するための知識や技能のことをいいます。



資料：学校基本調査

## 2. 施策

### (1) 学力向上に向けた教育の充実

- ① 幼児・児童・生徒一人ひとりに確かな学力を身につける教育に努めます。
- ② 沖縄県の学力向上推進プロジェクトに基づき、学校・家庭・地域との連携を通して学力向上の取り組みを推進します。
- ③ 個性や能力に応じ、習熟度別指導、少人数授業、チームティーチング\*を実施し、学習指導の充実を図ります。

### (2) 総合学習、キャリア教育など生きる力を育む多様な教育の充実

- ① 地域文化体験や職場体験を通して、キャリア教育の充実を図ります。
- ② 英会話指導員の活用のみならず、より実践的な英語教育の充実を図ります。
- ③ 学校教育全体を通して、相手の考え方や立場を尊重する人権尊重の精神に立った心の教育を推進します。

### (3) 教育の質の向上

- ① 時代の進展に対応した教育方法を研究し、教育の本体となる授業改善に取り組みます。
- ② 障がいのある者と障がいのない者が共に学び、互いに育みあえる教育環境づくりに努めます。
- ③ 研修等による教職員の指導力、知識及び技能の向上を図ります。
- ④ 幼児期が生涯に渡る人間形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、2年保育の長所を活かすとともに、就学を見据えた教育課程を編成し、子ども達の心身の調和的発達を促す幼児教育を推進します。

### (4) 相談体制の充実や関係機関連携の推進

- ① 生活リズムに関する指導や喫煙・危険薬物などによる悪影響の注意喚起、SNSの適切な利用など情報リテラシーに関する指導など児童生徒を取り巻く問題への対応充実を図ります。
- ② 不登校児童生徒などに対する相談体制の充実を図ります。また、子ども達が気軽に相談できるよう、スクールカウンセラーの効果的な活用を図ります。
- ③ 家庭や地域、学校との連携強化を図るとともに、関係機関との相談体制の構築に取り組みます。

### (5) 学校施設等の環境整備

- ① 学校施設の改修や整備を実施し、教育環境の向上に取り組みます。
- ② 老朽化した学校給食共同調理場は、充実した作業空間の確保、施設整備を図ります。
- ③ 統合型校務支援システム\*や教育情報システムの導入を行い、教育活動に応じた教材や備品等の充実に取り組みます。
- ④ 各学校施設および村教育委員会等とのネットワーク構築や校内LAN等の情報環境整備を図ります。
- ⑤ 幼児児童生徒の安全を守るため、必要に応じて防犯カメラの増設を検討します。

【用語解説】

\* チームティーチング

[team teaching]

複数の教員による指導の形態。複数の教員がチームを組んで複数の学級を指導したり、チームを組んだ教師が授業に加わり、児童・生徒の習熟度などに合わせて担当教師の指導を手伝ったりするものを指します。

【用語解説】

\* 統合型校務支援システム

学校や児童生徒に関する様々な情報をデジタル化し、教職員間で共有するシステムを構築することにより、教職員の事務負担を大幅に軽減するとともに、子どもの育ちを教職員全体で見守るきめ細やかな指導の充実等を図ることを目的としたシステムです。

## 3. めざそう値

指標名	現状値	めざそう値	備考
全国学力・学習状況調査平均正答率の向上	小学校：61.5 (全国平均：60.3) 中学校：56.1 (全国平均：63.1) (2018年度)	小学校：全国水準プラス5ポイント 中学校：全国水準 (2024年度)	
学習習慣・学習意欲の向上	76.3% (2018年度)	80.0% (2024年度)	生き生きとした学校生活を送るための総合質問紙調査

## 3-2 生涯学習の推進と生きがいづくり

### 1. 現状・課題

労働時間の短縮による自由時間の増大、高齢化社会の到来などに伴い、生涯学習に対する期待と役割はますます重要になっています。

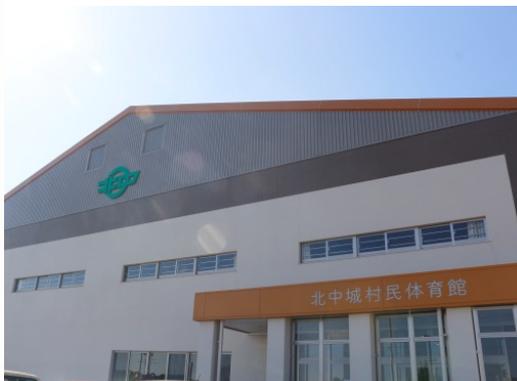
住民一人ひとりが「いつでも・どこでも・だれでも」学ぶことができる生涯学習活動の環境づくりが求められているとともに、時代の変化によるコミュニティ意識の希薄化が進み、生きがいづくりにつながる活動や知識・技術の習得の機会提供が求められています。

本村では、住民の交流の場であるあやかりの杜、中央公民館、各自治公民館、しおさい公苑等を拠点に、子ども会、青年会、婦人会、老人会、各種サークル等による生涯学習活動、出前講座、各種学級、スポーツ・レクリエーション活動、各種大会等が行われています。

平成30年度（2018年）には北中城村村民体育館が完成し、レクリエーション、サークル活動、イベント、各種展示会などスポーツイベント以外でも利用できるため、今後、あらゆる分野での施設の有効活用が期待されます。

指導者・リーダーの育成については、多様な生涯学習を展開するうえで、各種団体や時代のニーズに応えた研修内容の工夫・改善が必要です。

これらの状況を踏まえ、本村の実情や時代に応じた柔軟で持続可能な社会教育計画の策定に向けた取り組みを行う必要があります。



村民体育館



小学生・中学生球技大会



あやかりの杜講座



ふれあいグラウンドゴルフ大会

## 2. 施策

### (1) 生涯学習活動の充実

- ① 村が開講する講座について、生活を彩る趣味講座や就職につながるキャリアアップ講座、地域課題に向き合う課題解決型学習など、住民ニーズに対応したテーマや手法に創意工夫を図ります。
- ② 学校教育との連携による学習内容の拡充を図ります。
- ③ 各種団体等の技術および能力の向上、相互間の交流を深めるため、人材育成への支援や各種団体等の交流活動を推進します。
- ④ 読書推進計画に基づき、地域・家庭・学校・行政で連携し、子どもの読書活動の充実を図ります。
- ⑤ 生涯学習支援の一環として、村独自の社会教育計画策定に向けた体制の確保を図ります。

### (2) 社会教育施設、コミュニティ活動拠点の充実

- ① 自治公民館などを交流の場として活用するとともに、地域コミュニティの地域活動などを通じて、様々な世代が交流し、役割を尊重しあう意識づくりを推進します。
- ② 学習交流拠点としてのあやかりの杜の活用をはじめ、自治公民館やその他生涯学習関連施設間の連携により、効率的な活用を図ります。
- ③ 老朽化が進む中央公民館については、社会教育施設としての村民のニーズを踏まえ、整備の在り方について検討します。

### (3) スポーツ・レクリエーション等の内容充実

- ① 村民が気軽に運動できるよう、村民体育館の利活用促進を図ります。
- ② 各種スポーツ・レクリエーションやイベントの開催、スポーツサークルの活動支援、ニュースポーツの導入などを通して、各種活動の普及を図ります。
- ③ スポーツ基本法\*に基づき、本村のスポーツの推進に関する基本的な施策を取りまとめるスポーツ推進計画の策定に努めます。

#### 【用語解説】

##### \* スポーツ基本法

昭和36年に制定されたスポーツ振興法を50年ぶりに全部改正し、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めるものです。

文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「スポーツ基本計画」を定めるとともに、各自治体はこのスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即した「地方スポーツ推進計画」を策定するよう努めることとされています。

## 3. めざそう値

指標名	現状値	めざそう値	備考
北中城村社会教育計画の策定	未策定 (2018年度)	策定 (2024年度までに)	

## 3-3 地域文化の振興と継承

### 1. 現状・課題

自然と生活の関わりの中で、先人達の創意工夫により培われた地域文化は、現在においても生活のなかで継承・創造し、郷土の愛着心を育む大切な歴史文化資源となっています。

本村の指定文化財は、国指定の中城城跡、中村家住宅、荻堂貝塚をはじめ、県指定3件、村指定14件であり、その他にも各集落には御嶽・拝所や湧泉、伝統芸能などが200件余と数多くあります。これら歴史文化資源は、今後とも調査・整備・保存・継承・活用など一貫した整備に取り組むことが重要です。特に、平成12年に“琉球王国のグスクおよび関連遺産群”のひとつとして世界遺産に登録された中城城跡については、国内外に向けて本村の文化遺産をアピールするとともに、その活用が効果的に図られるよう、周辺地域の一体的な整備に取り組むことが求められています。

伝統芸能については、喜舎場の獅子舞・棒術、熱田の南島<sup>フェースシマ</sup>、島袋の赤木名節などの無形文化財をはじめ、各字のエイサーなどが文化財保存団体や青年会などを中心に保存・継承されています。

祭祀行事については、関連する拝所・旧跡とあわせて歴史的価値を調査・再評価した上で、本村の歴史を活かしたまちづくりへ活かす取り組みが求められます。

また、返還が予定されている喜舎場住宅地区及びロウワープラザ地区などの駐留軍用地については、埋蔵文化財の調査及び適切な保護に努めることが求められています。

■指定文化財一覧

平成24年5月現在

名称	指定	種類	指定年月日	所在地
中城城跡	国	記念物:史跡	昭和47年5月15日	中城村～北中城村
中村家住宅	国	重要文化財:建造物	昭和47年5月15日	大城
荻堂貝塚	国	記念物:史跡	昭和47年5月15日	荻道
三線(与那型)	県	有形:工芸	昭和33年8月15日	喜舎場
渡口のテラ	県	有形:民俗	昭和56年2月9日	渡口
沖縄伝統音楽湛水流	県	無形:民俗	昭和47年12月28日	島袋
棒術	村	無形:民俗	昭和57年3月18日	喜舎場
獅子舞い	村	無形:民俗	昭和57年3月18日	喜舎場
喜舎場の籠屋 <sup>ガンヤ</sup>	村	有形:民俗	平成7年6月16日	喜舎場
喜舎場の石獅子 <sup>イシシジ</sup>	村	有形:民俗	平成7年6月16日	喜舎場
喜舎場のウフカー	村	記念物:史跡	平成16年8月5日	喜舎場
ナス御嶽 <sup>ウタキ</sup>	村	記念物:史跡	平成7年6月16日	仲順
南島 フェースシマー	村	無形:民俗	昭和55年2月9日	熱田
渡口の印部土手石(ハル石)	村	記念物:史跡	平成9年10月1日	渡口
渡口の梵字の碑(アピラウンケン)	村	有形:民俗	平成9年10月1日	渡口
赤木名節	村	無形:民俗	平成14年12月12日	島袋
中城若松の墓	村	記念物:史跡	昭和57年3月18日	安谷屋
根所の火の神	村	有形:民俗	平成14年12月12日	安谷屋
荻道ヒージャーガー	村	有形:民俗	平成22年3月16日	荻道
大城のイリヌカー	村	記念物:史跡	平成16年8月5日	大城

資料:生涯学習課

## 2. 施策

### (1) 歴史文化資源等の保全・整備・活用

- ① 県営中城公園・世界遺産中城城跡周辺の一体的な活用に向けて、関係機関との連携を図ります。
- ② 村内の旧跡・祭祀などの歴史風致資産に関する調査を推進し、本村独自の歴史を踏まえたまちづくりに取り組みます。
- ③ 未指定文化財等の記録、資料収集等の調査活動の充実につとめ、新たな指定文化財の拡充を図ります。
- ④ 有形文化財の保全・修景や、周辺環境に配慮した囲い・制札・標柱・説明板等の整備を推進します。
- ⑤ 村に関連する歴史資料の収集を進め、レファレンスサービス\*の充実を図ります。
- ⑥ 文化財・歴史風致資産・村収蔵民具に関するデータベース等をホームページ上に公開し、これらの文化資源の情報発信と普及活用を図ります。
- ⑦ 駐留軍用地の返還に際しては、関係機関の協力のもと、埋蔵文化財調査を行い、埋蔵文化財の適切な保護に努めます。

【用語解説】

\*レファレンスサービス  
[reference service]

村民など利用者が学習・研究活動を進めるうえで必要な資料や情報を効率的に利用できるよう、収集・検索・提供することによって、これを助けるサービスのことです。

### (2) 郷土の歴史学習や普及啓発の推進

- ① 地域や学校におけるうちな一ぐちの継承など、郷土学習に対する普及啓発を図ります。
- ② 学校教育と連携し、総合的な学習の時間等における文化財の現地学習や村収蔵資料の調べ学習など、児童生徒が地域の歴史・文化を学べる機会を提供します。

### (3) 地域の文化活動や交流活動に対する支援

- ① 文化協会に対する支援や、伝統芸能等の後継者育成を促進します。
- ② 姉妹町村での交流学習や、交流プログラムの充実を図ります。
- ③ 既存施設の有効活用を含めて、日頃の文化活動の発表や伝統芸能の披露などが行える場を提供します。
- ④ 在住外国人との文化交流、イベント機会等の拡充に努めます。

## 3. めざそう値

指標名	現状値	めざそう値	備考
歴史まちづくり計画(歴史的風致維持向上計画)の策定	未策定 (2018年度)	策定 (2024年度 までに)	本村独自の歴史を活かしたまちづくりとして、同計画を策定します。

## 3-4 平和活動・国際交流の推進

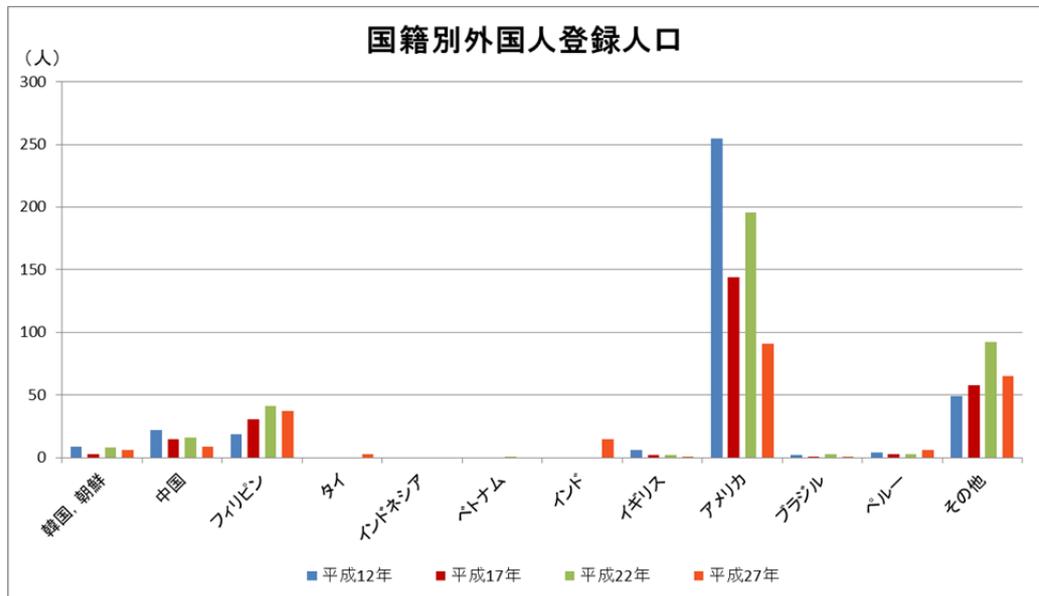
### 1. 現状・課題

国内唯一の地上戦となった沖縄戦では、多くの住民の尊い生命を失うとともに美しい自然や貴重な歴史・文化資源が破壊されました。このような歴史体験のなかで、戦後から70年以上が経過し、歴史の風化は深刻な状況になりつつあります。そのため、学校など関係機関と連携を図り沖縄戦の記憶を丁寧に後世へ伝え、今後も戦禍の教訓として「ぬちどう宝」という平和を希求する沖縄の心を大切にするとともに、外国との相互理解を深め、言葉や文化の壁を越えた心のつながりを持って、草の根の平和運動を展開していくことが求められます。

本村では、昭和57年（1982年）に「北中城村非核宣言」を行い、翌年に「平和を守る北中城村民の会」を結成しました。また、平和記念碑および慰霊碑の建立、平和学習、平和図書購入、長崎平和学習の旅など、平和思想の啓発、活動を推進してきました。

移民国との交流事業として、本村では平成4年度（1992年）より海外移住者子弟研修生受入れ事業を実施しています。

今後とも平和の理念を確立するとともに、国際交流の推進と平和への啓発が求められます。



■国籍別外国人登録人口 (単位:人)

	韓国・朝鮮	中国	フィリピン	タイ	インドネシア	ベトナム	インド	イギリス	アメリカ	ブラジル	ペルー	その他	合計
平成12年	9	22	19	-	-	-	-	6	255	2	4	49	366
平成17年	3	15	31	-	-	-	-	2	144	1	3	58	257
平成22年	8	16	41	-	-	1	-	2	196	3	3	92	362
平成27年	6	9	37	3	-	-	15	1	91	1	6	65	234

出典: 国勢調査

※平成12年インドネシア、ベトナム、インドは調査対象外  
 ※平成17年、22年はインドは調査対象外

## 2. 施策

### (1) 平和学習など普及啓発の推進

- ① 戦争体験等の調査を推進するとともに、戦争体験の記録を整理し、その活用を図ります。
- ② 学校など関係機関との連携を図り、平和学習の機会の提供を促進します。
- ③ 平和を守る北中城村民の会などの平和活動を支援するとともに平和思想の啓発・普及を図ります。

### (2) 国際交流・国際協力の促進

- ① 海外移住者子弟の受入や、民間レベルでの国際交流などを実施している各種団体との連携を強化し、「イチャリバチャデー」の精神で国際交流を図ります。
- ② 世界のウチナーンチュ大会等により多くの国の本村出身関係者との国際交流を図ります。
- ③ 2020 東京オリンピック・パラリンピックを契機とする新たな国際交流を推進します。

## 3. めざそう値

指標名	現状値	めざそう値	備考
海外移住者子弟 受入人数(累計)	81人 (2018年度)	99人 (2024年度)	持続的に海外と本村の友好親善と交流を図る。

## 3-5 地域で見守る青少年育成

### 1. 現状・課題

沖縄県において、子ども達の夜間外出は深刻な問題となっています。ライカム地区における大型商業施設の開業など、新規市街地の発展に伴い、現在の良好な環境への影響も懸念されます。一方、近年の情報技術の高度化に伴う、情報伝達手段の多様化により、地域住民同士の交流過疎化についても懸念されます。

また、核家族化や高齢者や共働き世帯の増加は、地域とのつながりの希薄化に拍車をかけることから、地域全体でコミュニケーションを図っていく取り組みが求められます。



青年エイサー祭り



青年エイサー祭り



夜間街頭パトロール

## 2. 施策

### (1) 青少年団体活動等の推進

- ① 青年会等の活動の場を拡充し、自治公民館等を中心として青少年が安心して活動できる居場所づくりを支援します。
- ② 各種行事等を通じ、家庭、学校、地域が連携して、子ども達の豊かな心や地域への愛着の醸成に努めます。

### (2) 地域での協力体制の充実

- ① 地域行事への児童生徒の参加を促すことで、地域社会における人とのつながりや自己を認められる喜び、「自分にも何かができる」という有能感を育てる取り組みを図ります。
- ② 地域での人間関係の希薄化、夜型社会等の様々な要因から非行少年を作らない地域社会を実現するため、地域自治会での声かけ見守りや夜間パトロール等の活動を充実します。
- ③ 児童生徒の見守りについて、広報誌・Webサイトなどを通して、意識啓発や情報提供などの広報活動を図ります。

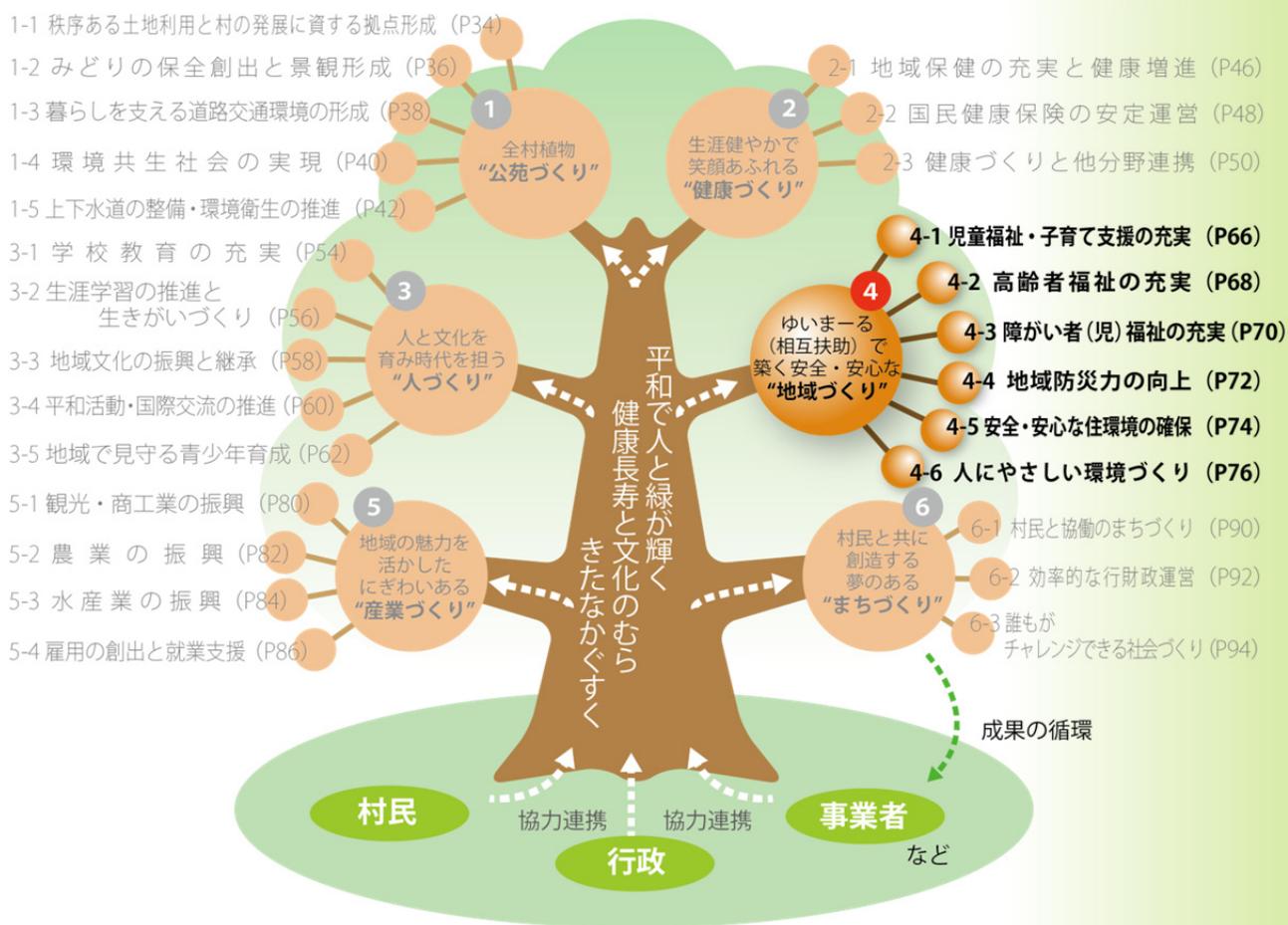
## 3. めざそう値

指標名	現状値	めざそう値	備考
夜間パトロール参加者数	20人程度/月 (2018年度)	20人以上/月 (2024年度)	毎月定期的実施しているパトロールの参加者数を現状維持していく。

## 第4章

ゆいまーる（相互扶助）で

築く安全・安心な“地域づくり”



## 4-1 児童福祉・子育て支援の充実

### 1. 現状・課題

児童福祉については、村立保育所で障がい児保育や一時預かり保育を実施し、子育て支援センターとの連携を図りながら子育て環境の整備を進めています。しかし、多様化する保育ニーズに対して、村立保育所だけでなく認可保育園等の保育施設、幼稚園、認定こども園等の特定教育施設\*と連携した対応が必要となっています。

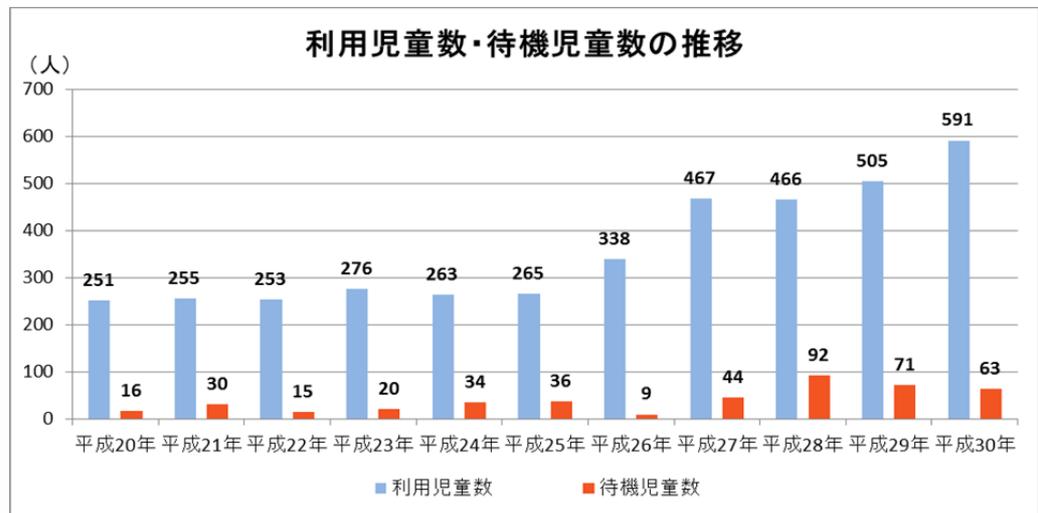
近年において、少子化・核家族化が進行し、孤立した育児環境等を要因とする児童虐待が社会問題となるなか、地域が一体となった子育て環境の整備が求められています。また、利用児童数が増加する中で、待機児童の解消に向けた子育て支援の機能整備や放課後児童クラブなどの活用促進が重要となっています。

本村は平成30年度(2018年)に医療費助成の対象年齢が引き上げを行い、就学児(小学校入学前)までだった対象年齢を、平成30年(2018年)10月1日診療分より中学校卒業までに拡充しています。国としても、このような少子化を抑制し、子育てと仕事の両立をより一層支援するため、次世代育成支援対策推進法や子ども子育て支援法が施行されるなど、福祉分野だけでなく、教育、雇用、社会保障など総合的に子育てを支援していく方向を示しており、本村でもその取り組みが求められています。

#### 【用語解説】

\* 特定教育施設

市町村長から施設型給付費(施設・保護者への経費や助成金)の支給を受けている教育施設を指します。



資料：沖縄県 子ども生活福祉部



元気っ子うんどう会

## 2. 施策

### (1) 地域ぐるみで子育てしやすい環境づくり

- ① 児童への健全な遊びの提供、健康増進、豊かな心づくりに向け、児童館の活動内容の充実を図ります。
- ② 放課後や週末における児童の適切な遊びや生活の場として、放課後児童クラブの増設を検討します。
- ③ 子育て世帯が安心して医療を受け、子どもの保健の向上と健やかな育成に寄与するために、医療費助成サービスの内容充実を図ります。
- ④ 児童扶養手当や医療費助成等の経済的な支援により、ひとり親家庭の自立促進と安定した生活の支援を行います。

### (2) 就学前教育・保育など多様な保育ニーズへの対応

- ① 未就学の子どもと保護者の交流の場として、子育て支援センター\*の周知、利用促進を図ります。
- ② 教育及び保育ニーズを把握し、待機児童解消のため保育施設、特定教育施設の整備や村立保育所における一時預かり保育、公立幼稚園での預かり保育、病児・病後児保育など保育内容の拡充に努めます。
- ③ 特別な支援を要する児童のための特別支援保育や、専門員による巡回相談の実施により、子どもの発育や発達に遅れがあり不安を抱える保護者への支援強化を図ります。

【用語解説】

\*子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤を形成することにより子育て家庭などの育児不安の解消や地域における子育て支援サークルの育成を図るため、育児相談や子育てサークルの支援などが行われる施設を指します。

## 3. めざそう値

指標名	現状値	めざそう値	備考
保育所入所待機児童数	55人 (2018年度)	0人 (2024年度)	

## 4-2 高齢者福祉の充実

### 1. 現状・課題

【用語解説】

\* 生活支援体制整備事業

高齢者が住み慣れた地域で健康的に暮らし続けられるよう、医療や介護などの専門的サービスだけでなく、NPO、民間企業、協同組合、社会福祉法人、介護サービス事業所、村老人クラブ連合会、村民生委員・児童委員、ボランティア等の多様な主体によって提供・実施される「介護予防」と「生活支援サービス」の仕組みをつくることを指します。

【用語解説】

\* ホームヘルプサービス

在宅の寝たきり高齢者等の家庭にホームヘルパーを派遣し、入浴・食事・洗濯等の家事援助や、生活相談を行うなど、日常生活の世話をするサービスを指します。

【用語解説】

\* 生きがいデイサービス

家に閉じこもりがちな高齢者に対し、集いの場と趣味製作等の活動の場など各種のサービスを提供することにより、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図り、要介護状態への進行の防止や健康寿命の延伸を目的に実施するサービスを指します。

【用語解説】

\* ミニデイサービス

小地域や住棟など小規模な範囲を対象として、在宅高齢者の入浴や食事などの生活支援を行うサービスを指します。

本村の平成27年(2015年)の国勢調査における老年人口の割合は、22.1%で年々増加傾向にあります。また、少子高齢化や核家族化の進行、世帯員の減少に伴う独居高齢者や高齢者世帯の増加、地域コミュニティの希薄化に伴い共助意識が低下しています。高齢者を取り巻く環境が深刻化している中で高齢者が地域で自立した生活を送るには、介護保険サービスや在宅福祉サービスの充実に加え、介護予防のための生きがいづくり・健康づくり、そして居場所づくりが必要となっています。また、本人だけでなく、高齢者を支える家族介護者の支援も重要となっています。

本村の介護保険事業については平成15年(2003年)より沖縄県介護保険広域連合で実施しています。また、国は平成27年度(2015年)の介護保険制度改正の際、生活支援体制整備事業\*をスタートさせました。そのため本村では生活支援コーディネーターを配置し、日本一の長寿村として支援や介護が必要になっても可能な限り、自分らしい暮らしを住み慣れた地域で、高齢者が安心して生活できる村づくりに努めます。

介護認定で自立と判断された高齢者に対して、ホームヘルプサービス\*や配食サービス等の生活支援事業を実施しており、さらに、ひとり暮らしで家に閉じこもりがちな高齢者に対し日常動作の訓練や趣味活動などのサービスを行う生きがいデイサービス\*、高齢者の交流やふれあいを中心としたミニデイサービス\*等を実施しています。

■ 高齢者人口の推移

単位: 人、%

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
高齢者人口 (65歳以上)		1,604	1,937	2,460	2,928	3,220	3,552
	65～74歳	749	904	1,226	1,537	1,537	1,601
	75歳以上	855	1,033	1,234	1,391	1,683	1,951
総人口に占める割合		11.7%	12.9%	15.7%	18.5%	20.2%	22.1%
総人口		13,703	15,023	15,637	15,790	15,949	16,078

※合計に年齢不詳は含まない。

資料: 平成27年国勢調査

## 2. 施策

### (1) 生活支援、介護サービスの充実

- ① 地域包括支援センターや総合社会福祉センターの相談体制の充実を図ります。
- ② 地域ボランティア・民生委員・児童委員・社会福祉協議会・在宅介護支援センター・関連団体の連携が相互に行えるよう、地域福祉ネットワーク「まーる会\*(村地域づくり協議体)」の活動を推進します。
- ③ 高齢者福祉計画に基づき高齢者生活支援に関する事業の充実を図ります。
- ④ デイサービス、ホームヘルプサービス等の在宅サービスの充実を図ります。
- ⑤ 認知症高齢者や障がい者などの成年後見制度の利用促進により、権利擁護・支援体制の整備を推進します。
- ⑥ 家族介護者の負担を軽減する家族介護支援事業を実施し、介護者同士の情報交換・交流の機会の創出を図ります。

#### 【用語解説】

\* まーる会

市町村が中心となって、NPO 法人や社会福祉協議会、民生委員などの生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていく協議体を指します。

### (2) 居場所づくりや社会進出へ向けた支援

- ① リーダー育成や運営支援を通して、地域自主サークルの支援を図ります。
- ② 関係課が連携して、高齢者の移動に対する支援に努め、生涯学習・老人クラブ・スポーツ活動・まちづくり活動など社会参加の機会創出を促進します。

## 3. めざそう値

指標名	現状値	めざそう値	備考
要介護(支援)認定率*	16.4% (2018年度)	15.0% (2024年度)	沖縄県介護保険広域連合計画では21.8%。本村は更に低い目標値を設定。

#### 【用語解説】

\* 要介護(支援)認定率

被保険者に対する要介護・要支援認定者(要介護認定者:要介護1~5と認定された者、要支援者:要支援1,2と認定された者)の割合。通常は第1号被保険者に対する第1号被保険者の要介護・要支援認定者を指します。

【算出】認定率=65歳以上の要介護・要支援認定者数÷第1号被保険者数(65歳以上)

## 4-3 障がい者（児）福祉の充実

### 1. 現状・課題

本村の障がい者数は、身体、知的、精神のいずれの障がい区分においても増加傾向にあります。障がいのある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会活動に参加、参画し、できる限り住み慣れた地域で自立して暮らすことのできる場と環境整備が求められています。

本村では、障害者総合支援法に基づき、サービス受給者の自由選択に即した、適切で多岐にわたるサービスの提供を行っており、障がい者が適切にサービスを選択できるよう、相談・情報提供が重要となっています。

障がい者にとって就労は、単に経済的な自立を図ることだけでなく、規則正しい生活リズムを維持することや職場で周囲の人達とかかわり、社会性を獲得するなどの意義があります。しかし、現状としては、一般雇用されている方は極めて少なく、障がい者の一般雇用の拡大が課題となっています。

障がい者の中には、避難情報が確実に伝達されていれば自力で避難できる方もいますが、重度の障がい者では、自力での避難が困難です。このような避難行動要支援者に対しては、避難の際の手助けも必要であり、障がい者を安全に避難、誘導する支援体制づくりが必要です。

知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分な方が、地域で安心して生活を送ることができるよう、在宅生活を支えるための地域福祉権利擁護事業の利用促進が必要です。また、財産管理や契約などの法律行為を個人でできない方の権利や利益を保護するため、成年後見制度利用支援事業を推進し、制度の周知と利用促進、支援の体制整備が必要です。



沖縄県身体障がい者スポーツ大会

## 2. 施策

### (1) 保健・医療の充実

- ① 健康づくりをはじめ、乳幼児期における障がいの早期発見や早期療育、中途障がいを予防するための保健活動の強化を図ります。

### (2) 教育・育成の充実

- ① 交流教育を推進し、障がいや障がい児への正しい理解を深め、互いに支えあう福祉意識の醸成に努めます。

### (3) 就労支援の強化と地域生活支援の充実

- ① 障がい者の就労に向けて、従来ある就労移行支援や就労継続支援等のサービスの周知、関係機関との連携強化及び相談支援体制の充実を図ります。
- ② 地域での生活を継続できるよう障害福祉サービスや地域生活支援事業、権利擁護の推進等総合的な生活支援体制の整備・充実を図ります。

### (4) 各種活動の推進

- ① 地域での障がい者の活動強化と関係団体等の連携強化を促進するとともに、障がい者団体等への支援を図ります。
- ② 障がい者一人ひとりが積極的に社会活動に参加できる環境づくりに努め、社会参加へのきっかけづくりとなるような、障がい特性に配慮した学習機会の充実に努めます。

### (5) 生活環境の整備充実

- ① 住宅や多くの方が利用する施設における障壁の除去（バリアフリー化）と、グループホーム等地域における生活の場の確保に努めます。

## 3. めざそう値

指標名	現状値	めざそう値	備考
障がい者等の一般就労者数	3人/年 (H2015～2018の平均)	5人/年 (2020～2024の平均)	北中城村障害福祉計画 (2015年3月)

# 4-4 地域防災力の向上

## 1. 現状・課題

【用語解説】

\* 国土強靱化地域計画

平成25(2013)年12月に施行された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(通称:国土強靱化法)」第13条に基づき、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、都道府県または市町村が策定する計画です。

地域防災計画が、災害の種類(風水害、地震、津波など)に応じ、発災時及び発災後の対処を主に定めていることに対し、国土強靱化地域計画は、あらゆる災害を想定しつつ、最悪な事態に陥る事が避けられる強靱な地域社会を構築することを主眼としています。

本村は起伏に富んだ地形であり、台風や集中豪雨時には丘陵斜面地での地滑りや低湿地における浸水災害が発生している。地域防災無線だけではなく、情報伝達手段の多様化や災害時における情報収集・提供、迅速な救急・救助活動などの危機管理体制の拡充が重要となっています。また、災害に強い安心したまちをつくるためには、防災拠点形成や避難場所の確保、防災公園の活用などの都市基盤整備もふまえ、国土強靱化地域計画\*や地域防災計画との連携による総合的な対策が求められています。

消防・救急については中城村と一部事務組合を結成し、消防・救急業務に対応しています。救急出動が毎年増加傾向にあり、災害なども想定し民間医療機関と連携した救急受け入れ態勢の強化が必要となっています。

■種別火災発生件数

各年12月末現在(単位:人、千円)

年次	区分	総数		建物		林野		車両		その他		死者	傷者
		件数	損害額	件数	損害額	件数	損害額	件数	損害額	件数	損害額		
平成19年	北中城村	4	3,568	1	3,398	0	0	3	260	0	0	0	1
	中城村	7	14,210	4	13,924	0	0	2	130	1	156	0	2
平成20年	北中城村	3	26,506	2	26,466	0	0	1	40	0	0	0	1
	中城村	4	2,917	2	2,787	1	0	0	0	1	130	0	0
平成21年	北中城村	3	36	1	21	1	0	0	0	1	15	0	1
	中城村	4	703	1	304	0	0	0	0	3	399	0	0
平成22年	北中城村	5	7,811	3	6,891	0	0	2	920	0	0	0	0
	中城村	3	1,032	1	628	0	0	1	400	1	4	0	1
平成23年	北中城村	4	2,093	2	2,028	0	0	2	65	0	0	0	0
	中城村	9	338	4	248	0	0	3	44	2	46	0	0
平成24年	北中城村	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中城村	9	192	1	52	3	0	3	80	2	60	0	0
平成25年	北中城村	15	135	0	0	2	0	4	135	9	0	0	0
	中城村	12	29,365	4	29,283	4	0	2	82	2	0	1	2
平成26年	北中城村	8	21,135	3	20,683	0	0	4	452	1	0	0	0
	中城村	11	5,692	2	4,594	0	0	4	996	5	102	0	0
平成27年	北中城村	19	1,408	6	1,328	5	0	4	80	4	0	0	1
	中城村	11	177	4	177	1	0	1	0	5	0	0	1
平成28年	北中城村	8	6,174	3	5,994	2	0	2	180	1	0	0	0
	中城村	12	5,312	2	4,981	4	0	3	331	3	0	0	0
平成29年	北中城村	7	138,424	2	138,300	2	0	1	0	2	124	0	0
	中城村	14	201	4	3	3	0	0	0	7	198	0	0

資料:中城北中城消防組合消防年報

■種別救急出動状況

各年12月末日

年次	区分	火災	自然火災	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	犯罪行為(加害)	自損行為	急病	その他の事故	小計	合計	不搬送件数
平成19年	北中城村	4	0	1	76	1	6	81	1	5	403	110	688	1,278	42
	中城村	6	0	2	57	7	3	89	5	8	371	32	560	32	32
平成20年	北中城村	5	0	0	99	2	9	95	1	11	383	84	689	1,267	53
	中城村	0	0	2	62	8	7	56	6	5	380	27	553	22	22
平成21年	北中城村	1	0	1	105	2	7	86	2	11	345	81	641	1,203	43
	中城村	1	0	0	83	4	3	72	3	7	316	50	539	28	28
平成22年	北中城村	7	0	2	70	4	14	92	3	10	449	72	723	1,426	49
	中城村	4	0	0	86	5	3	80	5	8	431	52	674	36	36
平成23年	北中城村	2	1	0	82	3	6	76	6	6	444	104	730	1,453	42
	中城村	4	1	0	78	7	10	82	3	14	442	49	690	34	34
平成24年	北中城村	2	0	1	101	4	10	83	1	7	462	65	736	1,512	47
	中城村	1	0	2	92	7	11	95	4	6	485	50	753	41	41
平成25年	北中城村	0	0	0	8	0	2	3	1	0	7	2	23	7	7
	中城村	3	0	2	70	6	6	104	2	9	495	62	759	1,537	36
平成26年	北中城村	4	0	3	98	10	9	95	3	10	492	79	803	1,542	43
	中城村	1	3	0	86	6	13	107	1	3	451	47	718	30	30
平成27年	北中城村	4	0	2	101	18	6	130	2	8	421	97	789	1,698	47
	中城村	3	0	2	76	6	8	125	3	7	528	128	886	60	60
平成28年	北中城村	4	0	1	98	12	4	114	4	10	499	93	839	1,823	68
	中城村	3	0	1	92	11	10	119	3	4	593	132	968	69	69
平成29年	北中城村	2	0	1	92	14	11	117	1	8	534	92	872	1,902	60
	中城村	1	0	1	87	17	13	115	1	8	630	130	1,003	59	59

資料:中城北中城消防組合消防年報

## 2. 施策

### (1) 災害に強い環境整備

- ① 今後発生すると予想される自然災害等に備え、地域防災計画の見直しを適宜行うとともに、国土強靱化地域計画\*を踏まえた事前防災・減災のまちづくりに取り組みます。
- ② 防災対応庁舎をはじめとし、避難場所、避難経路、備蓄倉庫の整備など、都市基盤整備と連携しながら津波・土砂災害に強い環境整備を図ります。
- ③ 新規市街地での地域防災無線の拡充および難聴地域の解消に努め、IP 無線など情報伝達手法の多様化に対応し、災害時における迅速な情報提供が行える環境整備を図ります。

### (2) 自助・互助・共助・公助による地域防災力の向上

- ① パンフレット、災害危険区域予測図（ハザードマップ）等による防災意識の普及啓発と、避難場所、避難ルートの認知徹底に努めます。
- ② 自主的な防災組織の立ち上げを推進するとともに、防災公園の活用促進や防災訓練等の支援に努めます。
- ③ 常時より、高齢者や障がい者、外国人、乳幼児など避難行動要支援者の見守り体制づくりを進め、災害時に情報提供や避難誘導、救急、救助ができる地域ネットワークの体制強化を図ります。
- ④ 「大規模災害時における地域防災協定」による防災訓練を実施することで、地域防災の向上に努めます。
- ⑤ 災害時における他市町村・県、その他関係機関との協力体制など広域的に対応できる体制の整備を図ります。

### (3) 消防、緊急体制の拡充

- ① 中城北中城消防本部との連携を図り、住民の安全・安心を確保できる体制強化を図ります。
- ② AED（自動体外式除細動器）の使用を含めた各種救急講習の普及・啓発を図ります。
- ③ 災害やパンデミック\*などを想定し、医療機関や関係機関と連携し救急医療体制の強化を図ります。

【用語解説】

\*パンデミック

限られた期間に、ある感染症が世界的に大流行することをいいます。

## 3. めざそう値

指標名	現状値	めざそう値	備考
自主防災組織の設立	5 団体 (2018 年度)	10 団体 (2024 年度)	

## 4-5 安全・安心な住環境の確保

### 1. 現状・課題

近年の交通の利便の良さから、交通量の急激な増大、交通渋滞の慢性化とともに、生活道路への通過交通等により、交通環境の悪化や事故が多発しており、交通安全対策については、地域や関係機関、関係団体と連携し、定期的に交通安全・交通ルール・マナーの啓発などが求められます。

村民の安全で安心な日常生活を確保するために、自らの生活を守るための防犯に対する意識や知識の向上を図るとともに、通学路での見守り活動など地域、関係機関、関係団体等との連携により、地域社会の秩序安定に努めることが必要です。

■交通事故発生状況

年度	事故発生件数(件)				重症事故(対前年)		死亡数(対前年)	
	死亡	重症	軽傷	合計	増減数	増減率	増減数	増減率
平成20年度								
平成21年度	4	15	90	109				
平成22年度	0	5	94	99	△10	-9.2%	△4	-100%
平成23年度	0	11	141	152	6	6.1%	0	0%
平成24年度	0	16	152	168	5	3.3%	0	0%
平成25年度	2	12	147	161	△4	-2.4%	2	200%
平成26年度	1	16	147	164	4	2.5%	△1	-50%
平成27年度	0	9	130	139	△7	-4.3%	△1	-100%
平成28年度	0	6	129	135	△3	-2.2%	0	0%

資料：沖縄県交通白書



スクールバス

## 2. 施策

---

### (1) 交通安全対策

- ① 必要に応じた交通安全施設の整備、維持管理を図ります。
- ② 交通安全推進協議会に対し、活動支援を行います。
- ③ スクールバスの継続運用、通学路での見守り活動、交通安全週間の呼びかけ活動等を推進します。

### (2) 防犯対策

- ① 地域のニーズに対応した街灯・防犯灯の整備を図り、地域との連携のもとで街灯・防犯灯などの維持管理を図ります。
- ② 関係機関との連携を図り、防犯対策の普及啓発に努めます。

## 3. めざそう値

---

指標名	現状値	めざそう値	備考
交通死亡事故	0件 (2018年)	0件 (2024年)	現状維持をめざします。

## 4-6 人にやさしい環境づくり

### 1. 現状・課題

近年、ハード面でのバリアフリー化は進んでいるものの、障がいのある人や高齢者にもわかりやすく、いつでも自由に安全に使えるようになっているかなどの点では多くの課題があります。

より多くの人々が、暮らしの中で障がいを感じることなく円滑に移動できるようにするため、施設等のバリアフリー化が求められるように、次なるステップとしての「心のバリアフリー\*化」を推進することで、偏見・差別、固定観念に縛られず個々の特性や魅力が引き出される環境づくりが求められています。

また、最近では、心の健康問題により退職する労働者や不登校児が増加し社会問題が顕在化し、その対応が強く求められています。ソーシャルメディアが浸透したことによる情報過多や SNS 上でのコミュニケーションによるストレスが一因となっている状況を踏まえ、ゆとりとやすらぎをもって暮らすことができるよう、心の健康管理の必要性が高まっています。

その他、セクシャルハラスメント\*や DV (ドメスティックバイオレンス)\*などと言った人権侵害が依然として残るほか、生活困窮者の存在や、特に子どもの貧困が社会問題化しており、このような社会的弱者に対する支援が強く求められています。

#### 【用語解説】

\*心のバリアフリー

高齢者、障がい者等が安心して日常生活や社会生活ができるよう、施設整備(ハード面)だけではなく、高齢者、障がい者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力することを指します。

#### 【用語解説】

\*セクシャルハラスメント

[sexual harassment]

相手方の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれています。

#### 【用語解説】

\*DV (ドメスティックバイオレンス)

[domestic violence]

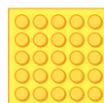
配偶者や恋人など親密な関係にある、もしくはあった者から振られる身体的、精神的な暴力のことを指します。

### 点字ブロックの上に自転車を止めたり、物を置いたりしていませんか?

まちの中を歩いていると、黄色の点状や線状の凸凹したブロックを見かけます。これは、目の不自由な人が安心して歩けるよう誘導するために設置されています。



「進め」の線状ブロック (誘導ブロック)



「止まれ」の点状ブロック (警告ブロック)

この点字ブロックの上に自転車やバイクなどが停まっていたり、物が置かれていることがあります。大変危険であり、目の不自由な人が、ぶつかって怪我をすることもあります。



ドアに変化する危険性がある

目の不自由な人はこのブロックを頼りにして、歩いています!



目の不自由な人にとって「点字ブロック」は私達の目と同じです。ブロックの上に物や自転車を置くようなことは、絶対にやめましょう。



### 心のバリアをなくしましょう

だれもが住みよい福祉のまちづくりを推進するためには、高齢者や障害者等に対する認識不足や無理解による差別、偏見などの「心のバリア」を取り除くことが大切です。私達一人ひとりの互いの理解と思いやりが福祉のまちづくりの実現には欠かせません。皆様のご理解とご協力をお願いします。

イラスト出典：沖縄県心のバリアフリー1 (各種パンフレット)

## 2. 施策

### (1) 心のバリアフリーの推進

- ① 世代、性別、LGBTQ+\*、障がい、人種など多様性を一人ひとりが理解し、誰もが社会活動へ自由に参加できるよう「心のバリアフリー」を推進し、人権問題等の解消を図ります。
- ② 多様な人が共に生活する中で存在するバリア（壁）についての正しい知識の普及や地域で支え合う住民意識醸成への取り組みとして啓発広報活動を強化します。

【用語解説】

\*LGBTQ+

(エル・ジー・ビー・ティーキュー・プラス)

レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(性別越境者)、クエスチョニング(性自認や社会的な性などが定まっていない人)、+(その他の性の多様性を表す“プラス”)の頭文字をとった単語で、性的少数者の総称のひとつです。

### (2) 誰もが不自由なく活動できる環境づくり

- ① 健常者、障がい者、高齢者、外国人などに関わらず、より多くの人々が理解しやすく利用しやすい環境づくりに向けてユニバーサルデザインの普及啓発を推進します。

### (3) 心の健康などに対する普及啓発、情報提供

- ① うつ病予防やストレス解消方法など、心の健康づくりに関する情報や疾病予防策の普及啓発を図るとともに、相談支援の拡充を図ります。
- ② 関係機関と連携を図りながら、精神疾患や精神障がい者に対する正しい理解を促すとともに、あらゆる機会を通じて適切な情報の発信に努めます。

### (4) 社会的弱者への支援

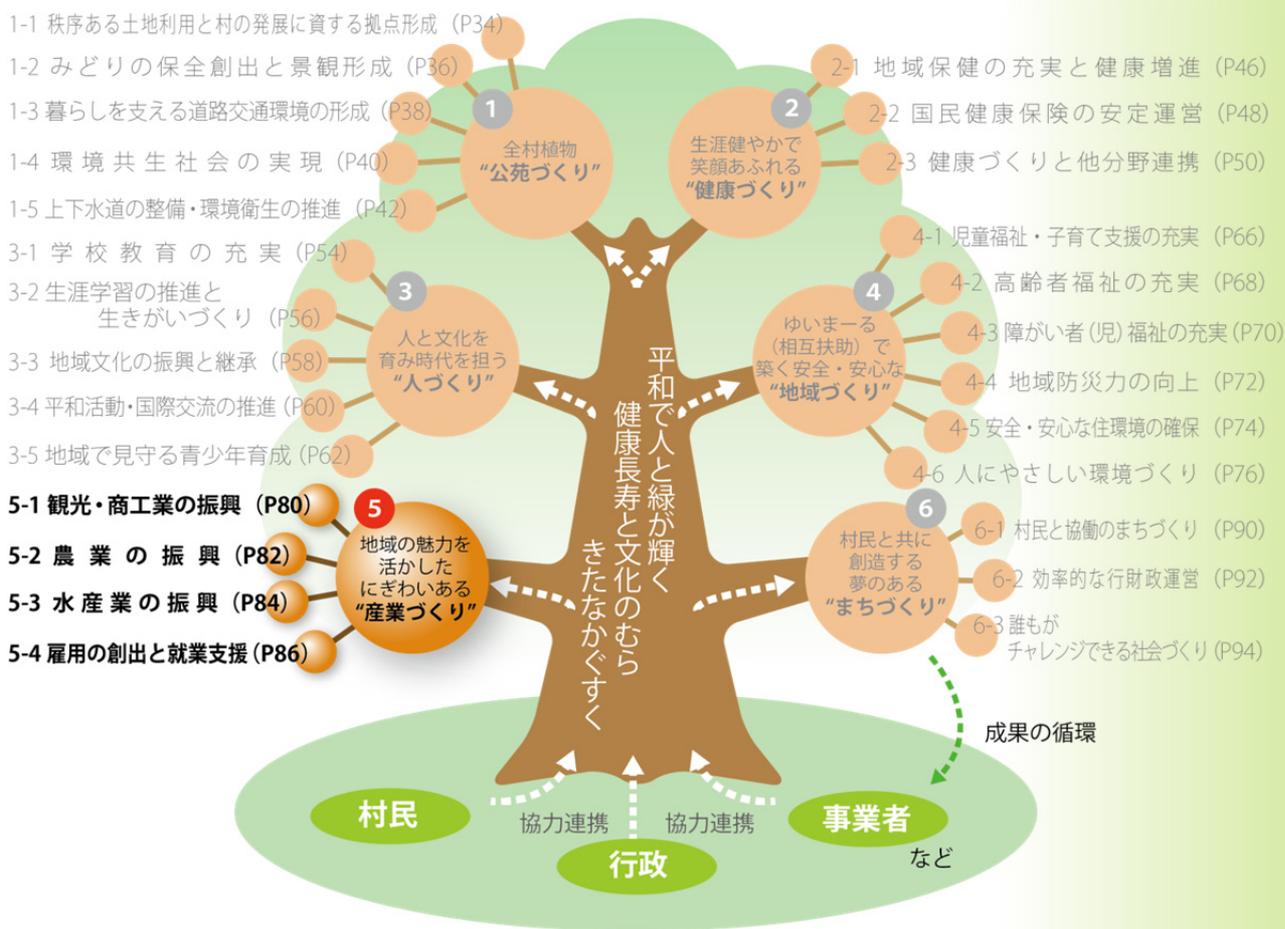
- ① セクシャルハラスメントやDV(ドメスティックバイオレンス)の防止への啓発など相談・支援体制の確立に努めます。
- ② 生活困窮者への生活保護制度や生活福祉資金貸付制度の周知に努めるとともに、きめ細やかな相談・支援体制の充実を図ります。
- ③ 子どもの貧困問題に対して、困窮世帯を把握しやすい学校現場との連携を強化し、支援の拡充を図ります。
- ④ 経済的理由によって就学が困難な学生等に対する援助を行うため、北中城村育英会を支援します。

## 3. めざそう値

指標名	現状値	めざそう値	備考
ボランティア活動登録者数	230人 (2018年度)	284人 (2024年度)	社会福祉協議会実績報告 (ボランティアの推進)

# 第5章

## 地域の魅力を活かした にぎわいある“産業づくり”



# 5-1 観光・商工業の振興

## 1. 現状・課題

本村の主な観光資源としては、世界遺産のひとつである中城城跡をはじめ中村家住宅等、村内各地域に多様な有形・無形の歴史・文化があります。

また、萩道大城湧水群が平成の名水百選に選定され、それらを保全・継承してきた集落のたたずまいも優れた観光資源として着目されています。

ライカム地区の大型商業施設の開業による交流人口の増加を活かした観光、商工業などの連携が求められています。近年は健康長寿の村としてイメージが定着し、各種取り組みが行われており、歴史文化や、健康長寿をキーワードとした地域ブランドの確立やアンテナショップの活用、受入体制の強化、多様な交流の促進が求められます。

■商業の推移

単位：店、人、万円、百万円、%

		H3	H6	H9	H14	H19	H24	H26	H28
商店数	卸売業	16	16	9	14	14	5	6	9
	小売業	151	154	141	147	132	88	75	190
	計	167	170	150	161	146	93	81	199
従業者	卸売業	97	95	57	75	101	39	42	109
	小売業	595	584	492	533	517	318	390	1,657
	計	692	679	549	608	618	357	432	1,766
販売額	卸売業	189,185	389,118	107,466	98,894	260,935	876	1,065	3,134
	小売業	614,945	619,184	648,628	632,689	719,860	6,610	8,671	23,140
	計	804,130	1,008,302	756,094	731,583	980,795	7,486	9,735	26,273

資料：経済センサス 販売額単位：H24.2628(百万円)  
商業統計調査 販売額単位：H3.6.9.14.19(万円)



北中城村・葛巻町合同物産展



ライカム地区の大規模商業施設



特産品開発  
(パッションフルーツ入りトマトケチャップ)



北中城しおさい祭り

## 2. 施策

### (1) 北中城村の強みを活かした観光資源開発

- ① 女性の長寿日本一など、健康を核とした観光資源の開発を図ります。
- ② 世界遺産中城城跡や国指定文化財である中村家住宅、「平成の名水百選」に選ばれた湧水など、豊かな自然や歴史文化を核とした体験・滞在型観光の開発を推進します。
- ③ アーサ（ヒトエグサ）やパッションフルーツ、冬瓜を活用した特産品や、カフェその他飲食をテーマとした観光資源の開発を推進します。

### (2) 地域ブランドの形成

- ① 健康長寿をテーマとした取り組みや地域ブランドの形成を推進します。
- ② 村のイメージキャラクターを活用した情報発信や、村や観光協会、その他各種団体を主体とした地域案内のホームページ、パンフレット等の情報内容、提供の充実を図ります。
- ③ 村や地域ごとのまつり、その他各種行事を活用した観光・交流機会の拡充を図るとともに、多様なイベント等の開催を促進します。
- ④ 地元農産物や特産品等の地域ブランドを効果的に推奨するため、指定管理によるアンテナショップの運営を検討します。
- ⑤ アンテナショップの活用や、ライカム地区の大型商業施設と農水産業、商工業、観光業の連携を図ります。

### (3) 広域観光推進

- ① 北中城村観光案内所を活用し、ライカム地区広域交流拠点や世界遺産中城城跡、観光主要施設などから村内各地域への誘客や交流人口の増加に努めます。
- ② 中部広域圏市町村との連携体制を強化し、中城湾港へのクルーズ船寄港等を契機に中部広域一帯としての観光の魅力創出へ取り組みます。
- ③ MICE\*施設が誘致される本島東海岸地域の市町村との連携に努めます。
- ④ 多国語による案内サインやパンフレット整備、観光業従事者への語学習得支援など、外国人観光客の受け入れ態勢強化に努めます。

### (4) 人材育成、受け入れ態勢の強化

- ① 大学などとの連携により、地域案内ガイドや、農業体験や漁業体験、陶芸体験等、来訪者が地域の食・生活文化に触れることができる体験型交流を担う人材の発掘・育成に努めます。
- ② Wi-Fi など情報通信技術を活用した観光案内について検討します。
- ③ 主要な地域資源（公的施設・名所等）に関する観光案内誘導サインの整備を図ります。

#### 【用語解説】

\*MICE  
企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称です。

## 3. めざそう値

指標名	現状値	めざそう値	備考
村内観光入込客数（年間）	203,000人 （2018年度）	244,000人 （2024年度）	村内主要観光施設の来場者数

## 5-2 農業の振興

### 1. 現状・課題

本村の農業は、サトウキビを主とし、インゲンやマンゴー、パッションフルーツ等、亜熱帯の気候特性を活かした農作物が生産されています。

本村は、起伏に富んだ地形でまとまった農地の確保が難しく、水資源も充分ではありません。

また、近年は農業就業者の高齢化が急速に進行し、農業の担い手不足が深刻化しており、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない遊休化した農地が多くみられる。今後の農業のあり方としては、農業生産法人や担い手の育成・確保に努め、村農地バンク\*設置に伴い遊休地を解消し、農地流動化による経営規模の拡大を展開していくことが求められている。また、6次産業化に向け取り組みを図るなど、多様な経営のあり方が求められています。さらには、有用微生物群等を活用した多様な作目の生産を促進しつつ、本村の環境特性に応じた産地形成への取り組みが重要になります。

#### ■専業・兼業別農家数の推移

年次	農家数	専業農家	兼業農家			自給的農家
			総数	第一種兼業	第二種兼業	
平成2年	353	63	290	73	217	-
平成7年	290	66	224	32	192	-
平成12年	200	33	62	16	46	105
平成17年	207	30	40	7	33	137
平成22年	174	18	26	9	17	130
平成27年	119	12	14	5	9	93

資料：農林業センサス

※昭和54年から平成7年までは自給的農家も含んだ数値

※自給的農家とは経営耕地面積30a未満かつ農産物販売金額50万未満の農家

#### ■荒廃農地調査結果

年次	H28		H29		H30	
	行政区	面積(m <sup>2</sup> )	左記のうち、再生可能面積(m <sup>2</sup> )	面積(m <sup>2</sup> )	左記のうち、再生可能面積(m <sup>2</sup> )	面積(m <sup>2</sup> )
喜舎場	17,541	5,969	11,118	2,306	9,562	750
仲順	33,437	13,097	22,956	13,239	23,701	13,984
熱田	320,986	247,079	263,007	254,756	272,258	264,006
和仁屋	34,555	29,532	29,390	28,684	30,226	29,520
渡口	43,922	37,920	65,294	61,893	76,308	72,382
安谷屋	85,414	76,559	92,677	85,873	94,439	88,034
荻道	63,755	57,989	47,776	42,710	56,989	52,312
屋宜原	13,531	8,450	13,531	8,450	13,532	8,451
瑞慶覧	7,723	3,813	7,723	3,813	7,723	3,813
大城	13,312	2,560	7,884	3,307	9,334	4,756
島袋	34,240	6,019	32,510	6,019	34,241	6,019
合計	668,416	488,987	593,866	511,050	628,313	544,027

資料：農林水産課

#### 【用語解説】

##### \*農地バンク

農業への新規参入や農地の大規模化を促進するため、農林水産省が2014年度の設立した農地中間管理機構のことを指します。

#### 【用語解説】

##### \*6次産業化

第1次産業、第2次産業、第3次産業をまとめ、経営を多角化したものを指します。

## 2. 施策

### (1) 戦略的農業の推進

- ① 地場産業振興の一環として本村に適した新たな戦略品目の選定と生産の普及を推進します。
- ② 消費ニーズの高い安心・安全な農産物を供給するための有用微生物群の活用等による化学合成農薬の使用を低減した農業を推進し、北中城村産品アンテナショップでの流通促進、地産地消を図ります。
- ③ 起業家等による新たな農産物加工品等の開発および販売普及の支援を図ります。
- ④ 医食同源の考えを踏まえ、学習や体験等と一体となった多様な交流型農業の展開とともに、農を活かした健康・福祉の里づくりを促進します。
- ⑤ バイオガス発電を活用し、エネルギー（電気、熱）を利用した水耕栽培や食品加工等の施設を整備するとともに、そこで発生する消化液や固形物の液肥・堆肥化から圃場の土づくりを進め、営農環境の向上、6次産業化への展開に取り組みます。
- ⑥ 農地保全地域は、優良農地の保全を図るとともに、健康・福祉・観光交流など多様な産業との連携のもとで、農地の有効利用を推進します。

#### 【用語解説】

\*農地中間管理事業  
農地中間管理機構が農地の所有者から農地を借受け、必要な場合は基盤整備等の条件整備を実施した上で、認定農業者等担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸付ける事業です。

沖縄県においては、沖縄県農業振興公社が沖縄県知事より農地中間管理機構として指定を受け、同事業を実施しています。

### (2) 生産基盤の強化と生産性向上

- ① 産地形成および生産力の高い農地確保に向けて、農地中間管理事業\*により、遊休農地の集積、有効活用を図ります。
- ② 農業用水の確保に向けたかんがい施設の整備や、排水整備と一体となった農道整備、農地の耕土流出対策、土地改良等農業基盤整備を促進します。
- ③ 安定的な農業生産を確保するため、栽培施設の整備を促進します。

### (3) 農業経営の安定化

- ① 「人・農地プラン\*の実質化」に基づき、地域の担い手による安定した農業経営の確立や、農地の大規模化を促進します。
- ② 関係機関と連携し、農家の営農・経営指導の強化、市場ニーズに応じた生産・流通体制の構築などにより、村内農業の安定に向けた取り組みを促進します。
- ③ 観光産業や学校給食等と連携し、地域食材の供給拡大を図ります。

#### 【用語解説】

\*人・農地プラン

農業者が話し合いに基づき、地域の農業について中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（中心経営体）や、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村が公表するものを指します。

平成 24(2012)年から取り組みが始まりましたが、農地の集約化などについて、地域での話し合いや具体の取り組みが不十分であったため、令和元(2019)年、農林水産省より人・農地プランの実質化についての考え方が示されました。

## 3. めざそう値

指標名	現状値	めざそう値	備考
遊休農地面積	51ha (2018年度)	39ha (2024年度)	
水耕栽培による農業者の育成	0人 (2018年度)	5人 (2024年度)	40ft コンテナ式事業施設 8基稼働
バイオガス発電量	0kwh (2018年度)	20万kwh (2024年度)	バイオガス発電施設 2基 稼働

## 5-3 水産業の振興

### 1. 現状・課題

本村の水産業は、中城港湾熱田地区を生産活動の拠点とし、本村の名産品として定着しつつあるアーサ（ヒトエグサ）の養殖を主体とし、その他、近海魚等の水揚げがみられます。

沖縄県や漁業協同組合との連携を図り漁業生産力の向上及び漁業関連施設等の有効利用や適切な管理体制の強化が求められています。

また、水産業は地域資源を活用した体験型の観光・交流を進めていくうえでも重要な分野であり、それを担う人材の発掘・育成などが大切になります。

■養殖魚種別収穫量(のり類)

単位(t)

年度	平成20年 (2008年)	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)
収穫量	52	25	55	48	32	25	33	21	19

出典：沖縄農林水産統計年報



アーサ（ヒトエグサ）の養殖場



アーサ（ヒトエグサ）収穫の様子

## 2. 施策

### (1) 養殖漁業の拡充

- ① 本村の特産品であるアーサ（ヒトエグサ）養殖場の拡充整備を促進します。
- ② 漁業協同組合等との連携を強化し、養殖場を整備・監視し、良好な環境保全と併せてアーサ（ヒトエグサ）の漁獲量に応じた加工処理施設の整備支援を検討します。

### (2) 水産基盤の強化と生産性向上

- ① 県や漁協および各産業と連携し、漁家に対する漁具等の購入に関する支援や技術指導の強化、流通販売・食品加工などへの展開に取り組み、生産・流通の円滑化を図ります。
- ② 北中城村産品アンテナショップを中心に、水産物加工製品等の流通を促進します。
- ③ 漁業関連施設等の有効利用および適切な管理体制の強化を促進します。

## 3. めざそう値

指標名	現状値	めざそう値	備考
アーサ（ヒトエグサ） 収穫量	24.5t (2018年度)	40.0t (2024年度)	

## 5-4 雇用の創出と就業支援

### 1. 現状・課題

本村は、沖縄本島中部の主要都市に囲まれ、中部徳洲会病院の開院や大型商業施設の開業など、医療・福祉機能、商業施設が集積しているライカム地区においては雇用の創出が期待されています。

一方、その他の地域では商工業の集積はみられず、商・工業系の事業所は、主に幹線道路沿道に立地し、その大半が小規模な事業所となっています。

これら小規模な事業所に対しては、商工会との連携による経営安定化に向けた総合的な支援が求められます。また、就労を希望する村民や求人先の企業等に、相互に雇用情報を提供し、マッチングを図ることにより、新たな雇用の創出による失業者対策や、人手不足解消への対策が求められます。

また、返還軍用地の跡地利用が進むライカム地区などにおいて、健康関連産業の振興などが求められます。



北中城村雇用サポートセンターイメージ図

## 2. 施策

---

### (1) 新規産業の誘致

- ① 駐留軍用地跡地の活用により、新規産業の誘致に努めます。
- ② レンタルオフィスやコワーキングスペースなど多様な働き方をサポートする場づくりや民間企業と協働による創業支援に取り組みます。
- ③ ISCO（一般財団法人沖縄 IT イノベーション戦略センター）と連携し、村内 IT 関連産業の振興及び地域での IT の普及・利活用を促進します。
- ④ ライカム地区における医療・福祉関連の雇用促進を図るとともに、ヘルスツーリズムの可能性について検討します。

### (2) 中小企業の基盤強化や就業支援

- ① 商工会と連携して、中小企業の経営改善に向けた指導や相談体制の充実を図ります。
- ② 北中城村雇用サポートセンターにおける就業支援相談体制の強化に努めます。

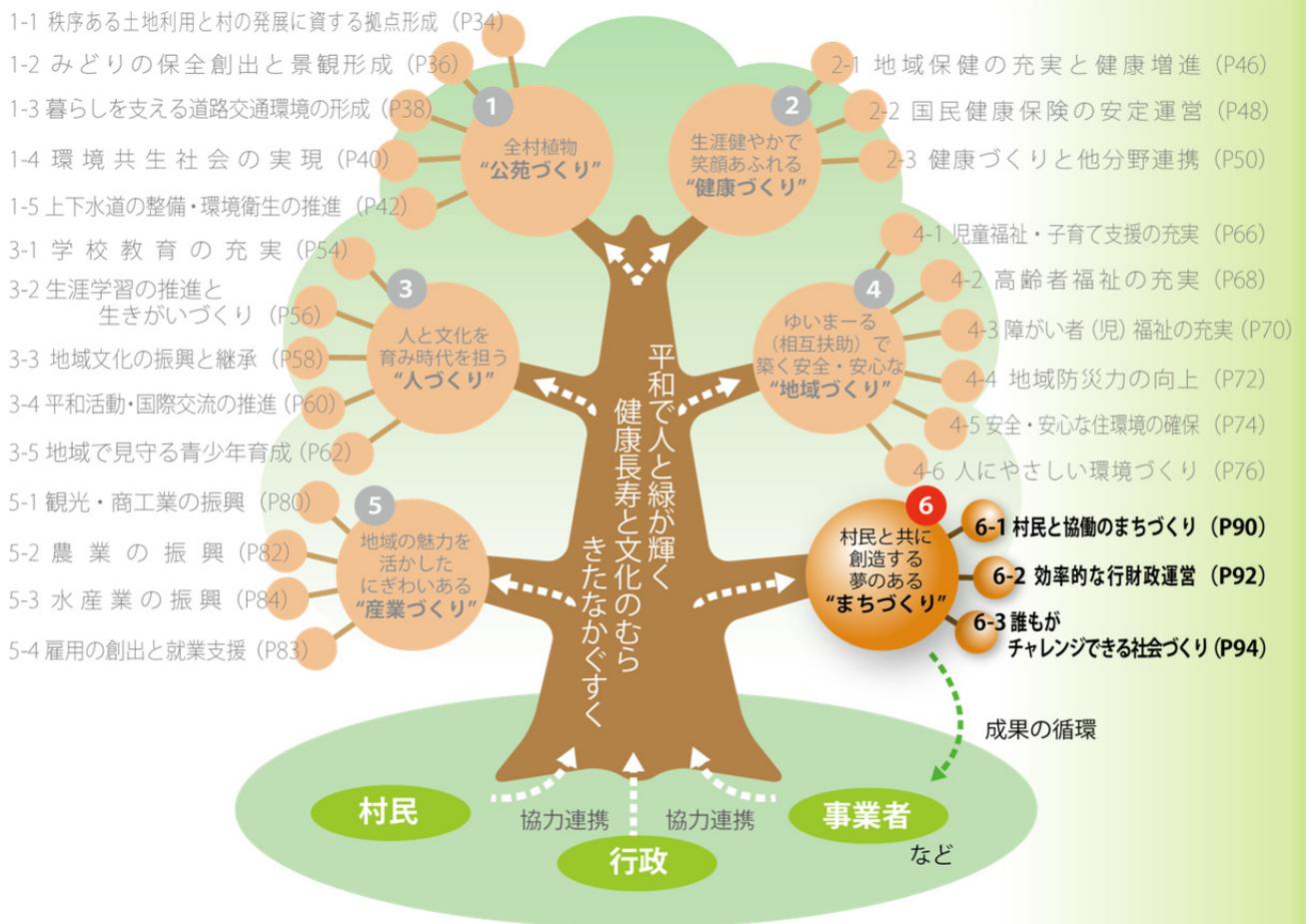
## 3. めざそう値

---

指標名	現状値	めざそう値	備考
雇用サポートセンター 就業率	4.3% (2018 年度)	9.0% (2024 年度)	

## 第6章

# 村民と共に創造する夢のある “まちづくり”



## 6-1 村民と協働のまちづくり

### 1. 現状・課題

わが国が地方分権型自治へと、その仕組みを大きく変えているなかで、本村においても、住民が自主性と自立性を一層高め、身近な地域の生活環境づくりに積極的に参画していくことが求められています。

一方、本村の各地域では、多くの歴史・文化資源が保全・継承されており、地域住民が主体となって特色ある地域づくりが進められています。その活発な活動は、徐々に輪を広げつつあります。まちづくりへの意向把握に努め、広報誌やICT等を活用し村民の意識向上を図る必要があります。

また、土地区画整理事業が完了し、市街化が進むライカム地区においては、急激な人口流入による地域の多様性が加速しています。当該地域住民同士の信頼関係を高め、地域の振興・発展に自ら取り組めるよう、コミュニティ形成を支援する必要があります。

今後は、住民が行政と共にまちづくりを考え、また住民が地域の課題解決や展望に向けて主体的に取り組んでいくことが重要です。そのため、行政主導のまちづくりから、住民参画による協働のまちづくりに向けた取り組みを進めることが求められます。



石平桜小路まつり（石平自治会）



仲順流り大会（仲順自治会）



大城ムーンライトコンサート（大城自治会）

## 2. 施策

### (1) 村民主体のまちづくりへの支援

- ① 村民自ら地域のことを自主的に取り組むことができるよう、様々な事業制度の情報提供など地域活動の支援に努めます。
- ② ライカム地区における協働のまちづくりを推進するため、コミュニティ組織の立ち上げを支援します。

### (2) まちづくりへの意識向上と参画機会の拡充

- ① まちづくりに対する村民の意識向上を図るとともに、ワークショップやアンケート、パブリックコメント\*など様々な手法による村民参画機会の拡充を図ります。

【用語解説】

\*パブリックコメント

公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に(=パブリック)に、意見・情報・改善案など(=コメント)を求める手続のことです。

### (3) 地域おこし協力隊等の活用によるまちづくり

- ① 地域の課題解決に向け取り組む「地域おこし協力隊」等を活用し、地域への協力活動を通じた新たな視点によるまちづくりを推進します。

## 3. めざそう値

指標名	現状値	めざそう値	備考
地域振興事業等の採択数	10 団体 (2015 年～2019 年)	10 団体以上 (2020 年～2024 年)	沖縄県地域振興事業の採択数

## 6-2 効率的な行財政運営

### 1. 現状・課題

人口増加傾向にある本村においても、今後は少子高齢化の進展に伴う税収の減少や社会保障関係費の増加が懸念されます。また、循環型社会や多様化する福祉サービスへの対応、「住んでみたい」「住み続けたい」と感じられる个性的かつ魅力的なまちづくり等に向けた新たな財政需要も見込まれます。

今後は、そのような状況下においてより一層の安定した財源の確保や効率的効果的な行政運営、民間活力等の活用、公有施設・財産の適正な維持管理により、中長期的な視点から持続可能な行財政運営に努めていく必要があります。

また、併せて人事評価制度の導入による役場組織全体の士気高揚、職員の資質向上を図るとともに、情報基盤の十分な活用等による業務の効率化を行い、行政力の向上に努める必要があります。

#### 【用語解説】

\* PFI

〔Private Finance Initiative〕

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して道路や下水道、学校、病院などの社会資本を整備する手法のことをいいます。1999年に「民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律(いわゆるPFI推進法)」が成立し、様々な公共施設の整備、維持管理が実施されています。

#### 【用語解説】

\* BTO

(Build Transfer Operate)

BTO方式とは、PFI方式の一種。民間事業者が設計・建設・工事監理を実施した後、施設の所有権を村に移管し、維持管理・保全業務を民間事業者が担うものです。民間事業者の資金で建設(Build)、完成後に施設の所有権を公共に移転(Transfer)、民間事業者が維持運営(Operate)を行うことからBTOと呼ばれています。



PFI\* (BTO) 方式\*による役場新庁舎建設

## 2. 施策

### (1) 効率的な行政の運営

- ① 沖縄振興特別推進市町村交付金（一括交付金）\*等を活用した事業、施策の立案を行います。
- ② 職員の能力・業績に基づく人事評価制度を活用し、人材の適正配置や公務能率向上を図り、充実した行政サービスの提供に努めます。
- ③ 職員の職務執行力・政策形成力の向上を図ります。
- ④ 効率的な業務の推進に向け、PFI\*等による庁舎建設や業務のNPO・民間委託、指定管理者制度\*の導入を図るとともに、多様な資金・技術力等の活用に努めます。
- ⑤ 教育委員会を役場庁舎に移転することで、業務の効率化と住民サービスの向上を図ります。

【用語解説】

\* 沖縄振興特別推進市町村交付金

（一括交付金）

沖縄振興に資する事業を市町村が主体的な選択に基づいて実施できる沖縄振興交付金のうち、経常的経費に対応する交付金として平成 24 年度に創設されました。

【用語解説】

\* 指定管理者制度

それまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることのできる制度です。

【用語解説】

\* ふるさと納税制度

個人住民税の一部を、納税者が選択する自治体に回せるようにする仕組みを指します。

【用語解説】

\* 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標のことです。基準財政収入額（税収の見込み額などの推計）を基準財政需要額（行政が事務を遂行するために必要な経費の推計）で除した数値を過去 3 ヶ年間について単純平均して求めます。国が地方公共団体に対する財政援助の程度を決定する際の指標として用いられています。財政力指数は「1」に近いほど財源力がある（財源に余裕がある）と見ることができ、沖縄県内 41 市町村の財政力指数の平均は 0.38（平成 30 年度（2018 年））です。

### (2) 行政情報化の推進

- ① 行政が保有する情報のオープンデータ化や自治体クラウドの導入検討に向けて取り組みます。
- ② 広報「北中城」の内容の充実に努めるとともに、役場ホームページや SNS 等で常時、新情報が提供できるような体制づくりに努めます。

### (3) 広域連携の推進

- ① 環境、交通、防災・救急、保健福祉、産業など様々な分野において国や県、近隣市町村との広域連携を推進するとともに、大学や企業との包括的な連携関係を構築することで、より高いパフォーマンスの実現に努めます。

### (4) 計画的な財政の運営

- ① 健全な財政と財政力の向上に努めます。
- ② 財政指標の公表及び中長期的な財政計画の策定を行います。
- ③ 総合管理計画に基づき、必要に応じて個別計画を策定し、公共施設や公有財産の適正管理を図ります。
- ④ 適正な課税及び時代に即した納税環境の拡充を引き続き図り、村税徴収率の向上による自主財源の確保に努めます。
- ⑤ 財源の重点的で効率的な配分、ふるさと納税制度\*等の活用による自主財源の確保を図ります。
- ⑥ 事務事業の整理合理化、経常経費の節減等適切な運営を図ります。

## 3. めざそう値

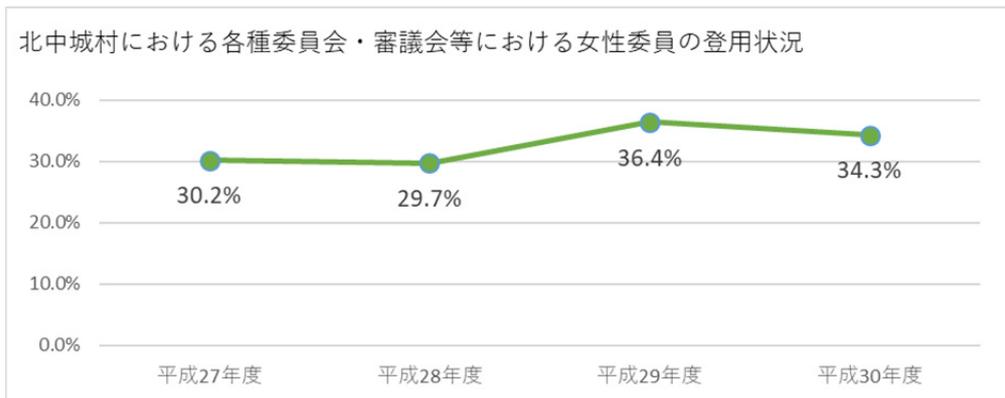
指標名	現状値	めざそう値	備考
財政力指数*	0.50 (2018 年度)	0.64 (2024 年度)	地方財政状況調査より
基金残高	11.5 億円 (2018 年度)	15.0 億円 (2024 年度)	地方財政状況調査より

## 6-3 誰もがチャレンジできる 社会づくり

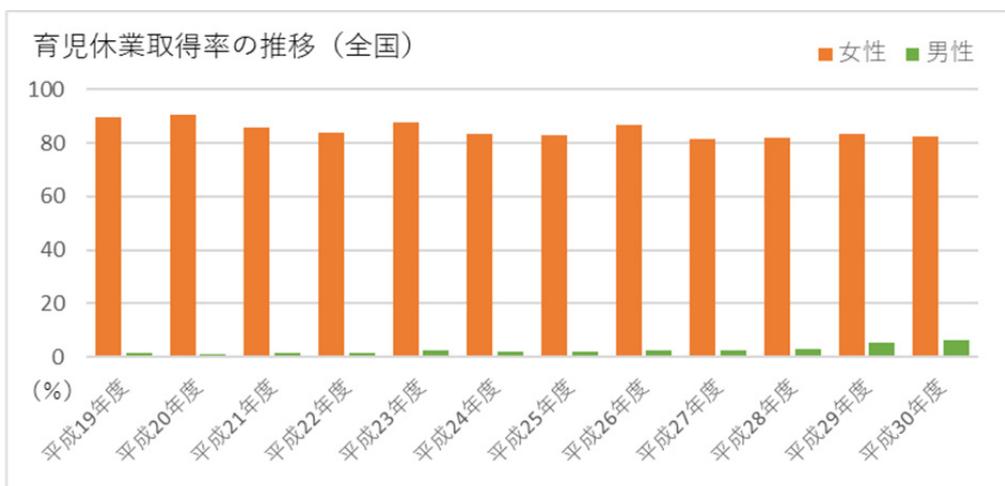
### 1. 現状・課題

近年、人口減少や少子高齢化が進み、労働力の主力となる生産年齢人口（15歳～64歳）が減少している中で、労働生産性を向上させるための「働き方改革」が国を挙げて進められています。また、誰もが公平に自分の目標や、やってみたい事にチャレンジでき、ワークライフバランスの実現によって、いきいきと豊かな人生を送ることは、個人にとっても企業や社会にとっても有益であることが示唆されています。

就労や家事・育児への男女共同参画の推進や、高齢者や外国人の雇用促進、時間や場所が固定されない柔軟な働き方など、それぞれの個性と能力が最大限に発揮できる意識・環境づくりが求められています。



資料：各種委員会・審議会等における女性委員の登用状況（総務課）



資料：平成30年度雇用均等基本調査（厚生労働省）

## 2. 施策

### (1) 誰もが活躍しやすい環境づくりの推進

- ① 女性の政策・方針決定の場への参画を促すとともに、各種審議会・委員会等における女性委員の登用など、女性の社会活動の促進を図ります。
- ② 男性の育児休業取得の促進を図るため、制度の普及啓発や意識向上、取得しやすい環境づくりに努めます。
- ③ 子育て支援や地域福祉の充実と、女性の雇用機会の拡充、就労条件の整備を図ります。
- ④ 高齢者が培ってきた経験や技能を活かすとともに生きがいを持って就労できるよう、高齢者の就労機会の充実に努めます。

## 3. めざそう値

指標名	現状値	めざそう値	備考
審議会等委員に占める女性の割合	34.3% (2018年度)	37.0% (2024年度)	これまでの状況及び県の指標を参考に設定。
役場男性職員の育児休業取得率	19.0% (2014年～2018年の平均)	25.0% (2020年～2024年の平均)	これまでの状況及び県の推移を参考に設定。各年、対象となる職員を母数として割合を算出。



# 資料編

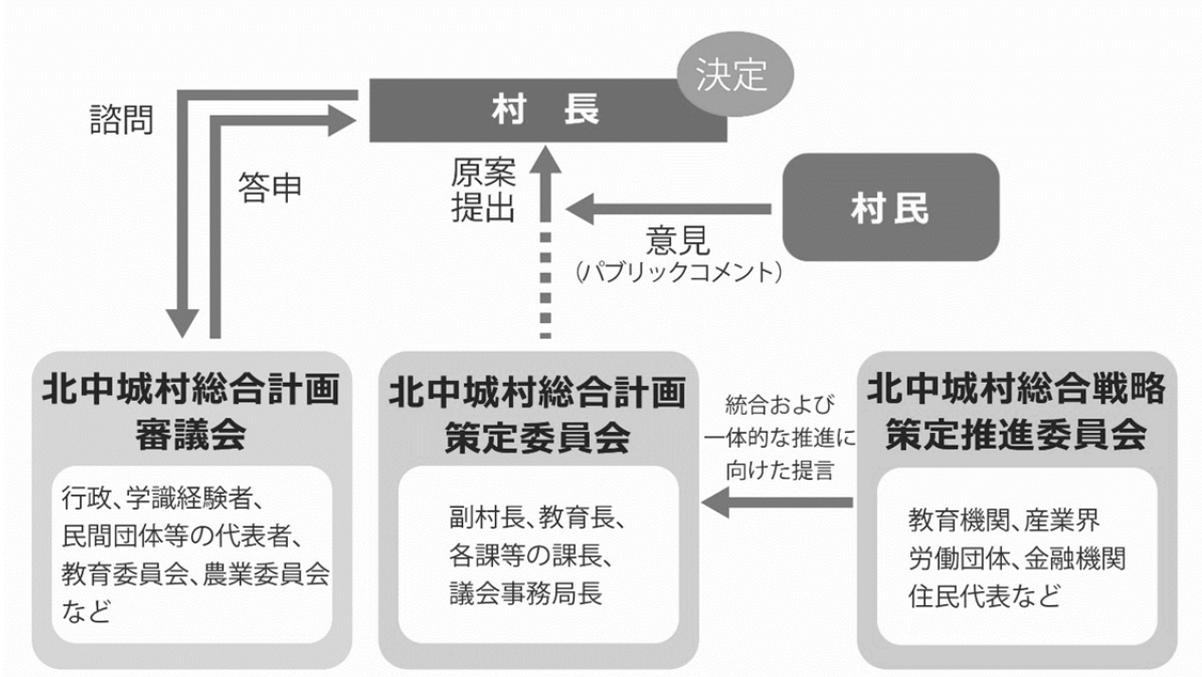
---

---

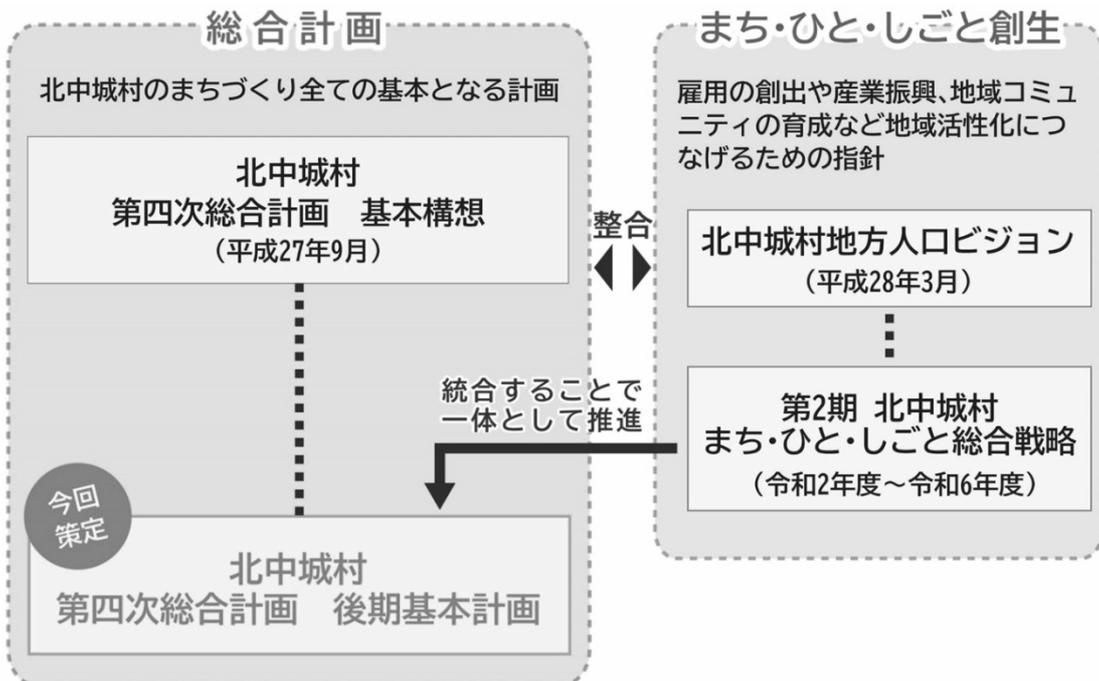
1. 北中城村第四次総合計画・後期基本計画 （第2期北中城村まち・ひと・しごと創生総合戦略）策定体制..	98
2. 総合計画と総合戦略の関係.....	98
3. 北中城村第四次総合計画・後期基本計画 （第2期北中城村まち・ひと・しごと創生総合戦略）策定経緯..	99
4. 北中城村総合計画審議会条例.....	100
5. 北中城村総合計画策定に関する規定.....	102
6. 北中城村総合戦略策定推進委員会 設置要綱.....	105
7. 北中城村第四次総合計画（案）について（諮問）.....	107
8. 北中城村第四次総合計画（案）について（答申）.....	108
9. 北中城村総合計画審議会 委員名簿.....	110
10. 北中城村総合計画策定委員会 委員名簿.....	111
11. 北中城村総合戦略策定推進委員会 委員名簿.....	112



## 北中城村第四次総合計画・後期基本計画 (第2期北中城村まち・ひと・しごと創生総合戦略) 策定体制



### 総合計画と総合戦略の関係



**北中城村第四次総合計画・後期基本計画  
 (第2期北中城村まち・ひと・しごと創生総合戦略)  
 策定経緯**

令和元年	8月19日	各課ヒアリング実施(住民生活課・税務課)
	8月20日	各課ヒアリング実施(総務課・建設課)
	8月22日	各課ヒアリング実施(農林水産課・福祉課・企画振興課)
	8月23日	各課ヒアリング実施(教育総務課・生涯学習課・上下水道課)
	8月27日	各課ヒアリング実施(健康保険課)
令和2年	1月23日	第1回北中城村総合計画策定委員会
	2月4日	北中城村総合計画審議会への諮問
	2月4日	第1回北中城村総合計画審議会
	2月14日	第2回北中城村総合計画策定委員会
	2月25日	第2回北中城村総合計画審議会
	3月1日	パブリックコメント(3月1日～10日)
	3月4日	第2回北中城村総合戦略策定推進委員会
	3月16日	第3回北中城村総合計画審議会
	3月17日	第3回北中城村総合戦略策定推進委員会
	3月23日	北中城村総合計画審議会からの答申
	3月23日	第3回北中城村総合計画策定委員会
		3月26日

# 北中城村総合計画審議会条例

(昭和 51 年 4 月 1 日条例第 3 号)

改正 平成 11 年 6 月 30 日条例第 16 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき北中城村総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、村長の諮問に応じ、本村の基本構想及び基本計画策定に必要な事項を調査審議する。

2 村長は、基本構想及び基本計画を議会に提出しようとするときは、あらかじめ審議会の意見をきくものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は委員 30 人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから村長が任命又は委嘱する。

- (1) 村教育委員会の委員
- (2) 村農業委員会の委員
- (3) 民間諸団体の代表者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 村の職員

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長をおき委員の互選でこれを定める。

2 会長は審議会を代表し会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は会長が招集する。

2 審議会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 会長は会議の議長となる。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会)

第 7 条 審議会に特定の事項を調査審議させるため、必要に応じて専門部会(以下「部会」という。)をおくことができる。

- 2 部会に属すべき委員は審議会の議を経て会長が指命する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き部会の委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は部会の会務を総理する。
- 5 副部会長は部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 部会の会議については前条の規定を準用する。この場合において「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
- 7 部会長は部会における審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。
- 8 各部会に幹事若干名置くことができる。

(意見の聴集等)

第8条 会長は会議に必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させその説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は企画開発課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関して必要な事項は村長が定める。

#### 附 則

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成11年6月30日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 北中城村総合計画策定に関する規程

(昭和 52 年 11 月 21 日規程第 4 号)

**改正** 昭和 63 年 5 月 21 日訓令第 4 号 平成 10 年 6 月 4 日訓令第 14 号  
平成 11 年 6 月 30 日訓令第 13 号 平成 16 年 3 月 31 日訓令第 7 号  
平成 17 年 3 月 22 日訓令第 4 号 平成 20 年 4 月 14 日訓令第 16 号  
平成 20 年 6 月 18 日訓令第 23 号 平成 22 年 7 月 5 日訓令第 11 号  
平成 26 年 7 月 7 日訓令第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、北中城村総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 総合計画 本村将来の健全な発展を促進するために策定する村政の総合的計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものとする。
- (2) 基本構想 本村の将来像を描き、村づくりの方針を明らかにする計画をいう。
- (3) 基本計画 基本構想にそって具体的な村の発展、村民生活向上のための方策、手段の大綱をあらわした計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画で定められた村の施策の大綱を村の行財政の中において、どのように実施していくかを明らかにするための計画をいう。

(計画策定の原則)

第 3 条 総合計画は、行政各部門相互の有機的関連を図るとともに、関係諸団体と連携を保ち、長期的視点と広域的視野にたつて総合的かつ計画的に全体として秩序と調和のあるものとし、本村の発展に資するよう策定しなければならない。

(基本構想の期間)

第 4 条 基本構想の期間は 10 年とし、原則として 10 年を経過するごとに検討を加え、更に 10 年の計画として策定する。

(基本計画の期間等)

第 5 条 基本計画は、5 年を経過するごとに検討を加え、更に 5 年の計画として社会経済情勢の推移に適應するように策定するものとする。

2 基本計画は、前項の場合のほか特に著しい社会経済情勢の変化又は特別な理由がない限り変更することができない。

(実施計画の期間等)

第6条 実施計画の期間は3年とし、会計年度ごとに区分し、1年度を経過するごとに検討を加え、更に3年間の計画として策定する。

2 実施計画は、次の各号のいずれかの理由による場合のほか、これを変更することができない。

- (1) 前項の規定により変更するとき。
- (2) 基本計画が変更されたとき。
- (3) 国又は県の計画の変更により著しい事務事業量の増減を生じたとき。
- (4) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。
- (5) その他村長が必要と認めたとき。

(総合計画策定委員会)

第7条 総合計画を策定するため、総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)をおき、次の者をもって充てる。

副村長、教育長、企画振興課長、総務課長、税務課長、会計課長、住民生活課長、福祉課長、健康保険課長、農林水産課長、建設課長、上下水道課長、教育総務課長、生涯学習課長、議会事務局長

- 2 委員長に副村長を、副委員長に企画振興課長をもって充てる。
- 3 委員会の庶務は、企画開発課企画係長において処理する。

(計画策定係)

第8条 総合計画策定に関する事務を担当させるため、各課(教育委員会含む。)の総合計画策定係(以下「計画策定係」という。)をおく。

- 2 計画策定係は、当該課に所属する職員のうちから村長が任命する。

(策定係の職務等)

第9条 計画策定係は、課長の指揮を受けて村の総合計画に含めるべき事務事業の方針及び具体的計画の立案並びに関連する連絡調整に係る事務を処理する。

- 2 計画策定係は必要と認めるときは、関係職員に対し資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

(基本構想、基本計画及び実施計画案の作成)

第10条 基本構想及び基本計画は、村長が定める方針に従い、各課の長が長期的かつ総合的に描く将来像案及びその所管に属する事務事業に関して立案した部門別計画案に基づき企画振興課長が総合調整して原案を作成する。

- 2 実施計画は、基本計画に従い、これを実現するように各課の長が作成した計画案に基づき企画振興課長が総合調整して原案を作成する。

(総合計画の決定)

第11条 総合計画は、委員会で作成した原案に基づき村長が決定する。ただし、基本構想及び基本計画については、あらかじめ北中城村総合計画審議会に諮問し、答申を受けるものとする。

(連絡会議)

第12条 企画振興課長は、必要があると認めるときは計画策定係を招集し会議を開くことができる。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年5月21日訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則(平成10年6月4日訓令第14号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成7年11月1日から適用する。

附 則(平成11年6月30日訓令第13号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月31日訓令第7号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月22日訓令第4号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月14日訓令第16号)

この訓令は、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年6月18日訓令第23号)

この訓令は、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成22年7月5日訓令第11号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年7月7日訓令第8号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

# 北中城村総合戦略策定推進委員会 設置要綱

平成27年6月1日訓令第22号

(設置)

第1条 本村の人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略等」という。）の策定及び見直し並びに総合戦略等に係る施策の検証を行なうため、北中城村総合戦略策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 北中城村人口ビジョンの策定に関すること。
- (2) 北中城村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び検証に関すること。
- (3) その他特に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 学識経験等を有する者
- (2) 公募による村民
- (3) 前各号の他村長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。ただし、委員の委嘱後最初に行われる会議に限り村長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第8条 委員長は、委員会における検討を円滑にするため、作業部会を設けることができる。

(会議の非公開)

第9条 委員会及び作業部会（以下「委員会等」という。）の会議は、公開することにより、公正又は円滑な会議の運営が阻害されるおそれ、特定の者に不当に利益を与えるおそれがあることから、原則として非公開とする。

(秘密保持義務)

第10条 委員は、まちづくりの根幹をなす村の機密事項を委員会等で取り扱うことを認識するとともに、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委員を退いた後においても、同様とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、企画振興課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

北中企第 889 号  
令和 2 年 2 月 4 日

北中城村総合計画審議会 殿

北中城村長 新垣 邦男

北中城村第四次総合計画後期基本計画（案）について（諮問）

北中城村総合計画審議会条例第 2 条第 2 項及び北中城村総合計画策定に関する規程第 11 条の規定により、別添北中城村第四次総合計画後期基本計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

令和2年3月23日

北中城村長 新垣 邦男 殿

北中城村総合計画審議会  
会長 島田 勝也  
〔公印省略〕

北中城村第四次総合計画後期基本計画（案）について（答申）

令和2年2月4日付け北中企第889号により、本審議会に諮問のあった北中城村第四次総合計画後期基本計画（案）について審議した結果、一部修正のうえ答申します。本計画の策定にあたっては、審議会の答申を十分に尊重され、村の将来像の実現に向け、引き続き努められるよう要望します。本審議会は3回の開催で大変活発な議論が交わされてきました。

内容的には長期的な取り組みに関わる項目も多く、次期総合計画に向けた意見もあることから、各委員からの意見を別添して添えることとします。第五次総合計画の策定においても同意見を踏まえた検討をお願いいたします。

(答申別紙)

## 北中城村第五次総合計画策定に向けての意見

本審議会は、基本構想および前期基本計画の評価・検証を踏まえ、後期基本計画の審議を行ってきたが、次期（第五次）総合計画に向けては、下記の点に留意されたい。

### (教育分野)

- ・ 教育分野は、幼児教育、学校教育、生涯（社会）教育が大きな柱である。第四次総合計画・後期基本計画においては、学校教育（第3編・第3章・3-1 学校教育の充実）に幼児教育が内包されているが、次期計画においては、同分野の重要性を加味した項目整理が望まれる。
- ・ 多言語教育については、英語教育の推進のほか、南米への移民など本村の歴史的特性を踏まえた取り組みについて検討が望まれる。

### (コミュニティ分野)

- ・ 宇ライカムにおいては、大規模マンションの建設に伴い移住者が急増しており、まちづくりにおける新たな村民との関係構築に向けた取り組みを進めることが望まれる。
- ・ まちづくりに関して、村民の声をより多く取り入れる、または多くの村民に関わってもらえる取り組みや、青年や子供などが地域に愛着を感じ、まちづくりに積極的に関わられるような取り組みを進めることが望まれる。

### (高齢者と交通環境分野)

- ・ 高齢者の虚弱（フレイル）対策の3要素である食事、運動、社会参画のうち、社会参画は交通環境の確保が重要である。自家用車に頼らなくとも不自由なく移動ができるなど、高齢者の交通環境の確保を図ることが望まれる。
- ・ 村運営のコミュニティバスの運行を評価しつつ、今後の充実拡充を望まれる。

### (総合的な観点から)

- ・ 本村第四次総合計画においては、ライカム地区の大規模開発の時期にあつて、本村の大きな変革期であったと認識している。今後は同変革期を経て、今回の第四次総合計画の後期を繋ぎとしつつ、次期総計「第五次総合計画」においては本村の将来像を描き指し示す重要な計画となることを現時点から認識しておくべきと考える。

## 北中城村総合計画審議会 委員名簿

NO	種別	氏名	備考
1	1号委員	徳村 永盛	北中城村教育委員会 教育長職務 代理者
2	2号委員	安座間 敏幸	北中城村農業委員会 職務代理者
3	3号委員	伊佐 信榮	北中城村自治会長会 会長
4	3号委員	安里 初恵	北中城村老人クラブ連合会 副会長
5	3号委員	與儀 勝也	北中城村青年連合会 事務局長
6	3号委員	仲本 恵子	北中城村婦人会連合会 副会長
7	3号委員	坂本 睦美	北中城村父母教師会連合会 事務局長
8	3号委員	安慶名 達宏	北中城村商工会 会長
9	3号委員	岩元 清一	佐敷中城漁業協同組合北中城支所 支所長
10	3号委員	大城 盛次郎	北中城村社会福祉協議会 会長
11	3号委員	糸村 昌祐	北中城村文化協会 琉球大学(兼第4号委員)
12	3号委員 (会長)	島田 勝也	北中城村観光協会 副会長 沖縄大学(兼第4号委員)
13	5号委員 (副会長)	比嘉 聰	北中城村 副村長

## 北中城村総合計画策定委員会 委員名簿

NO		氏 名	役 職
1	委員長	比嘉 聰	副村長
2	副委員長	石渡 一義	企画振興課長
3	委員	砂川 蕙重	教育長
4	委員	仲本 正一	総務課長
5	委員	奥間 かほる	税務課長
6	委員	米須 清喜	会計課長
7	委員	名幸 芳徳	住民生活課長
8	委員	安里 直彦	健康保険課長
9	委員	喜納 啓二	福祉課長
10	委員	楚南 兼二	農林水産課長
11	委員	鹿島 直昭	農林水産課参事
12	委員	瀬上 恒星	建設課長
13	委員	安次嶺 正春	上下水道課長
14	委員	喜納 克彦	教育総務課長
15	委員	與儀 光敏	生涯学習課長
16	委員	比嘉 直也	議会事務局長

## 北中城村総合戦略策定推進委員会 委員名簿

NO	分類	氏 名	備 考
1	教育機関	照屋 寛之	沖縄国際大学
2	行政機関	鹿島 直昭	北中城村農林水産課
3	産業界	安慶名 達宏	北中城村商工会
4	労働団体	宇根 信明	連合沖縄中部地域協議会
5	メディア	米須 清光	琉球新報中部支社
6	金融機関	国吉 誠	琉球銀行北中城支店
7	金融機関	池添 昭二	沖縄振興開発金融公庫
8	住民代表	安里 恵	北中城村婦人連合会
9	住民代表	奥間 智香枝	北中城村婦人連合会
10	住民代表	大城 盛太	北中城村青年連合会
11	士業	比嘉 安孝	比嘉司法書士事務所

---

---

# 北中城村第四次総合計画

基本構想・後期基本計画  
(第2期北中城村まち・ひと・しごと創生総合戦略)

発行年月 令和2年3月

発行者 北中城村役場 企画振興課

北中城村字喜舎場 426-2

TEL 098-935-2233

編集協力 株式会社 国 建

---

---



